

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

ニ在ラズ

第一項ノ規定ニ依リ保険院長官ニ保険契約申込書ヲ提出シタルトキハ其ノ寫本ヲ添ヘ其ノ旨地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ）ニ届出ツベシ

第二條 保険院長官保険契約ノ申込ヲ承諾シタルトキハ保險證書ヲ作成シ保險契約者ニ交付ス

保險證書ニハ左ノ事項ヲ記載シ保險院長官記名捺印ス

- 一 保險證書作成ノ年月日及記號番號
- 二 保險契約者ノ住所氏名
- 三 工事ノ場所、名稱及種類
- 四 工事ノ開始及終了ノ豫定年月日
- 五 労働者災害扶助責任保険法施行令第六條第一項第一號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ請負金額、同項第二號ノ規定ニ依ルモノニ付テハ賃金總額ノ見込額
- 六 保険料率
- 七 概算保険料額
- 八 拂込ミタル概算保険料ノ額及拂込年月日、概算保険料未拂込ノ部分アルトキハ其ノ額及拂込時期

第三條 労働者災害扶助責任保険法第四條但書ノ規定ニ依リ

下請負人が保險金受取人タル場合ニ於テハ保險契約者ハ其

〔北海道〕

ノ下請負人が扶助ヲ引受ケタルコトヲ證スル書面ヲ添ヘ左記事項ヲ保險院長官ニ届出ツベシ

- 一 保險證書ノ作成年月日及記號番號（保險證書ノ受領前ニ在リテハ工事ノ場所及名稱）
 - 二 保險契約者ノ住所氏名
 - 三 保險金受取人ノ住所氏名及其ノ工事ニ於ケル主タル事務ノ所在地
 - 四 扶助ヲ引受ケシメタル工事ノ種類、範圍及其ノ使用労働者男女別豫定延人員ノ概數
- 前項各號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク變更事項ヲ保險院長官ニ届出ツベシ
- 第四條 保險院長官ハ前條第一項ノ届出アリタルトキハ保險金受取人證書ヲ作成シ保險金受取人ニ交付ス
- 保險金受取人證書ニハ前條第一項各號ノ事項並ニ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號番號ヲ記載シ社會局長官記名捺印ス
- 第五條 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ遲滞ナク保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ添ヘ其ノ訂正ノ申請ヲ爲スベシ

〔北海道〕

労働者災害扶助責任保険法第四條但書ノ保險金受取人タル

下請負人が保險金受取人ヲザルニ至リタルトキハ保險契約者ハ其ノ旨保險院長官ニ届出ツベシ

第六條 保險證書又ハ保險金受取人證書ヲ亡失又ハ汚損シタルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第七條 保險契約者ハ日日ノ使用労働者男女別人員數ヲ記録シ毎月十日迄ニ前月分ヲ地方長官ニ届出ツベシ但シ請負金額ニ依リ保險料ヲ定メタル場合ニ於テハ日日ノ使用労働者男女別人員數ヲ記録スルヲ以テ足ル

第八條 保險契約者ハ工事終了後遲滞ナク左記事項ヲ保險院長官ニ届出ツベシ

- 一 保險證書作成ノ年月日及記號番號
 - 二 保險契約者ノ住所氏名
 - 三 工事ノ場所、名稱及種類
 - 四 工事ノ開始及終了年月日
 - 五 使用労働者男女別延人員
 - 六 請負金額ノ定アル工事ニ付テハ請負金額
 - 七 注文者ヨリ支給ヲ受ケタル工事用物ノ有無
- 前項ノ届出ニ際シテハ第二十條第三項ノ規定ニ依リ委託ヲ

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

受ケタル注文者ノ申告書ヲ併セテ提出スベシ

第九條 保險金受取人労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第三項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

- 一 保險證書ノ作成年月日及記號番號（保險金受取人保險契約者ナラザルトキハ保險金受取人證書ノ作成年月日及記號番號）但シ保險證書又ハ保險金受取人證書受領前ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所氏名及工事ノ場所及名稱
 - 二 労働者災害扶助法施行規則第五條ノ労働者死傷報告届出ノ年月日
 - 三 扶助ヲ受クル者ノ住所氏名及生年月日
 - 四 療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名、職業及學位又ハ稱號
 - 五 傷病ノ部位及經過
 - 六 療養ノ内容
 - 七 療養ニ要スル費用ノ見込額
 - 八 政府ノ指定スル醫師、齒科醫師又ハ病院ニ就キ療養ヲ受クルコト能ハザル事由
- 第十條 保險金受取人労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第四項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ前條第一號乃至第三

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

第五號乃至第七號ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

前項ノ申請ニハ醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スベシ

第十一條 前二條ノ規定ハ労働者災害扶助責任保険法施行令第十二條ノ規定ニ依リ政府ヨリ保険金ノ支拂ヲ受クル者ガ労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス但シ申請書ニ保險證書、保險金受取人證書又ハ労働者死傷報告ニ關スル事項ヲ記載スルコト能ハザルトキハ保險金受取人ノ住所氏名、工事ノ場所及名稱、事故發生ノ年月日並ニ事故ノ原因及發生狀況ヲ記載スベシ

第十二條 労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第三項又ハ同條第四項ノ承認ノ申請ハ療養ヲ擔當スル者ニ於テモ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第九條、第十條及前條但書ノ規定ヲ準用ス

第十三條ノ二 保險金受取人療養擔當者ヲ變更セントスルトキハ左記事項ヲ具シ豫メ地方長官ニ届出ツベシ但シ新ニ療養ヲ擔當セントスル者現ニ療養ヲ擔當スル者ト同一道府縣内ニ居住スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 保險證書ノ作成年月日及記載番號(保險金受取人保險

〔北海勞〕

契約者ナラザルトキハ保險金受取人證書ノ作成年月日及記載番號)但シ保險證書又ハ保險金受取人證書受領前ニ在リテハ保險契約者又ハ保險金受取人ノ住所氏名及工事ノ場所及名稱

二 労働者災害扶助法施行規則第五條ノ労働者死傷報告届出ノ年月日

三 扶助ヲ受クル者ノ住所氏名及生年月日

四 現ニ療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名

五 新ニ療養ヲ擔當セントスル者ノ住所氏名

第十三條 保險金受取人労働者災害扶助責任保険法施行令第四條第一項ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シ地方長官ニ申請スベシ

一 第九條第一號乃至第三號ニ掲グル事項

二 扶助ニ關スル從來ノ經過及扶助ヲ打切ラントスル事由

前項ノ申請ニハ扶助ヲ受クル者ノ現在ノ症状及將來ノ療養見込日數ニ關スル醫師ノ意見書ヲ添附スベシ

第十四條 保險金受取人保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ労働者毎ニ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

〔北海勞〕

四 病院收容ノ場合ニ於テ本人ノ収入ニ依リ生計ヲ維持スル者アルトキハ之ヲ證スル書類

五 障害扶助料ニ付テハ當該等級ニ相當スルコトヲ證スル醫師又ハ齒科醫師ノ診斷書

六 遺族扶助料ニ付テハ醫師ノ死亡診斷書、警察官署ノ檢死證又ハ市町村長ノ埋火葬認許證寫其ノ他死亡ヲ證スル書類及死亡者ノ戸籍謄本其ノ他遺族扶助料ヲ受クベキ者ト本人トノ續柄ヲ證スル書類

第十五條 削除

第十六條 扶助ヲ受クベキ者労働者災害扶助責任保険法施行令第十二條ノ規定ニ依ル保險金ノ支拂ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ記載シタル請求書ヲ保險院長官ニ提出スベシ

一 第十四條第一項各號ノ事項

二 事業主ヨリ扶助ヲ受クルコト困難ナル事由

三 既ニ受ケタル扶助ノ内容(療養ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ住所氏名及療養費、休業扶助料ニ付テハ休業年月日及期間並ニ金額、障害扶助料ニ付テハ其ノ該當等級及金額)

前項ノ請求書ニ付テハ第十一條但書及第十四條第二項(第

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

三 休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシコトニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書

取人ノ委任ヲ受ケ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

二 休業扶助料、障害扶助料、遺族扶助料及打切扶助料ニ付テハ扶助料ヲ受ケタル者ノ受取書其ノ他扶助料ヲ支給シタルコトヲ證スル書類但シ扶助ヲ受クベキ者保險金受取人ノ委任ヲ受ケ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

前項ノ請求書ニハ左記書類ヲ添附スベシ

一 療養費ニ付テハ療養ヲ擔當スル者ノ受取書但シ療養ヲ擔當スル者保險金受取人ノ委任ヲ受ケテ保險金ノ支拂ヲ請求スル場合ニハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

四 扶助種類別保險金額、療養ノ扶助ニ付テハ費用ノ詳細、休業扶助料ニ付テハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハザリシ日數及年月日、障害扶助料ニ付テハ障害ノ概要及該當等級、遺族扶助料ニ付テハ之ヲ受クル者ノ住所氏名、生年月日及本人トノ續柄

二 傷病者又ハ死亡者ノ住所氏名及生年月日

三 労働者治癒シタルトキ又ハ死亡シタルトキハ其ノ年月日、未治癒ノトキハ其ノ旨

一 第九條第一號、第二號及第五號ニ掲グル事項

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

二號ヲ除クノ規定ヲ準用ス

保険院長官第一項ノ請求書ヲ受ケ扶助ヲ受クベキ者ニ直接
 保険金ヲ支拂ヒタルトキハ保険金受取人ニ其ノ旨通知ス

第十七條 第九條乃至前條ノ適用ニ付労働者災害扶助法施行
 規則第五條ノ規定ニ依ル労働者死傷報告ノ届出ヲ爲スコト
 ヲ要セザル場合ニ於テハ労働者死傷報告届出ノ年月日ニ代
 ヘ事故ノ原因及發生狀況ヲ記載スベシ

第十八條 保険契約者及保険金受取人ハ工事ノ主たる事務所
 (工事終了後ニ在リテハ保険契約者又ハ保険金受取人ノ住
 所)ニ保険ニ關スル書類ヲ備置クベシ
 保険ニ關スル書類ハ扶助ノ終リタル日ヨリ三年間之ヲ保存
 スベシ

第十九條 本則ニ依リ保険院長官ニ提出スベキ書類ハ工事ノ
 主たる事務所ノ所在地(保険金ノ請求ニ付テハ扶助開始後
 ニ於テ扶助ヲ受クル者ガ工事ノ主たる事務所ノ所在スル道
 府縣以外ノ道府縣ニ移轉シタルトキハ其ノ居住地)ヲ管轄
 スル地方長官ヲ經由スベシ但シ第一條第一項ノ保険契約申
 込書ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十條 労働者災害扶助責任保険ニ付スル工事ノ注文者請
 負者ニ工事用物ヲ支給シタルトキハ工事終了後遅滞ナク其

五六八

ノ支給シタル物ノ種類別數量及左ノ各號ニ依リ算定シタル
 價額ヲ保険院長官ニ申告スベシ

一 注文者ガ購買シタル物ニ付テハ其ノ購買價格
 二 注文者ガ其ノ業トシテ生産又ハ製造シタル物ニ付テハ
 其ノ支給ノ時ニ最近接シテ注文者ガ販賣シタル通常ノ價
 格

三 前二號ニ依リ難キ物ニ付テハ其ノ見積價格
 地方長官ハ前項ノ注文者ニ對シ請負金額其ノ他必要ト認ム
 ル事項ノ申告ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當シタル者ハ百圓以下ノ罰金
 又ハ科料ニ處ス

一 第一條第一項但書、同條第二項、同條第三項、第七條、
 第八條又ハ第十八條ノ規定ニ違反シタル者
 二 前條ノ申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル者
 三 本則ニ依リ保険院長官又ハ地方長官ニ提出スル書類ニ
 虚偽ノ事實ヲ記載シタル者

第二十二條 労働者災害扶助責任保険ニ付スル工事ノ注文
 者、保険契約者、保険金受取人又ハ扶助ヲ受クベキ者未成
 年者若ハ禁治産者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用ス

〔北海勞〕

〔北海勞〕

トス

一 工事ニシテ二以上ノ種類ヲ包含スルトキハ高キ料率ニ據ル
 但シ其ノ種類毎ニ請負金額又ハ賃金額ガ區分セラルル場合ニ
 ハ此ノ限ニ在ラス

附則

昭和六年十一月内務省告示第二百六十六號ハ之ヲ廢止ス

(別表)

工事ノ種類	請負金一萬圓 當リノ保険料	賃金一圓當 リノ保険料
第一項第二號(四)ノ工事	四三	六三
隧道工事	一一四	四五
地下鐵道建設工事(但シ 閉塞式ニシテ上表部ヲ一 般交通ノ用ニ供セザルモ ノヲ除ク)	一六六	三二〇
水力發電用建設土木工事	二一四	一〇五
鐵道軌道工事	六六	三八
河川工事	二三	一六
土地整理工事	五六	三四

五六九

●労働者災害扶助責任保険
 ニ於ケル保険料率

昭和十五年九月十八日
 厚生省告示第百八十八號

労働者災害扶助責任保険ニ於ケル保険料率左ノ通定メ昭和十
 五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

労働者災害扶助責任保険ニ付スル工事ノ保険料率ハ別表ノ通

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

道 路 工 事	四六	二二
道 路 鋪 装 工 事	一八	二〇
工 作 物 ノ 破 壊 工 事	一	四五
建 築 工 事	一八	二〇
鐵 骨 鐵 筋 又 ハ 鐵 筋 混 凝 土 造 家 屋 建 築 工 事	二七	三八
鐵 骨 家 屋 建 築 工 事	二〇	三五
家 屋 附 帶 設 備 工 事	六	一一
機 械 器 具 ノ 組 立 又 ハ 据 付 工 事	二二	六五
橋 梁 工 事	五二	三二
其 ノ 他 ノ 工 事	三五	二九

●労働者災害扶助責任保険 審査會規程

昭和六年十二月二十八日
勅令第二百九十五號

改正 昭和一三年勅令第二〇號

朕労働者災害扶助責任保険審査會規程ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

労働者災害扶助責任保険審査會規程

- 第一條 労働者災害扶助責任保険審査會ハ厚生大臣ノ監督ニ屬シ労働者災害扶助責任保険法第九條ノ規定ニ依リ労働者災害扶助責任保険ニ關スル事項ヲ審査ス
- 第二條 審査會ハ會長一人及委員十人ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 會長ハ保險院長官ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ左ニ掲グルモノヲ以テ之ニ充ツ
 - 一 司法省民事局長
 - 二 厚生省労働局長
 - 三 保險院社會保險局長
 - 四 法制局高等官
 - 五 商工省高等官
 - 六 學識経験アル者

一人
一人
一人
一人

〔北海勞〕

〔北海勞〕

- 七 事業主ノ利益ヲ代表スル者 二人
- 八 労働者ノ利益ヲ代表スル者 二人
- 第四條 前條第二項第四號乃至第八號ノ規定ニ依ル委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 第五條 第三條第二項第六號乃至第八號ノ規定ニ依ル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ
- 第六條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ厚生大臣ノ指定スル委員其ノ職務ヲ代理ス
- 第七條 審査會ノ會議ハ委員過半数出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ
審査會ノ議決ハ出席委員ノ過半数ニ依ル可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル
- 第八條 審査會ノ審査ノ決定ハ理由ヲ附シタル文書ヲ以テ之ヲ請求人ニ交付ス
- 第九條 審査會ニ幹事ヲ置ク厚生大臣ノ奏請ニ依リ厚生部内ノ高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第十條 審査會ニ書記ヲ置ク厚生部内ノ判任官ノ中ヨリ厚生

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

- 大臣之ヲ命ズ
- 書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
- 第十一條 本令ニ規定スルモノノ外審査會ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
- 附 則
- 本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

●労働者災害扶助責任保険 審査會規程施行規則

昭和六年十二月二十八日
内務省令第三十六號

- 労働者災害扶助責任保険審査會規程施行規則左ノ通定ム
- 労働者災害扶助責任保険審査會規程施行規則
- 第一條 労働者災害扶助責任保険法第九條ノ規定ニ依リ労働者災害扶助責任保険審査會ノ審査ヲ受ケムトスル者ハ左記事項ヲ記載シタル審査請求書ニ記名調印シ證據書類アルトキハ之ヲ添附シ労働者災害扶助責任保険審査會ニ提出スベシ
- 一 請求人ノ住所氏名及保険契約者又ハ労働者災害扶助責

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

- 一 任保険法第四條但書ノ保険金受取人ノ別
 - 二 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記載番號
 - 三 請求ノ趣旨
 - 四 請求ノ理由
 - 五 證據方法
 - 六 年月日
- 代理人ニ於テ審査請求ヲ爲ス場合ハ委任狀ヲ添附シ代理人ニ於テ審査請求書ニ記名調印スベシ
- 前二項ノ規定ハ審査請求ノ取下ニ之ヲ準用ス但シ第一項第四號及第五號ノ事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ
- 第二條 審査會ニ於テ審査請求書ヲ受ケタルトキハ其ノ原本ヲ作成シ【社會局】ニ之ヲ送付スベシ
- 第三條 【社會局】ニ於テ前條ノ原本ヲ受ケタルトキハ辨明書ヲ審査會ニ提出スベシ
- 第四條 審査ハ文書ニ就キ之ヲ爲ス但シ必要アリト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
- 第五條 審査ノ決定書ニハ左記事項ヲ記載スベシ
- 一 請求人ノ住所氏名
 - 二 代理人ニ依ル審査請求ノ場合ニ在リテハ其ノ代理人ノ住所氏名

〔北海勞〕

- 三 保險證書又ハ保險金受取人證書ノ記載番號
 - 四 事實及争點ノ要旨
 - 五 決定ノ趣旨
 - 六 決定ノ理由
 - 七 年月日
- 前項ノ決定書ノ原本ニハ會長署名捺印スベシ
- 第六條 審査會ハ前條ノ決定書ノ原本ニ基キ正本副本各一通ヲ作成シ審査會ノ印ヲ捺捺シテ遲滞ナク正本ハ之ヲ審査請求人ニ交付シ副本ハ【社會局】ニ交付スベシ
- 第七條 審査請求ガ労働者災害扶助責任保険法ニ依リ其ノ審査請求ヲ爲スベカラザルモノナルトキ又ハ適法ノ手續ニ違反スルモノナルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却下スベシ但シ手續ノ缺點ハ之ヲ補正セシムルコトヲ妨ゲズ
- 第八條 審査會ノ決定ヲ經タル事件ニ付テハ前條ノ規定ニ依リ却下セラレタル場合ヲ除クノ外審査會ノ再審査ヲ請求スルコトヲ得ズ
- 第九條 請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承継人ニ於テ審査請求ヲ受繼グモノトス
- 附則
- 本則ハ労働者災害扶助責任保険法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔北海勞〕

●労働者災害扶助責任保険契約申込書記載事項変更届ニ關スル件

昭和七年四月一日
勞務第一二五號社會局労働部長

保險契約申込書記載事項変更届

保險證書作成ノ年月日及記載番號(保險證書受取前ニ在リテハ工事ノ場所及名稱)	工事ノ名稱及 其 場 所
保險契約者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地及名稱)	變 更 事 項 ノ 名 稱
保險契約申込書記載シ又ハ既ニ届出ラ成シタル變更前ノ事項	變 更 後 ノ 事 實

労働者災害扶助責任保険法施行規則第一條第二項ニ依ル保險契約申込書記載事項變更届ノ様式ハ一定スルノ要ナキモ様式ニ付何出アリタル場合ハ届出カ體ヲ爲ササルトキ又ハ左記様式ニ依ラシムル様致度

記

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

保険契約申込書記載事項中右ノ通變更有之候ニ付労働者災害扶助責任保険法施行規則第一條第二項ニ依リ此段及届出候也

昭和 年 月 日

保險契約者
氏名、捺印

社會局長官殿

注意

- 一 保險契約申込書記載事項中豫定、見込額、概要等トアルモノニ付テハ著シキ變更ナキ限リ届出ヲ爲ササルモ差支ナシ
- 二 用紙ノ大キサハ美濃半折大トス
- 三 本届書ハ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト
- 四 本届書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

注意 規則第一條ニ依リ其都度届出ツヘシ此ノ届書ニハ選任契約書寫ト代理人ノ履歷書トヲ添附ノコト法人ナルトキハ代表者氏名

(第二號様式) 扶助代理人選任届

- 一、事業名及事業ノ種類
- 二、事業場所在地
- 三、扶助代理人

本籍地

現住所

〔北海道〕

〔北海道〕

(氏名)

年 月 日生

右今般

昭和 年 月 日

(住所)

事業場ノ扶助代理人ニ選任候ニ付労働者災害扶助法施行規則第一條ニ依リ及御届候也

事業主

氏

名(印)

北海道廳長官殿

注意 選任届ニハ寫ヲ添付スヘキヲ以テ契約書ノ下ニ「寫」ト記入提出スヘシ法人ナルトキハ代表者氏名

(第一號様式) 扶助代理人選任契約書

- 一、事業主 何 某 ハ労働者災害扶助法施行規則第一條ニ依リ 何 某 ヲ以テ事業場ノ扶助代理人ニ選任シ事業場扶助代理ニ關スル一切ノ權限ヲ附與ス
- 一、被選任者 何 某 ハ右事業場扶助代理人タルコトヲ承諾シ併セテ労働者災害扶助法及之ニ基キテ發スル命令並ニ之ニ依リ爲ス行政官廳ノ處分ヲ遵守シ若シ之ニ違反ノ際アリタル場合ハ其全責任ヲ負フコトヲ承諾ス

(住所)

事業主 (氏名捺印)

事業場 (印)

扶助代理人承諾者 (氏名捺印)

(印)

注意 其都度選滞ナク届出ルモノトス法人ナルトキハ代表者氏名

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

(災保様式甲第二號) 保険契約申込書(本局) (裏面ノ注意事項ヲ参照スルコト)

昭和十年四月改刷

五八〇

工事ノ名稱	工事ノ場所	工事ノ主たる事務所ノ所在地及名稱	保険契約申込者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地及名稱)	工事カ請負ナルトキハ注文者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地及名稱)	工事開始ノ豫定年月日	昭和 年 月 日	工事終了ノ豫定年月日	昭和 年 月 日	請負金額	種別	数量	見積價額	計	男	女	使用労働者豫定延人員ノ概數	及賃金總額ノ見込額	男女別 豫定延人員	標準賃金	賃金總額	概算保險料總額(一錢未満切捨)	概算保險料總額	工事開始前ニ拂込ムヘキ概算保險料額
合計(紙面不足ノ場合ニハ別紙ヲ添付スルコト)													概算工費費用概算額 (請負ナラサルトキ又ハ請負金額ノ定ナキトキ記入スルコト) 工事設計ノ概要 工事ノ規模及種類ヲ知ルニ必要ナル事項ヲ記入スルコト										

[北海道]

[北海道]

保險料算定ノ基礎タル請負金額 (請負金額ニ注文者ヨリ受給シタル金額ニシテ、凡工費用ノ見積價額ヲ加算シタル金額)	請負金額又ハ注文者ヨリ受給シタル工費用ノ見積價額ヲ加算シタル金額一萬圓當リ	請負ナラサルトキ又ハ請負金額ノ定メナキトキハ賃金一圓當リ	保險料額	概算保險料總額(一錢未満切捨)	概算保險料總額	工事開始前ニ拂込ムヘキ概算保險料額
労働者災害扶助責任保険法第三條同施行令第一條及同施行規則第一條ニ依リ右保險契約申込候也 昭和 年 月 日 保險契約申込者 氏名 (法人ニ在リテハ代表者ノ氏名) 社會局長官 殿 右ノ通保險契約申込候條労働者災害扶助責任保險法施行規則第一條第三項ニ依リ此段及届出候也 昭和 年 月 日 保險契約申込者氏名捺印 北海道廳長官 殿						

注意

一 本屆書ハ保險契約申込書ノ提出ト同時ニ工事場ヲ所轄スル警察署ニ提出スルコト
 尙送付スル場合ニハ封書ノ表ニ災害保險ト記載スルコト

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

五八一

(災保様式甲第三號)

保険金受取人届

保険證書作成ノ年月日及記號番號 (保險證書受取前ニ在リテハ工事ノ場所及名稱)			
保險契約者ノ住所氏名 (法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱)			
下請負人タル保險金受取人ノ住所氏名 (法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱)			
下請負人タル保險金受取人ノ工事ニ於ケル主タル事務所ノ所在地及名稱			
下請負人タル保險金受取人ノ扶助ヲ引受ケルメタル工事ノ種類及範圍		男 女 計	

右ノ通下請負人ヲ保險金受取人ト相定メ候條労働者扶助責任保険法施行規則第三條ニ依リ同人カ扶助ヲ引受ケタル書面ヲ相添ヘ此段及届出候也

昭和 年 月 日

保險契約者氏名捺印

社会局長官 殿

- 注意
- 一 本届書ハ工事場所所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
 - 二 下請負人タル保險金受取人ノ工事ノ事務所ノ所在地カ下請負人タル保險金受取人ノ住所ト同一ナルトキハ本届書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル
 - 三 本届書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

〔北海勞〕

〔北海勞〕

保險金受領代理人届

保險證書作成ノ年月日及記號番號	
工 事 ノ 名 稱	
保險契約者ノ住所氏名	
委任ヲ受ケタル保險金受取代理人住所氏名	
委任ヲ受ケケル事項	

右ノ通保險金ノ受領代理人ヲ相定メ候條委任狀ヲ相添ヘ此段及届出候也

昭和 年 月 日

保險契約者

社会局長官 殿

○保險金受取人届添付書々式ニ關スル件

(昭和七年三月九月 勞務第八五號 社会局長官 労働部長)

労働者災害扶助責任保険法施行規則第三條第一項ニ依ル保險

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

金受取人届(災保様式甲第三號)ニ添付スヘキ下請負人カ扶助ヲ引受ケタルコトヲ證スル書面ノ書式ハ一定スルノ要ナキモ書式ニ付何出アリタル場合又ハ届出力體ヲ爲ササルトキハ左記参考案ニ依ラシムル様式度

記

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

(参考案ノ一) 扶助引受證

- 一、元請負人ノ住所氏名
 - 一、工事ノ場所
 - 一、工事ノ名稱
 - 一、労働者災害扶助責任保険證書記號番號(未々證書ヲ受ケサルトキハ保險契約申込年月日)
 - 右工事ノ全部ヲ拙者(弊社)ニ於テ貴殿(貴社)ヨリ下請負仕候處之ニ使用スル労働者ノ扶助ニ關シ労働者災害扶助法令ニ基テ扶助義務ノ一切ヲ拙者(弊社)ニ於テ引受候也
- 昭和 年 月 日 住所

元請負人 何 某殿

下請負人

氏

名

(参考案ノ二) 扶助引受證

- 一、元請負人ノ住所氏名
 - 一、工事ノ場所
 - 一、工事ノ名稱
 - 一、労働者災害扶助責任保険契約ノ保險證書記號番號(未々證書ヲ受ケサルトキハ保險契約申込年月日)
 - 右工事ノ内左記ノ部分ヲ拙者(弊社)ニ於テ貴殿(貴社)ヨリ下請負仕候處拙者(弊社)下請負ノ工事ニ使用スル労働者ノ扶助ニ關シ労働者災害扶助法令ニ基テ扶助義務ノ一切ヲ拙者(弊社)ニ於テ引受候也
- 記
- 一、下請負工事ノ範圍及種類

〔北海道〕

〔北海道〕

一、使用労働者決定証人員ノ概數

昭和 年 月 日

住所

下請負人

氏

名

元請負人 何 某殿

(参考案ノ三)

工事下請負契約書中ニ左ノ一項ヲ加ヘ其ノ契約書ノ寫ヲ作成シ元請負人又ハ下請負人カ原本ト相違ナキコトヲ證明(記名捺印ヲ要ス)スルコト

- 一、本工事ニ使用スル労働者ノ扶助ニ關シテハ労働者災害扶助法令ニ基テ扶助義務一切ヲ(下請負人何某)ニ於テ負フモノトス

(災保様式甲第四號)

工事終了届

(裏面ノ注意事項ヲ参照スルコト)

昭和十年四月改刷

保險證書作成ノ年月日記號番號	昭和 年 月 日	昭 第 號
工事ノ名稱		
工事ノ場所		
保險契約者ノ住所氏名 (法人ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地及名稱)		
工事開始ノ年月日	昭和 年 月 日	工事ノ種類 (保險證書ニ記載セラレタル保險料率適用上ノ工事ノ種類ヲ記入スルコト)
工事終了ノ年月日	昭和 年 月 日	
		工事

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

災保様式甲第七號

指 令 第 號	起 案 昭 和 年 月 日	決 議 昭 和 年 月 日	施 行 昭 和 年 月 日	第 號
照約保 合票契				
照者死 合票病				
記入 同上				

指 令 第 號	起 案 昭 和 年 月 日	決 議 昭 和 年 月 日	施 行 昭 和 年 月 日	第 號
照約保 合票契				
照者死 合票病				
記入 同上				

入院承認、不承認ノ件
本件申請承認、朱書更訂ノ通事
ト被認候決定ノ上例文ニ依リ通知
相成可然候

地方 廳 長

注 一、本申請書ハ工場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳長)ニ提出ス。二、提出ス。三、提出ス。四、提出ス。五、提出ス。六、提出ス。

災保様式甲第八號

指 令 第 號	起 案 昭 和 年 月 日	決 議 昭 和 年 月 日	施 行 昭 和 年 月 日	第 號
照約保 合票契				
照者死 合票病				
記入 同上				

指 令 第 號	起 案 昭 和 年 月 日	決 議 昭 和 年 月 日	施 行 昭 和 年 月 日	第 號
照約保 合票契				
照者死 合票病				
記入 同上				

看護附添承認不承認ノ件
本件申請承認、朱書更訂ノ通事
ト被認候決定ノ上例文ニ依リ通知
相成可然候

地方 廳 長

注 一、本申請書ハ工場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳長)ニ提出ス。二、提出ス。三、提出ス。四、提出ス。五、提出ス。六、提出ス。

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

〔北海道〕

〔北海道〕

北海道長官殿

(電話) (番)

第六章 勞働者災害扶助法並勞働者災害扶助責任保險法

見意ノ師醫	扶助ヲ受クル者ノ現在ノ症狀並ニ將來ノ見込療養日數	將來療養ノ爲休業ヲ要スル見込日數	日間	將來ノ見込療養費額	第 級
	右ノ通意見提出候也 (診療所所在地) 昭和 年 月 日	氏 名	捺 印		

右打切扶助料支給ニ付承認相成度勞働者災害扶助責任保險法施行令第四條第一項及同施行規則第十三條ニ依リ此段及申請候也
昭和 年 月 日

申請者(保險金受取人)住所氏名捺印

(災保様式甲第十一號) 保險金請求書 (日本醫師會所屬健康保險醫カ診療ヲ爲シタル場合ノ療養費) 青刷

保險證書作成ノ年 月 日	昭和 年 月 日	下請負人カ保險金受取人ナルトキハ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號番號	昭和 年 月 日
月日及記號番號	昭和 年 月 日	下請負人カ保險金受取人ナルトキハ其ノ住所氏名	昭和 年 月 日
保險契約者ノ住所氏名			
工事ノ場所及名稱			
扶助ヲ受クル者	男 (氏名) 年 月 日生 (住所)		(負傷又ハ發病年月日) 昭和 年 月 日
傷病名及傷病ノ部位			昭和 年 月 日
傷病ノ經過概要及治療未治療死亡等ノ別	勞働者死傷報告届出年月日 (勞働者死傷報告届出ノ要ナキモノ及扶助ヲ受クル者又ハ診療ヲ繼續スル者ガ請求スル場合ニ於テ勞働者死傷報告届出年月日ヲ記載スルコト能ハザルトキハ事故ノ原因及發生狀況)		

〔北海勞〕

(昭和 年 月 日)

〔北海勞〕

療 養 費		第 回 目 請 求 (同一傷病ニ付爲シタル請求回數)	
療養ノ種類	請求	在定 (道府縣醫 師會記入)	在定 (社會局 記入)
	療養ノ回數 日數等	點數 意見	點數 金額
初診料 (昭和 年 月 日)			
往診料 (片道 里 町)			
入院外(自 月 日 至 月 日)	藥劑		
	處置		
	手術		
	物理的療		
	其他		
入院中	手術		
入院料(自 月 日 至 月 日)			
看護料(自 月 日 至 月 日)			
移送費			
計			
事業主ノ負擔額			
差引 殘			

第六章 勞働者災害扶助法並勞働者災害扶助責任保險法

委任状

右保険金ノ請求並受領ヲ

昭和 年 月 日

委任者 労働者災害扶助責任保険法施行規則第十四條及同第十五條ニ依リ右保険金及請求候也

ニ委任候也

請求者 (保險金受取人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者) 住所氏名捺印

委任者 保險金受取人住所氏名捺印

昭和 年 月 日

請求者 (保險金受取人又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者) 住所氏名捺印

社會局長官 殿

◎移送料ヲ請求セントスルトキハ必ス其領收證ヲ添付スヘシ(鐵道運賃ニ付テハ此限リニ非ス)

- 注
- 一 診療ヲ擔當スル者カ保險金受取人ノ委任ヲ受ケ請求スル場合ニハ委任狀欄ニ署名捺印スルコト
 - 二 診療ノ種類及點數又ハ金額ハ日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程ニ依ル種目別ニ點數又ハ金額ヲ記載スルコト
 - 三 事業主ノ負擔額ハ拾圓トシ、拾圓ヲ控除シタル殘額ニ付請求スルモノナルモ計ノ欄ニハ事業主ノ負擔部分ヲ包含シタルモノヲ記入スルコト
 - 四 同 一 傷 病 ニ 付 第 二 回 以 後 ノ 請 求 ニ ハ 事 業 主 ノ 負 擔 額 ハ 記 載 セ サ ル コ ト
 - 五 本 請 求 書 ハ 療 養 擔 當 者 所 屬 道 府 縣 醫 師 會 ニ 差 出 ス コ ト、封 書 ノ 表 ニ ハ 「災 害 保 險」ト 記 載 ス ル コ ト
 - 六 記 入 ヲ 要 セ サ ル 欄 ニ ハ 斜 線 ヲ 引 ク コ ト
 - 七 本 様 式 ニ 詳 細 記 載 ス ル コ ト 能 ハ サ ル ト キ ハ 適 宜 別 紙 ヲ 添 付 ス ル コ ト
 - 八 本 請 求 書 ニ 虛 偽 ノ 事 實 ヲ 記 載 シ タ ル ト キ ハ 罰 金 又 ハ 科 料 ニ 處 セ ラ ル

〔北海勞〕

(災保法第十二條) 保險金請求書 (日本醫師會所屬健康保險醫以外ノ者カ診療ヲ爲シタル場合ノ療養費)

黒 別 第 四 回 目 (同 一 傷 病 ニ 付 爲 シ タ ル 請 求 回 數)

保險證書作成ノ年	昭和 年 月 日	下請負人カ保險金受取人ナルトキハ保險
月日及記號番號	昭和 年 月 日	金受取人證書作成ノ年月日及記號番號
保險契約者ノ住所氏名		下請負人カ保險金受取人ナルトキハ其ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱)
法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱		
工務ノ場所及名稱		
扶助ヲ受ケル者	男女別 氏 名	生 年 月 日 住 所
負傷又ハ發病ノ年月日	昭和 年 月 日	労働者死傷報告届出年月日(労働者死傷報告届出ノ要ナキモノ及扶助ヲ受ケル者又ハ療養ヲ擔當スル者カ請求スル場合ニ於テ労働者死傷報告届出年月日ヲ記載スルコト能ハサルトキハ事故ノ原因及發生狀況)
傷病名及傷害ノ部位		
傷病ノ經過概要及治療未治療ノ死亡等ノ別		(昭和 年 月 日 死亡)
費用	定局入 在(社會記)	
府縣醫(醫)會記入 金額ニ依リ		

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

(災保様式第十五號) 請負者ニ支給シタル工費用物申告書

工費用物申告書		請負者ノ氏名	
請負金額(工費用物ノ種類、数量及價額)		請負者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱)	
種	類	數	價
支給シタル工費用物ノ種類、数量及價額		量	額
		單價(ニラ参照)	額
合計	(紙面不足ノ場合ニハ別紙ヲ添付スルコト)		
右ノ通請負者ニ工費用物ヲ支給致候條労働者災害扶助責任保険法施行規則第二十條ニ依リ此段及届出候也			
昭和 年 月 日			
社會局長官 殿			
申告者住所氏名捺印(法人ニ在リテハ主ナル事務所ノ所在地及名稱並代表者氏名捺印)			

注 意 事 項

一 請負人ニ支給シタル工費用物(例ハ木材、セメント等ノ材料類、鐵骨、鐵板、鐵桁及電線等ノ製作物ノ類、又ハ電力、燃料等)ハ總テ申告スルコト

二 支給シタル物ノ單價ハ左ノ各號ニ依ルコト(3)ノ見積單價ノ場合ニハ朱書スルカ又ハ見積單價ナルコトヲ表示スルコト

(1) 購買シテ支給シタル物ニ付テハ其ノ購買單價

(2) 生産又ハ製造シタルモノニ付テハ支給ノトキニ最モ近接シテ販賣シタル通常ノ單價

(3) 自家用製産品等ニシテ單價ノ判明セサルモノニ付テハ見積單價

三 本申告書ノ提出ハ請負人ニ委託シテ工現場所管轄總府縣ノ警察部(東京府ニ在リテハ警視廳保安部)ニ差出スルコト

四 本申告書ヲ爲サス又ハ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラレ

[北海勞]

(様式)

労働者災害扶助法第一條第一項第二號 工事注文申告書

[北海勞]

請負金額ノ定ナルモ請負金額ノ外ニ供給スヘキ主要材料		請負金額ノ定ナキモノ及破壊工事	
種	類	數	價
使用労働者豫定延人員概數		量	格
使用労働者ノ豫定延人員概數		概	要
工事請負者ノ住所氏名			
工事場			
工事ノ名稱			
請負ノ金額			
工事ノ種類			
請負金額ノ定ナルモ請負金額ノ外ニ供給スヘキ主要材料			
使用労働者ノ豫定延人員概數			
工事ノ追加			

右申告候也

昭和 年 月 日

所在地又ハ住所

官廳若クハ公共團體ノ長又ハ何々名 印

北海道廳長官 殿

記載例

- 一 工事ノ種類欄ニハ當該工事ノ含ム各種類ヲ例ヘハ道路及橋梁工事ト記載スルコト
- 二 工事ノ追加變更申告ノ場合ハ總工事ノ請負金額其ノ他ヲ記載スルコト

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

●労働者災害扶助事務取扱

規程

昭和七年一月一日
北海道告示第一號

第一條 労働者災害扶助法、労働者災害扶助法施行令及労働者災害扶助法施行規則（以下労働者災害扶助法ハ法、労働者災害扶助法施行令ハ令、労働者災害扶助法施行規則ハ規則ト稱ス）ニ依リ道廳長官ニ提出スヘキ書類ハ事業場所在地所轄警察署ヲ經由スヘシ但シ第一條ニ該當スルモノニシテ岸壁波止場港内其ノ他海面ニ於ケル事業ハ水上警察署之ヲ管轄ス

第二條 法第三條第一項但書ノ事業主タル元請負人又ハ法第四條第一項ノ事業主タル注文者ハ法第三條第二項ニ依ル下請負人又ハ法第三條第一項ノ事業主破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ行方不明トナリタルトキハ事情ヲ具シ直ニ其ノ旨道廳長官ニ届出ツヘシ

第三條 令第七條ノ規定ニ依リ認定ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ道廳長官ニ申請スヘシ

- 一 當該労働者ノ住所、氏名、生年月日、擔當作業名及勤続年月
- 二 事故發生ノ日時、場所原因及狀況

〔北海勞〕

三 労働者ノ重大ナル過失ヲ認定スヘキ證據及其ノ他参考トナルヘキ事項

四 醫師ノ診斷書又ハ其寫

第四條 令第十條第四項ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一 障害扶助料又ハ遺族扶助料ノ支給ヲ受クヘキ者ノ住所職業、氏名及生年月日（遺族扶助料ニアリテハ死者トノ續柄）

二 扶助ノ種類、等級並金額

三 分割回数、各回ノ支給金額並其ノ支給期

四 分割支給ヲ要スル事由

第五條 令第十二條ニ依リ歸郷旅費ヲ支給シタルトキハ様式第一號ニヨリ遲滞ナク道廳長官ニ届出ツヘシ

第六條 令第十三條ニ依リ申請書ニハ左ノ書類ヲ添付スヘシ

一 共済組合ノ定款

二 既往二ケ年間ノ豫算書並決算書及當該年度豫算書但シ新設ノ場合ニ於テハ一ケ年間ノ收支豫算書

第七條 令第十六條ノ申請書ニハ左記事項ヲ具備スヘシ

- 一 法第十五條ノ規定ニ依リ難キ事由
- 二 事業ノ種類及使用労働者員數並其ノ常備、臨時ノ内課
- 三 設定セントスル標準賃金及其ノ算出方法、但シ常備、

〔北海勞〕

臨時ノ各労働者別ニ標準賃金を定メントスルトキハ各別ニ記載スルコト

四 其ノ他参考トナルヘキ事項

第八條 規則第一條ノ選任届ハ様式第二號ニ依リ選任契約書寫及履歴書ヲ添付スヘシ

第九條 扶助代理人ヲ選任シタル事業主扶助代理人左ノ各號

- 一 一ニ該當スルトキハ遲滞ナク道廳長官ニ届出ツヘシ
- 二 住所ヲ變更シタルトキ
- 三 死亡シ又ハ行方不明トナリタルトキ
- 三 其ノ他代理人タル權限ヲ喪失シタルトキ

●柔道整復術師ノ治療ニ關

スル件

昭和九年二月二十六日
建設第五三三號警察部長通牒

労働者災害扶助責任保険法ニ依リ柔道整復術療院ニ入院又ハ治療ヲ受ケムトスルトキハ其ノ承認ヲ申請スヘキコトハ労働者災害扶助法施行規則第九條ニ規定スル處ナリ而シテ其ノ承認ハ例ヘハ負傷労働者ノ災害地附近ニ病院ハ勿論開業醫ノ在ラサル地方ニテ然モ應急處置トシテ治療ヲ受ケル場合又ハ關節捻挫、打撲症、單純脫臼（軟部組織ニ創傷ナキ脱臼）等ニ限り之ヲ承認ス然ルニ近時重症ナル骨折患者ニシテ且災害地

第六章 労働者災害扶助法並労働者災害扶助責任保険法

附近ニ醫師開業シ居ルニ拘ラス又ハ創傷ヲ有スル關節捻挫、打撲症、脱臼等ノ承認ヲ申請スル向該カラス然ルニ之等ハ何レモ承認スルヲ得サル療養ニシテ之カ療養費ハ遺憾ナカラ事業主ノ負擔トナリ同情ニ堪ヘサルモ法規上止ムヲ得サル義ニ有之候條管内事業主ニ對シ整骨治療ノ承認ハ前述ノ如ク局限セラレタル一部ニ過キササルヲ以テ過誤ナキ様周知徹底ニ努メラレ度

尙療養ハ凡テ災害地々方ノ病院又ハ開業醫ノ治療ヲ受ケルヲ原則トナスモ其ノ地病院開業醫ニテ治療困難ナル場合又ハ設備不充分ノ故ヲ以テ他地方外科病院又ハ醫院ニ移送ヲ必要トスル場合ノ申請ハ當然承認セラレヘシ

自今柔道整復術療院ノ入院又ハ治療ノ申請アリタル場合ハ病傷欄ニ注意スルハ勿論事實ヲ調査シ意見ヲ附シテ具申相成度追テ尙柔道整復術師ノ有スル患者收容設備ニ收容スル場合ニ於テ労働者災害扶助責任保険法施行規則第十條ノ規定ニ依リ入院承認申請書ニ添付スヘキ意見書及柔道整復術師ノ治療ヲ受ケタル期間中ノ休業扶助料ヲ請求スル場合ニ於テ労働者災害扶助責任保険法施行規則第十四條第二項第三號ニヨリ添付スヘキ勞務不能ニ關スル意見書ハ當該治療擔當者タル柔道整復術師ノ意見ニテ差支ナキニ付爲念

●後療實施ニ關スル件

昭和十一年九月七日(抄)
扶第一四號

- 一 後療ハ現在及將來労働者災害扶助責任保険法ニヨリ治療ヲ受クル労働者ニシテ扶助ノ終了後尙一定期間後療ノ必要アル者ニ對シテ之ヲ行ヒ其ノ療養費ノミ支給スルモノトス
- 二 前項ノ治療ヲ擔當シタル醫師(其ノ他ノ治療擔當者)ハ受療者ノ内後療ヲ希望スル者アル場合ハ別紙「要後療申告書」(四六二頁参照)ヲ本會地方委員(北海道廳建築工場課長)ヲ通シ本會ニ送致スルモノトス
- 三 本會前項ノ申告書ノ送達ヲ受ケタルトキハ専門委員(社會局技師中、本會ヨリ委嘱セル者)ノ意見ヲ徵シ、後療ノ期間及治療所ヲ決定シ其ノ旨地方委員ヲ通シ醫師(其ノ他ノ治療擔當者)及本人ニ通知スルモノトス
- 四 本會ノ決定シタル後療ニ要スル費用ハ一ヶ月毎ニ地方委員ヲ經テ醫師(其ノ他ノ治療擔當者)ヨリ本會ニ請求スルモノトス(請求書様式四六三頁参照)
- 五 後療ニ要スル費用ハスヘテ労働者災害扶助責任保険法ニ準據シテ支拂フモノトス
- 六 事情ニヨリ本會指定ノ病院其ノ他ニ付キ療養シ難キ場合或ハ他ノ場所ニ於テ療養ヲ希望スル場合ハ之ニ關スル地方

委員ノ意見ヲ添ヘ其ノ旨申請セシメ本會審在ノ結果之カニ否ノ決定ヲ爲スモノトス

昭和十一年十月十六日(抄)
扶第三六號

- 一 後療法ハ總(テ最低限度ニ止ムルコト
- 二 入院費用中ニハ處置料ヲ含ムコト
- 三 入院及處置ノ限度ハ本會ニ於テ承認シタル範圍内トスルコト
- 四 費用ハ労働者災害扶助責任保険法ニ準據スルコト
- 五 費用ノ請求ハ本會所定ノ用紙ヲ用ヒ北海道廳警察部建築工場課ヲ通シ本會ニ請求ノコト
- 六 扶助法ニ依リ貴院ニ於テ治療中ノ患者ニ對シテハ症狀安定シ扶助完了ノ見込期日以前ニ申告アリタキコト

治療所名	所在地
北海道帝國大學醫學部 附屬醫院 別分	札幌市北一條西四丁目
北 辰 病 院	札幌市南四條西一丁目
保 全 病 院	旭川市一條通西一丁目
日本赤十字社北海道支那病院	旭川市浦見町、四ノ二三

〔北海勞〕

〔北海勞〕

要後療見込書

受療者 氏名及捺印	住 所	事業主住所氏名	負傷年月日	治療著手年月日	扶助法ニ依ル治療終了見込年月日	扶助終了ヨリ治療迄ノ豫定期間	後療費見込額	現 症	後療法ノ種類 及治療法ノ概要	後
							入院料 處置料 合計 一日 圓圓			
			負傷狀況	並治療	経過		日分計 圓圓			
							後療上ニ於ケル 受療者ノ希望			
右申告候也										
昭和 年 月 日										
住所										
治療擔當者										
財團日本土木建築労働者災害扶助會 御中										
法人										

第七章 雜則

●厚生省官制

昭和十三年一月十一日
勅令第七號

改正 昭和十三年四月勅令第二五四號、一四年五月第三二六號、一〇月
第七一〇號、一五年一月第七四六號、一六年一月第二九號、第
三九號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ厚生省官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シム

厚生省官制

第一條 厚生大臣ハ國民保健、社會事業及勞務ニ關スル事務
ヲ管理ス

第二條 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

體力局

衛生局

豫防局

社會局

勞働局

職業局

第三條 體力局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 體力向上ノ企畫ニ關スル事項
- 二 體力向上ノ施設ニ關スル事項

第七章 雜則

三 體力調査ニ關スル事項

四 體育運動ニ關スル事項

五 妊産婦、乳幼児及兒童ノ衛生ニ關スル事項

第四條 衛生局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 衣食住ノ衛生ニ關スル事項

二 衛生指導ニ關スル事項

三 醫事及藥事ニ關スル事項

四 其ノ他國民保健ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザ
ルモノ

第五條 豫防局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 傳染病、地方病其ノ他ノ疾病ノ豫防ニ關スル事項

二 検疫ニ關スル事項

三 精神病ニ關スル事項

四 民族衛生ニ關スル事項

第六條 社會局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社會福利施設ニ關スル事項

二 救護及治療ニ關スル事項

三 母子及兒童ノ保護ニ關スル事項

四 其ノ他社會事業ニ關スル事項

第七條 勞働局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

第七章 雜則

- 一 勞働條件ニ關スル事項
 - 二 工場及鑛山ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事項
 - 三 其ノ他勞務ニ關スル事項ニシテ他ノ主管ニ屬セザルモノ
- 第七條ノ二 職業局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 職業紹介ニ關スル事項
 - 二 失業對策ニ關スル事項
 - 三 其ノ他勞務ノ需給ニ關スル事項
- 第八條 厚生省ニ勞働局參與十五人以内ヲ置キ勞働局ノ局務ニ參與セシム
- 勞働局參與ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳勅任官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ
- 學識經驗アル者ノ中ヨリ命セラレタル參與ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ケズ
- 參與ハ勅任官ノ待遇トス但シ本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル
- 第九條 厚生書記官ハ專任十八人ヲ以テ定員トス
- 第十條 厚生省ニ事務官專任二十五人及理事官專任八人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル
- 第十一條 厚生省ニ技師專任三十人ヲ置ク奏任トス但シ内一

〔北海勞〕

- 人ヲ勅任トスコトヲ得
 - 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル
- 第十二條 厚生省ニ體育官專任四人ヲ置ク奏任トス上官ノ命ヲ承ケ體育運動ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十三條 厚生省ニ專任百十八人ヲ以テ定員トス
- 第十四條 厚生省ニ技師專任二十一人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス
- 第十五條 厚生省ニ體育官補專任五人ヲ置ク判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ體育運動ニ關スル事務ニ從事ス
- 第十六條 厚生省ニ勞務監督官ヲ置キ書記官、事務官、勞務官、理事官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ
- 勞務監督官ハ上官ノ命ヲ承ケ工場法、賃金統制令、賃金臨時措置令(船員ニ關スルモノヲ除ク)、工場就業時間制限令、工業勞働者最低年齡法、退職積立金及退職手當法、勞働者災害扶助法及商店法ノ施行ニ關スル事務、鑛夫ニ關スル事務、鑛山ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事務並ニ勞働爭議調停ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第十七條 厚生省ニ勞務監督官補ヲ置キ屬又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ
- 勞務監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法、賃金統制令、賃

〔北海勞〕

金臨時措置令(船員ニ關スルモノヲ除ク)、工場就業時間制限令、工業勞働者最低年齡法、退職積立金及退職手當法、勞働者災害扶助法及商店法ノ施行ニ關スル事務、鑛夫ニ關スル事務、鑛山ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事務並ニ勞働爭議調停ニ關スル事務ニ從事ス

第十八條 厚生省ニ職業官ヲ置キ事務官又ハ理事官ヲ以テ之ニ充ツ

職業官ハ上官ノ命ヲ承ケ職業紹介ノ連絡統制ニ關スル事務ヲ掌ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

社會局官制ハ之ヲ廢止ス

● 厚生省分課規程

昭和十三年一月十二日 官報

改正 昭和十三年四月十九日、九月二日、一〇月六日、二二日、二二日、五日、一九日、二二日、一四年四月四日、一〇月二日、一二月三〇日、一二月二七日、一六年一月二一日官報

厚生省分課規程左ノ通定メ昨十一日ヨリ施行セリ

厚生省分課規程

大臣官房

第七章 雜則

- 秘書課
- 一 官吏ノ進退身分及賞罰ニ關スル事項
 - 一 官吏ノ服務ニ關スル事項
 - 一 恩給ニ關スル事項
 - 一 役位敘勳及褒賞ニ關スル事項
 - 一 儀式禮典ニ關スル事項
 - 一 大臣ノ官印及省印ノ管守ニ關スル事項
 - 一 機密ニ關スル事項
- 文書課
- 一 文書ノ接受、發送、編纂及保存ニ關スル事項
 - 一 成案文書ノ審査及進達ニ關スル事項
 - 一 官報掲載ニ關スル事項
 - 一 統計ノ編纂及報告ニ關スル事項
 - 一 圖書ノ分類及管理ニ關スル事項
 - 一 資源ノ調査及統制運用計畫ニ關スル統轄的事項
 - 一 各局課ノ主管ニ屬セザル事項
- 會計課
- 一 一般會計及特別會計ニ關スル經費及諸收入ノ豫算決算並ニ會計ニ關スル事項
 - 一 本省所管會計ノ監督ニ關スル事項

第七章 雜則

- 一 國有財産及物品ニ關スル事項
- 一 醫務ニ關スル事項
- 一 省中取締ニ關スル事項
- 一 備人ノ進退及監督ニ關スル事項
- 體力局
- 一 企畫課
- 一 體力向上ノ企畫ニ關スル事項
- 一 體力管理ニ關スル事項
- 一 體力調査ニ關スル事項
- 體育課
- 一 體育運動ノ調査研究及指導ニ關スル事項
- 一 體育運動指導者ノ教養ニ關スル事項
- 一 體育運動團體ニ關スル事項
- 一 其ノ他體育運動ニ關スル事項
- 施設課
- 一 母性、乳幼児及兒童ノ體力向上ニ關スル事項
- 一 運動場其ノ他體力向上ノ施設ニ關スル事項
- 一 國立公園其ノ他公園ニ關スル事項
- 一 體力向上ニ關スル智識ノ普及ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル事項

〔北海勞〕

衛生局

- 保健課
- 一 保健所及衛生指導ニ關スル事項
- 一 榮養ノ改善ニ關スル事項
- 一 衣服及住宅ノ衛生ニ關スル事項
- 一 衛生技術員ノ教養ニ關スル事項
- 一 水道及下水道ニ關スル事項
- 一 飲食物及飲料水ニ關スル事項
- 一 屠宰及屠場ニ關スル事項
- 一 清掃衛生ニ關スル事項
- 一 饋食場、海水浴場、療養地等ニ關スル事項
- 一 劇場、映畫館其ノ他多衆集合スル場所ノ衛生ニ關スル事項
- 一 衛生統計ニ關スル事項
- 一 他ノ主管ニ屬セザル國民保健ニ關スル事項
- 醫務課
- 一 醫師、齒科醫師、産婆及看護婦其ノ他療局ニ關スル事項
- 一 藥劑師、製藥者及藥種商ニ關スル事項
- 一 醫師會、齒科醫師會及藥劑師會ニ關スル事項

〔北海勞〕

豫防局

- 一 醫師試驗、齒科醫師試驗及藥劑師試驗ニ關スル事項
- 一 診療所、齒科診療所及薬局ニ關スル事項
- 一 醫療關係者ノ技能登錄ニ關スル事項
- 一 中央衛生會ニ關スル事項
- 一 醫藥制度調査ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル醫務ニ關スル事項
- 費材課
- 一 醫療器材ニ關スル事項
- 一 阿片及麻藥ニ關スル事項
- 一 藥品、賣藥及賣藥部外品ノ取締ニ關スル事項
- 一 毒物、劇物其ノ他有害物ノ取締ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ物資動員計畫ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ需給調整ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ輸出入ニ關スル事項
- 一 衛生試驗所ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル衛生費材ニ關スル事項
- 藥品生産課
- 一 醫藥品ノ生産確保ニ關スル事項
- 一 藥用植物ノ栽培及製藥獎勵ニ關スル事項
- 一 醫藥品ノ價格統制ニ關スル事項

第七章 雜則

社會局

- 保健課
- 一 救護及救療ニ關スル事項

第七章 雜則

- 一 罹災救助ニ關スル事項
- 一 社會事業ノ助成ニ關スル事項
- 一 方面委員ニ關スル事項
- 一 社會事業統計ニ關スル事項
- 一 恩賜濟生會ニ關スル事項
- 一 財團ノ主管ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル社會事業ニ關スル事項
- 兒童課
 - 一 母子保護ニ關スル事項
 - 一 少年救護ニ關スル事項
 - 一 兒童虐待防止ニ關スル事項
 - 一 保有障保ノ施設ニ關スル事項
 - 一 其ノ他母性及兒童ノ保護ニ關スル事項
- 生活課
 - 一 生活ノ規正ニ關スル事項
 - 一 服裝ノ改善ニ關スル事項
 - 一 生活統計ニ關スル事項
 - 一 人口問題ニ關スル統計事項
 - 一 地方改善ニ關スル事項
 - 一 協和事業ニ關スル事項
 - 一 公益質屋、公設ノ市場其ノ他社會福利施設ニ關スル事項

〔北海勞〕

- 一 項
 - 一 低利資金融通ニ關スル事項
- 住宅課
 - 一 住宅ノ供給ニ關スル事項
 - 一 地代家賃ノ統制ニ關スル事項
 - 一 住宅組合法ノ施行ニ關スル事項
 - 一 其ノ他住宅ニ關スル事項
- 勞務局
 - 勞政課
 - 一 一般勞働政策ニ關スル事項
 - 一 勞資關係指導ニ關スル事項
 - 一 勞働爭議ニ關スル事項
 - 一 内外勞働情勢ノ調査ニ關スル事項
 - 一 他課ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項
 - 指導課
 - 一 勞働者ノ救養及生活刷新運動ニ關スル事項
 - 一 勞働者ノ福利ニ關スル事項
 - 一 勞働者災害扶助法ニ關スル事項
 - 監督課
 - 一 工場法ニ關スル事項

〔北海勞〕

- 一 工業勞働者最低年齡法ニ關スル事項
- 一 續夫ニ關スル事項
- 一 續業及砂續業ニ於ケル勞働衛生ニ關スル事項
- 一 商店法ニ關スル事項
- 一 汽罐取締令ニ關スル事項
- 一 其ノ他勞働者保護ニ關スル事項
- 賃金課
 - 一 勞働者ノ賃金ニ關スル事項
 - 一 退職積立金及退職手當法ニ關スル事項
 - 一 勞働統計ニ關スル事項
- 職業局
 - 總務課
 - 一 職業紹介所ノ監理及監査ニ關スル事項
 - 一 職業紹介所職員ノ養成ニ關スル事項
 - 一 職業紹介委員會ニ關スル事項
 - 一 職業適性ノ調査ニ關スル事項
 - 一 勞務資源ノ調査ニ關スル事項
 - 一 勞務動員計畫實施ノ總括ニ關スル事項
 - 一 他課ノ主管ニ屬セザル事項
 - 業務課
 - 一 他課ノ主管ニ屬セザル事項

第七章 雜則

- 一 勞務要員ノ斡旋充足ニ關スル事項
- 一 職業指導ニ關スル事項
- 一 入替者職業保障法ノ施行ニ關スル事項
- 一 勞務者ノ募集、勞務供給事業及私營職業紹介事業ニ關スル事項
- 一 勞務者ノ使用及雇入ノ規制ニ關スル事項
- 一 其ノ他職業紹介事業ニ關スル事項
- 登録課
 - 一 國民職業能力ノ登録ニ關スル事項
 - 一 國民徵用ニ關スル事項
 - 一 勞働手帳制及從業者移動防止ニ關スル事項
- 技能課
 - 一 技能者ノ養成ニ關スル事項
 - 一 幹部機械工ノ養成ニ關スル事項
 - 一 技術者檢定ニ關スル事項
 - 一 技能檢査ノ施行ニ關スル事項
 - 一 學校卒業者使用制限ニ關スル事項
- 轉職課
 - 一 職業轉換ノ指導ニ關スル事項
 - 一 國民勤勞訓練ニ關スル事項

第七章 雜則

- 一 職業輔導ニ關スル事項
- 一 授産及内職ノ施設ニ關スル事項
- 一 其ノ他失業對策ニ關スル事項
- 臨時軍事授産部
- 軍事扶助課
- 一 軍事扶助法ノ施行ニ關スル事項
- 一 他課ノ主管ニ屬セザル軍事授産ニ關スル事項
- 遺族授産課
- 一 遺族ノ授産ニ關スル事項

●北海道廳官制(抄)

大正二年六月十三日
勅令第五十號

朕北海道廳官制改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

北海道廳官制

第一條 北海道廳ニ左ノ職員ヲ置ク

- 長官 勅任
- 部長 專任六人 奏任
- 事務官 專任二十四人 奏任
- 觀學官 專任一人 奏任
- 教學官 專任一人 奏任

〔北海道〕

- 警視 專任十九人 奏任
- 小作官 專任一人 奏任
- 技師 專任二十一人 奏任
- 觀學 專任十一人 奏任
- 屬 專任二百七十人 判任
- 祭務官補 專任一人 判任
- 警部 專任八十七人 判任
- 小作官補 專任一人 判任
- 技手 專任百三人 判任
- 通譯 專任二人 判任
- 警部補 判任
- 總務部長及土木部長タル部長ハ之ヲ勅任ト爲スコトヲ得
- 警部補ノ定員ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ北海道廳長官之ヲ定ム

第十條 北海道廳ニ長官官房及左ノ六部ヲ置ク

- 總務部
- 學務部
- 經濟部
- 土木部
- 拓殖部

警察部

第十二條 總務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 官吏ノ進退及身分ニ關スル事項
- 二 褒賞ニ關スル事項
- 三 統計ニ關スル事項
- 四 職員選舉ニ關スル事項
- 五 北海道會、北海道參事會及北海道地方費ニ關スル事項
- 六 支廳及市町村其ノ他公共團體ニ關スル事項
- 七 道廳ニ屬スル國庫費ノ會計ニ關スル事項
- 八 地方發經濟ニ屬スル收支出納ニ關スル事項
- 九 道廳所管ノ國有財産及物品ニ關スル事項
- 十 地方發經濟ニ屬スル財産及物品ニ關スル事項
- 十一 他ノ主管ニ屬セザル事項
- 學務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 教育學藝ニ關スル事項
- 二 社寺及宗教ニ關スル事項
- 三 兵事ニ關スル事項
- 四 社會事業ニ關スル事項
- 五 移植民ニ關スル事項
- 六 地代家賃統制令施行ニ關スル事項

〔北海道〕

- 七 職業紹介法施行ニ關スル事項
- 八 國民職業能力申告令施行ニ關スル事項
- 九 國民徵用令施行ニ關スル事項
- 十 青少年雇入制限令施行ニ關スル事項
- 十一 從業者移動防止令施行ニ關スル事項
- 十二 國民健康保險法施行ニ關スル事項
- 十三 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項
- 經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 農工商ニ關スル事項
- 二 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議ノ調停ニ關スル事項
- 三 水産漁獲ニ關スル事項
- 四 度量衡ニ關スル事項
- 土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 土木ニ關スル事項
- 二 水陸運輸ニ關スル事項
- 三 水面埋立ニ關スル事項
- 拓殖部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 殖民地ノ選定經費其ノ他殖民ニ關スル事項
- 二 土地ノ處分及開墾ニ關スル事項

第七章 雜則

- 三 地籍ニ關スル事項
- 四 官有地管理ニ關スル事項
- 五 土地收用ニ關スル事項
- 六 森林原野ニ關スル事項
- 警察部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 警察ニ關スル事項
- 二 防空ニ關スル事項
- 三 衛生ニ關スル事項
- 四 工場法施行ニ關スル事項
- 五 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制令施行ニ關スル事項
- 六 賃金臨時措置令施行ニ關スル事項(船員ニ關スルモノ並ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ除ク)
- 七 工場就業時間制限令施行ニ關スル事項
- 八 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工場事業場技能者養成令施行ニ關スル事項
- 九 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行ニ關スル事項
- 十 工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事項及退職金審査會ニ關スル事項

〔北海勞〕

- 十一 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行ニ關スル事項
- 十二 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助責任保險ニ關スル事項
- 十三 商店法施行ニ關スル事項
- 十四 労働爭議調停ニ關スル事項
- 十五 健康保險法施行ニ關スル事項
- 十六 職員健康保險法施行ニ關スル事項
- 十七 船員保險法施行ニ關スル事項(船員保險法施行令第十一條ニ掲グル者ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク)及昭和十五年勅令第三百六十七號ニ依リ地方長官ノ權限ニ屬セシメタル事項
- 十八 國民體力法施行ニ關スル事項
- 十九 電力調整令施行ニ關スル事項
- 二十 自動車交通事業法施行ニ關スル事項
- 第十六條ノ二 道廳ニ勞務監督官ヲ置キ事務官、勞務官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ
- 勞務監督官ハ警察部ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制令施行、賃金臨時措置令施行(船員ニ關スルモノ並ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ除ク)、工場就業時間制限令施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行、商店法施行並ニ労働爭議調停ニ關スル事務ヲ掌ル

〔北海勞〕

モノヲ除ク)、工場就業時間制限令施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行、工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行、商店法施行並ニ労働爭議調停ニ關スル事務ヲ掌ル

第二十九條ノ三 道廳ニ勞務監督官補ヲ置キ屬又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ

勞務監督官補ハ警察部ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル賃金統制令施行、賃金臨時措置令施行(船員ニ關スルモノ並ニ鑛業及砂鑛業ニ關スルモノヲ除ク)、工場就業時間制限令施行、鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業労働者最低年齢法施行、工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ於ケル退職積立金及退職手當法施行、砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル労働者災害扶助法施行、商店法施行並ニ労働爭議調停ニ關スル事務ニ従事ス

第三十七條 内務大臣ハ健康保險ニ關スル事務、職員健康保險ニ關スル事務及船員保險ニ關スル事務(船員保險法施行令第十一條ニ掲グル者ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク)ノ一部ヲ分掌セシムル爲須要ノ地ニ道廳出張所ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

出張所長ハ事務官又ハ屬ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ其ノ所主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

●北海道廳健康保險出張所名稱位置及管轄區域

昭和四年八月一日
内務省告示第二百六十號

改正 昭和八年五月内務省告示第一三六號

北海道廳官制第三十七條ニ依リ北海道廳健康保險出張所ノ名稱、位置及管轄區域左ノ通定ム

北海道廳健康保險出張所名稱、位置及管轄區域表

名 稱	位 置	管 轄 區 域
北海道廳健康保險出張所	北海道函館市	函館市 渡島支廳管内 檜山支廳管内
北海道廳健康保險旭川出張所	北海道旭川市	旭川市 上川支廳管内 留萌支廳管内 宗谷支廳管内 網走支廳管内

北海道健康保險
釧路出張所

北海道釧路市

釧路市
支店管内
十勝支店管内
根室支店管内

北海道廳處務細則(抄)

昭和七年二月二十五日
北海道廳處務第一號

第八條 學務部各課ノ分掌事項左ノ如シ

職業課

- 一 職業紹介所ノ事業ノ指導監督ニ關スル事項
- 二 職業紹介所ノ事業ノ連絡統制ニ關スル事項
- 三 勞務ノ需給調整ニ關スル事項
- 四 失業ノ防止並救済ニ關スル事項
- 五 失業者ノ更生訓練ニ關スル事項
- 六 授産授職並ニ職業ノ輔導ニ關スル事項
- 七 出稼者ノ保護ニ關スル事項
- 八 入替者ノ職業保障ニ關スル事項
- 九 職業紹介類似事業ノ規制ニ關スル事項
- 十 國民徵用ニ關スル事項
- 十一 従事者ノ使用雇入若ハ解雇ノ規制ニ關スル事項

[北海勞]

- 十二 國民職業能力申告及検査ニ關スル事項
 - 十三 機械技術者檢定ニ關スル事項
 - 十四 勞務動態調査ニ關スル事項
 - 十五 海外移植民事業ニ關スル事項
- 第十二條 警察部各課ノ分掌事項左ノ如シ
- 勞政課

- 一 産業報國運動及勞務者指導ニ關スル事項
- 二 工場法施行ニ關スル事項
- 三 工場取締ニ關スル事項
- 四 工場事業場技能者養成ニ關スル事項
- 五 賃金統制令及賃金臨時措置令施行ニ關スル事項
- 六 退職積立金及退職手當法施行ニ關スル事項
- 七 勞働爭議ノ調停ニ關スル事項
- 八 勞務者使用ノ取締ニ關スル事項
- 九 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル勞働者災害扶助法施行ニ關スル事項
- 十 砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル勞働者災害扶助責任保險法施行ニ關スル事項
- 十一 鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業勞働者最低年齡法施行ニ關スル事項

[北海勞]

- 十二 汽機、汽罐、原動機及煙突ノ取締ニ關スル事項
- 十三 黃燐燐寸製造ノ取締ニ關スル事項
- 十四 商店法施行ニ關スル事項
- 十五 勞働者ノ保護及福利施設ニ關スル事項
- 十六 防空建築規則施行ニ關スル事項
- 十七 市街地建築物法施行ニ關スル事項
- 十八 建築物取締ニ關スル事項

北海道廳出張所處務規程

昭和四年八月一日
北海道廳訓令第三十一號

道廳出張所

北海道廳出張所處務規程左ノ通定ム

第一條 北海道廳出張所ニ左ノ係ヲ置ク

- 庶務係
- 給付係
- 徵收係

第二條 庶務係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 機密人事ニ關スル事項
- 二 官印及所印ノ管守ニ關スル事項

第七章 雜則

- 三 文書ノ接受發送及保存ニ關スル事項
 - 四 會計ニ關スル事項
 - 五 當直及所内取締ニ關スル事項
 - 六 他係ノ主管ニ屬セサル事項
- 第三條 給付係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 保險給付ニ關スル事項
 - 二 保健施設ニ關スル事項
- 第四條 徵收係ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 被保險者ノ資格ニ關スル事項
 - 二 被保險者ノ標準報酬ニ關スル事項
 - 三 保險料其ノ他ノ徵收ニ關スル事項
 - 四 健康保險法第六十七條ニ依ル損害賠償ニ關スル事項
- 第五條 左ノ事項ハ出張所長限リ之ヲ處理スルコトヲ得
- 一 所長ノ管内出張ニ關スル事項
 - 二 所員ノ管内出張ニ關スル事項
 - 三 所員ノ事務引繼ニ關スル事項
 - 四 所員ノ病氣、忌引、賜暇、私事旅行及除服出仕等願届處理ニ關スル事項
 - 五 保險給付ノ決定及執行ニ關スル事項
 - 六 保險料其ノ他徵收金ノ賦課及徵收ニ關スル事項

第七章 雜則

- 七 健康保險法第七條第八條及第十一條、第十一條ノ二並健康保險法施行令第十條ノ事項
- 八 經費豫算内ニ於ケル雇員ノ進退給與ニ關スル事項
- 九 經費豫算内ニ於ケル給仕小使入夫等雇役ニ關スル事項
- 十 見積價格一口五百圓未滿ノ物品購入又ハ修繕等ニ關スル事項
- 第六條 左ノ事項ハ所長ニ於テ處分ノ都度之ヲ長官ニ報告スヘシ
 - 一 職員ノ事務分掌ヲ定メタルトキ
 - 二 前條第一號及第八號
- 第七條 所長事故アルトキハ上席屬其ノ事務ヲ代理ス
- 第八條 所長ハ處務ノ細則ヲ設ケルコトヲ得
- 處務細則ヲ設ケタルトキハ之ヲ長官ニ報告スヘシ改正シタルトキ亦同シ

第八節 雇傭

- 第六百二十三條 雇傭ハ當事者ノ一方カ相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其效力ヲ生ス
- 第六百二十四條 勞務者ハ其約シタル勞務ヲ終ハリタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第六百二十五條 使用者ハ勞務者ノ承諾アルニ非サレハ其權利ヲ第三者ニ讓渡スコトヲ得ス
- 勞務者ハ使用者ノ承諾アルニ非サレハ第三者ヲシテ自己ニ代ハリテ勞務ニ服セシムルコトヲ得ス
- 勞務者カ前項ノ規定ニ反シ第三者ヲシテ勞務ニ服セシメタルトキハ使用者ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得
- 第六百二十六條 雇傭ノ期間カ五年ヲ超過シ又ハ當事者ノ一方若クハ第三者ノ終身間繼續スヘキトキハ當事者ノ一方ハ五年ヲ經過シタル後何時ニテモ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但此期間ハ商工業見習者ノ雇傭ニ付テハ之ヲ十年トス
- 前項ノ規定ニ依リテ契約ノ解除ヲ爲サント欲スルトキハ三個月前ニ其豫告ヲ爲スコトヲ要ス

〔北海勞〕

●民法(抄)

明治二十九年四月二十七日
法律第八十九號

第三編 債權

第二章 契約

〔北海勞〕

●國民學校令(抄)

昭和十六年三月一日
勅令第四百四十八號

第三章 就學

- 第十二條 學齡兒童ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リテ兒童ノ就學ヲ妨グルコトヲ得ズ

●鑛業法

明治三十八年三月八日
法律第四十五號

- 改正 明治四〇年法律第一號、四三年第一〇號、四四年第九號、大正一三年第二二號、昭和二年第三六號、六年第六五號、九年第三七號、一〇年第二四號、一四年第二三號、一五年第三一號、第一〇二號
- 二號
- 朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル鑛業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

鑛業法

第一章 總則

- 第一條 本法ニ於テ鑛業ト稱スルハ鑛物ノ試掘、探掘及之ニ附屬スル事業ヲ謂フ
- 第二條 本法ニ於テ鑛物ト稱スルハ金鑛、銀鑛、銅鑛、鉛鑛、若鉛鑛、錫鑛、安質母尼鑛、水銀鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯鐵鑛、滿倫鑛、重石鑛、水鉛鑛、砒鑛、ニツケル鑛、コバルト鑛、鑛、黑鉛、石炭、亞炭、石油、土瀝青、硫黃、石膏、重晶石、明礬石、螢石及石綿ヲ謂フ但シ砂鑛ハ此ノ限ニ在ラズ

第七章 雜則

- 第六百二十七條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メサリシトキハ各當事者ハ何時ニテモ契約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ雇傭ハ解約申入ノ後二週間ヲ經過シタルニ因リテ終了ス
- 期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ解約ノ申入ハ次期以後ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但其申入ハ當期ノ前半ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 六個月以上ノ期間ヲ以テ報酬ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ申入ハ三個月前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス
- 第六百二十八條 當事者カ雇傭ノ期間ヲ定メタルトキト雖モ已ムコトヲ得サル事由アルトキハ各當事者ハ直チニ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但其事由カ當事者ノ一方ノ過失ニ因リテ生シタルトキハ相手方ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ス
- 第六百二十九條 雇傭ノ期間滿了ノ後勞務者カ引續キ其勞務ニ服スル場合ニ於テ使用者カ之ヲ知リテ異議ヲ述ヘサルトキハ前雇傭ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ雇傭ヲ爲シタルモノト推定ス但各當事者ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ解約ノ申入ヲ爲スコトヲ得
- 前雇傭ニ付キ當事者カ擔保ヲ供シタルトキハ其擔保ハ期間ノ滿了ニ因リテ消滅ス但身元保證金ハ此限ニ在ラス
- 第六百三十條 第六百二十條ノ規定ハ雇傭ニ之ヲ準用ス
- 第六百三十一條 使用者カ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ雇傭ニ期間ノ定アルトキト雖モ勞務者又ハ破産管財人ハ第六百二十七條ノ規定ニ依リテ契約ノ申入ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ各當事者ハ相手方ニ對シテ解約ニ因リテ生シタル損

炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ハ之ヲ石油ト看做ス但シ工業用其ノ他ノ營利ヲ目的トセシテ單ニ一家ノ自用ニ供スルモノニハ本法ヲ適用セズ

第三條 未ダ探採セサル礦物(廢鐵及鐵滓ヲ含ム)ハ國ノ所有トス

第四條 本法ニ於テ礦業權ト稱スルハ試掘權及探掘權ヲ謂フ 礦業權者ハ礦區ニ於テ其ノ許可ヲ受ケタル礦物ヲ探掘シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス但シ礦區ノ重複シタル場合ニ於テハ礦業權者ハ互ニ其ノ權利ヲ制限セラル

第五條 帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人ニ非サレハ礦業權者トナルコトヲ得ズ

第六條 本法ニ規定シタル礦業權者ノ權利義務ハ礦業權ト共ニ移轉ス

本法ノ規定ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ礦業ヲ出願セムトスル者、礦業出願人、礦業權者、土地所有者又ハ關係人ノ承繼人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第七條 二人以上共同シテ礦業ヲ爲シ又ハ之ヲ爲サムトスルトキハ内一人ヲ選定シテ代表者ト爲シ鐵山監督局長ニ届出ヘシ代表者ヲ變更シタルトキ亦同シ

鐵山監督局長必要アリト認メタルトキハ共同礦業出願人又

〔北海勞〕

ハ共同礦業權者ニ代表者ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第一項前段ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サヌ又ハ前項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキハ鐵山監督局長ハ代表者ヲ指定スル代表者ハ國ニ對シ共同礦業出願人又ハ共同礦業權者ヲ代表ス

共同礦業出願人又ハ共同礦業權者ハ組合契約ヲ爲シタル者ト看做ス

第八條 本法ニ於テ礦夫ト稱スルハ礦業ニ従事スル勞働者ヲ謂フ

第九條 本法ニ於テ礦區ト稱スルハ礦業權ノ登録ヲ得タル土地ノ區域ヲ謂フ

礦區ノ境界ハ直線ヲ以テ之ヲ定メ地表境界線ノ直下ヲ限トス其ノ面積ハ石炭ニ在リテハ五萬坪以上其ノ他ノ礦物ニ在リテハ五千坪以上トシ共ニ百萬坪ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ權利保護上又ハ礦區分合上已ラ得サル場合ニハ百萬坪ヲ超ユルコトヲ得

同一ノ礦區ニ於テハ二以上ノ礦業權ヲ設定スルコトヲ得ズ但シ其ノ目的異種ノ礦物ナルトキ及第三十六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 宮城、離宮、神宮及皇陵ノ周圍三百間以内ノ場所ハ

〔北海勞〕

之ヲ礦區ト爲スコトヲ得ズ

陸海軍所轄ノ軍港、要港、火藥製造所、火藥庫及彈藥庫ノ周圍三百間以内、要塞地帯第一區及第二區内並陸軍輸送港域第一區内ノ場所ハ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ礦區ト爲スコトヲ得ズ

前二項ニ掲ケタル場所ハ所轄官廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ礦業ノ爲之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十一條 鐵道、軌道、道路、運河、河川、沼池、堤塘、社寺境内地、墓地、公園地其ノ他ノ營造物及建物ノ地表地下トモ其ノ周圍三十間以内ノ場所ニ於テハ所轄官廳ノ許可、所有者及關係人ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ礦業ヲ爲スコトヲ得ズ但シ所有者及關係人ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十二條 礦業出願地又ハ礦區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付テハ礦業ノ出願ニ關スル規定ヲ準用ス

第十二條ノ二 主務大臣及鐵山監督局長ハ礦業權者ニ對シ礦業ニ關シ必要ナル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事業場、事務所其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ

第七章 雜則

於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムヘシ

第十三條 削除

第十四條 本法ハ第九章ノ規定ヲ除クノ外國ノ礦業ニ之ヲ適用ス

第十四條ノ二 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ鐵山監督局長ニ委任スルコトヲ得

第二章 礦業權

第十五條 礦業權ハ物權トシ不動産ニ關スル規定ヲ準用ス但シ民法第七十九條第一項ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 礦業權ハ不可分トス

第十七條 礦業權ハ相續、讓渡、滯納處分及強制執行ノ目的タルノ外權利ノ目的タルコトヲ得ズ但シ探掘權ハ抵當權ノ目的ト爲スコトヲ得

第十八條 試掘權ノ存續期間ハ登録ノ日ヨリ四箇年トス

前項ノ期間ハ礦區ノ増減又ハ改正ノ爲變更セラルルコトナシ

第十九條 礦業權及抵當權ノ設定、變更、移轉、消滅並處分ノ制限ハ礦業原簿ニ登録ス共同礦業權者ノ脱退ニ付テモ亦同シ但シ礦業權ノ處分ヲ制限セラレタルトキハ廢業ノ登録ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ登録ハ登記ニ代ルモノトス

登録ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 前條第一項ニ掲ケタル事項ハ相續、死亡ニ因ル共
同礦業權者ノ脱退、期限ノ到來ニ因ル礦業權ノ消滅並第四
十二條及第四十三條ノ賣却ノ場合ヲ除クノ外登録ヲ爲スニ
非サレハ其ノ效力ヲ生セズ

第二十一條 礦業ヲ爲サントスル者ハ願書ニ礦區圖ヲ添ヘ試
掘ニ付テハ礦山監督局長、探掘ニ付テハ主務大臣ニ出願ス
ヘシ

第二十二條 礦業出願人ハ名義ノ變更ヲ爲スコトヲ得此ノ場
合ニ於テハ試掘ニ付テハ礦山監督局長、探掘ニ付テハ主務
大臣ニ届出ヲ爲スニ非サレハ其ノ效力ヲ生セズ

第二十三條 探掘出願人ハ出願地ニ其ノ探掘セムトスル礦物
ノ存在スルコトヲ證明スヘシ

第二十四條 主務大臣ニ於テ試掘出願地探掘ニ適スルモノト
認メタルトキハ探掘ノ出願ヲ命スヘシ

前項ノ場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ探掘ノ
出願ヲ爲ササルトキハ試掘ノ出願ハ之ヲ許可セズ

前二項ノ規定ハ主務大臣ニ於テ探掘出願地試掘ヲ要スルモ
ノト認メタル場合(第二十九條ノ二ノ場合ヲ除ク)ニ之ヲ準

〔北海券〕

用ス

第二十五條 探掘出願地ノ位置形狀礦床ノ位置形狀ト相違シ
礦利ヲ損スルモノト認メタルトキハ主務大臣ハ其ノ訂正ノ
出願ヲ命スヘシ

前項ノ場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ訂正ノ
出願ヲ爲ササルトキハ探掘ノ出願ハ之ヲ許可セズ

第二十六條 探掘出願地ノ位置形狀礦床ノ位置形狀ト相違シ
礦利ヲ損スルモノト認メタルトキハ探掘出願人ハ其ノ訂正
ヲ出願スルコトヲ得

第二十七條 礦業出願人ハ出願地ノ増減ヲ出願スルコトヲ得
第二十八條 試掘出願地出願ノ當時礦區ト重複スル場合ニ於
テ同種ノ礦物ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ其ノ出
願ヲ許可セズ

第二十九條 探掘出願地出願ノ當時他人ノ礦區ト重複スル場
合ニ於テ同種ノ礦物ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ
其ノ出願ヲ許可セズ但シ第三十六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第二十九條ノ二 探掘出願地出願ノ當時其ノ出願人ノ同種ノ
礦物ノ試掘礦區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分仍
試掘ヲ要スルモノト認メタルトキハ其ノ部分ニ付テハ其ノ

〔北海券〕

出願ヲ許可セズ

第二十九條ノ三 試掘權其ノ存續期間満了前消滅シ又ハ試掘
礦區ノ減少アリタル場合ニ於テ其ノ試掘權ノ殘存スヘカリ
シ期間又ハ殘存スル期間内(其ノ期間六十日ヲ超ユルトキ
ハ試掘權ノ消滅又ハ試掘礦區ノ減少ノ日ヨリ六十日以内)
ニ同種ノ礦物ニ付礦業ノ出願ヲ爲シタルトキハ舊試掘礦區
又ハ減少部分ニ該當スル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セ
ズ

前項ノ試掘權ノ消滅又ハ試掘礦區ノ減少ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ之ヲ公示ス

第三十條 探掘出願地他人ノ試掘出願地ト重複スル場合ニ於
テ同種ノ礦物ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ第二十
四條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第三十一條 礦業出願地他人ノ異種ノ礦物ノ礦區ト重複スル
場合ニ於テ他人ノ礦業ニ妨害アリト認メタルトキハ其ノ妨
害アリト認メタル部分ニ付テハ其ノ出願ヲ許可セズ

第三十二條 公益ヲ害スルモノト認メタルトキ又ハ礦業ノ價
値ナシト認メタルトキハ礦業ノ出願ヲ許可セズ

第三十三條 試掘出願地又ハ探掘出願地重複スルトキハ其ノ
重複スル部分ニ付テハ願書發送ノ日時ノ先ナル者優先權ヲ

有ス願書發送ノ日時同一ナルトキハ礦山監督局長ハ之ヲ各
出願人ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テハ出願人ハ其ノ通知書
發送ノ日ヨリ六十日以内ニ協議ヲ調ヘ之ヲ届出ヘシ

出願人前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ抽籤ニ依リ優先權者ヲ
定ム
前二項ノ規定ハ第二十五條、第二十六條及第三十六條ノ場
合ニハ之ヲ適用セズ
試掘出願地探掘出願地ト重複スル場合ニ於テ願書發送ノ日
時同一ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ付テハ探掘出願人ハ
優先權ヲ有ス

第三十四條 試掘出願人同種ノ礦物ニ付更ニ探掘ノ出願ヲ爲
シタル場合ニ於テ出願地重複スルトキハ其ノ重複スル部分
ニ付テハ探掘ノ出願ハ試掘願書發送ノ日時ニ於テ試掘ノ出
願ニ代リタルモノト看做ス但シ第三十三條第四項ノ場合ハ
此ノ限ニ在ラス
前項本文ノ規定ハ探掘出願人同種ノ礦物ニ付更ニ試掘ノ出
願ヲ爲シタル場合ニ之ヲ準用ス但シ試掘權者其ノ礦區ニ付
探掘ノ出願ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ試掘權消滅後更ニ試
掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
前二項ノ規定ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ニ於ケル期

限經過後ノ出願ニ之ヲ適用セス

第三十五條 探掘權者ハ鑛區ノ合併又ハ分割ヲ主務大臣ニ出願スルコトヲ得鑛區ノ一部ヲ分割シテ之ヲ他ノ鑛區ニ合併セムトスルトキ亦同シ

抵當權ノ設定アル場合ニ於テ前項ノ出願ヲ爲サムトスルトキハ抵當權者ノ承諾及抵當權ノ順位ニ關スル協定ヲ經ヘシテ得

第三十六條 鑛業權者ハ鄰接鑛區ノ鑛業權者及抵當權者ノ承諾ヲ得タルトキハ其ノ鑛區ニ掘進スル爲増區ヲ出願スルコトヲ得

鑛床ノ位置形狀ニ依リ鄰接鑛區ニ掘進スルニ非サレハ鑛利ヲ保護スル能ハサル場合ニ於テハ其ノ鑛業權者ノ承諾ヲ得テ鑛區ノ訂正ヲ出願スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鑛業權者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

前二項ノ出願ヲ爲サムトスル者ハ其ノ願書ニ鑛區圖ノ外鑛床圖ヲ添附スヘシ

〔北海旁〕

於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ出願ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

抵當權ノ設定アル場合ニ於テ鑛區ノ減少ヲ出願セムトスルトキハ其ノ抵當權者ノ承諾ヲ經ヘシ

第三十八條 錯誤ニ因リ鑛業ノ出願ヲ許可シタルトキハ主務大臣ハ鑛區ノ改正ヲ命シ又ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

前項ノ改正ヲ命シタル場合ニ於テ命令書到達ノ日ヨリ三十日以内ニ出願ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

第三十九條 鑛業公益ヲ害スルモノト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スヘシ

第四十條 鑛業權者正當ノ理由ナクシテ登録ノ日ヨリ一箇年以内ニ事業ニ著手セス若ハ一箇年以上休業シタルトキ又ハ施業案ニ依ラスシテ探掘ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第四十一條 鑛業權者第四十三條ノ三、第七十二條若ハ第七十四條ノ四第三項ノ命令ニ從ハサルトキ又ハ鑛區稅ヲ納メサルトキハ主務大臣ハ鑛業權ヲ取消スコトヲ得

第四十二條 探掘權取消ノ登録アリタルトキハ鑛山監督局長ハ直ニ之ヲ抵當權者ニ通知スヘシ

〔北海旁〕

抵當權者ハ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ探掘權ノ競賣ヲ請求スルコトヲ得但シ第三十八條第一項及第三十九條ノ規定ニ依リ探掘權取消ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

探掘權ハ前項ノ期間内又ハ競賣ノ手續完結ノ日迄競賣ノ目的ノ範圍内ニ於テ仍存續スルモノト看做ス

競賣ニ依リ賣得金ハ競賣ノ費用及抵當權者ニ對スル債務ノ辨濟ニ充テ其ノ殘金ハ國庫ニ歸屬ス

競買人ハ探掘權取消ノ登録アリタル時ニ於テ探掘權ヲ讓受ケタルモノト看做ス

第四十三條 前條ノ規定ハ探掘權者廢業シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十三條ノ二 異種ノ鑛物ノ鑛區重複スルトキハ其ノ重複スル部分ニ付鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因リ變更ノ登録ヲ得タル日ノ後ナル者ハ其ノ先ナル者ノ承諾ヲ受ケルニ非サレハ其ノ部分ニ於テ鑛業ヲ爲スコトヲ得但シ鑛業權ノ設定又ハ増區ニ因リ變更ノ登録ヲ得タル日ノ先ナル者ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ズ

試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付探掘ノ出願ヲ爲シ其ノ許可ヲ得タルトキハ前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ探掘權ノ中荷試掘權ニ該當スル部分ニ限リ試掘權ノ設定

又ハ増區ニ因リ變更ノ登録ノ日ヲ以テ夫々ノ部分ニ付探掘權ノ設定又ハ増區ニ因リ變更ノ登録ノ日ト看做ス

鑛區ノ合併又ハ分割アリタルトキハ第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ合併又ハ分割ニ因リ消滅シタル探掘權ノ設定又ハ増區ニ因リ變更ノ登録ノ日ヲ以テ夫々ノ部分ニ付合併又ハ分割ニ因リ探掘權設定ノ登録ノ日ト看做ス

第四十三條ノ三 鑛區他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分ニ於ケル鑛業他人ノ鑛業ニ妨害アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ妨害ノ排除又ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第四十四條 探掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ施業案ヲ定メ鑛山監督局長ノ認可ヲ受ケヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

探掘權者ハ施業案ニ依ルニ非サレハ探掘ヲ爲スコトヲ得ス

第四十五條 鑛山監督局長ハ理由ヲ示シテ施業案ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四十六條 探掘權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ坑内實測圖及

鐵業簿ヲ鐵業事務所ニ備置キ且其ノ複本ヲ鐵山監督局長ニ差出スヘシ

第四十七條 鐵業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鐵業ニ關スル明細表ヲ鐵山監督局長ニ差出スヘシ

第四十八條 試掘ニ依リテ得タル鐵產物ハ鐵山監督局長ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第四十九條 鄰接鐵業權者其ノ他ノ利害關係人ハ他人ノ鐵區ニ付鐵山監督局長ニ其ノ實地調査ヲ出願スルコトヲ得
出願人ハ前項ノ調査ニ要スル人夫及物品ヲ供スヘシ

第三章 土地使用

第五十條 本章ニ於テ關係人ト稱スルハ第五十二條乃至第五十四條及第五十六條ノ通知前使用又ハ收用スヘキ土地ニ關シテ權利ヲ有スル者及其ノ通知後ニ於テ通知前ヨリ既存セシ權利ヲ承継シタル者ヲ謂フ

第五十一條 本章ニ於テ補償金ト稱スルハ對價、使用料其ノ他土地所有者及關係人ノ通常受クヘキ損失ニ對スル補償金ヲ總稱ス

第五十二條 鐵業ノ出願又ハ鐵業ノ爲必要アルトキハ鐵業ヲ出願セムトスル者、鐵業出願人又ハ鐵業權者ハ鐵山監督局長ノ許可ヲ得テ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲スコ

トヲ得

前項ノ許可ヲ得タル者他人ノ土地ニ立入りラムトスルトキハ豫メ土地占有者ニ通知スヘシ

第五十三條 前條ノ規定ニ依ル測量又ハ検査ノ爲必要アルトキハ鐵山監督局長ノ許可ヲ得テ障礙物ヲ除却スルコトヲ得
前項ノ許可ヲ得タル者障礙物ヲ除却セムトスルトキハ豫メ其ノ所有者及占有者ニ通知スヘシ

第五十四條 鐵業上急迫ノ危險ヲ防ク爲必要アルトキハ鐵業權者ハ鐵山監督局長ノ許可ヲ得テ直ニ他人ノ土地ニ立入り又ハ之ヲ使用スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ鐵業權者ハ遲滞ナク之ヲ土地占有者ニ通知スヘシ

第五十五條 前三條ニ依リ所有者及關係人ノ受ケタル損失ニ對シテハ其ノ請求ニ因リ補償金ヲ拂渡スヘシ

第五十六條 鐵業權者ハ左ニ掲グル目的ノ爲必要アルトキハ他人ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

- 一 鉋鑽孔又ハ坑口ノ開穿
- 二 鐵物、土石、爆發藥、用材、薪炭、鐵滓又ハ灰燼ノ置場ノ設置
- 三 選鐵場又ハ製鐵場ノ建設

〔北海旁〕

〔北海旁〕

四 鐵道、軌道、道路、運河、溝渠、管繩、池井、索道又ハ電線ノ開設

五 其ノ他鐵業上必要ナル工事又ハ工作物ノ施設
前項ノ規定ニ依リ鐵業權者他人ノ土地ヲ使用セムトスルトキハ鐵山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ

鐵山監督局長前項ノ許可ヲ與ヘタルトキハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知スヘシ
前項ノ通知ノ後鐵業權者ハ其ノ土地ニ關スル權利ヲ取得スル爲土地所有者及關係人ニ協議ヲ爲スヘシ

第五十七條 土地ノ使用三箇年以上ニ亙ルトキ又ハ土地ノ形質ヲ變更スルトキハ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十八條 土地ノ一部ヲ收用スルニ因リテ殘地ヲ從來用井タル目的ニ供スルコト能ハサルトキハ土地所有者ハ其ノ全部ノ收用ヲ請求スルコトヲ得

第五十九條 土地ヲ使用又ハ收用スルトキハ土地所有者及關係人ニ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十條 土地ノ一部ヲ使用又ハ收用スルニ因リテ殘地ノ價格ヲ減シ其ノ他殘地ニ關シ損失ヲ生スヘキトキハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十一條 土地ヲ使用又ハ收用スルニ因リテ通路、溝渠、塔

構其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、増築又ハ修繕ヲ爲スノ必要ヲ生スルトキハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十二條 第五十六條ノ通知ノ後土地ノ形質ヲ變更シ工作物ノ新築、改築、増築若ハ大修繕ヲ爲シ又ハ物件ヲ附加増置セムトスルトキハ土地所有者又ハ關係人ハ鐵山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ許可ヲ受ケシテ之ヲ爲シタル者ハ之ニ關スル補償金ヲ請求スルコトヲ得

第六十三條 第五十六條ノ通知ノ後事業ヲ廢止又ハ變更シタルニ因リテ土地所有者又ハ關係人ノ受ケタル損失ニ對シ鐵業權者ハ其ノ補償金ヲ拂渡スヘシ

第六十四條 土地所有者及關係人ハ鐵業權者ヲシテ補償金ニ付相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第六十五條 土地ノ使用又ハ收用ノ協議調ヒ裁決確定シ又ハ判決アリタルトキハ補償金又ハ擔保ノ裁決確定セサルトキト雖鐵業權者ハ其ノ裁決ニ依ル補償金ヲ供託シ又ハ擔保ヲ供シテ土地ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

第六十六條 鐵業權者補償金ノ拂渡若ハ供託ヲ爲サス又ハ擔保ヲ供セサルトキハ土地所有者及關係人ハ土地ヲ用ウルコトヲ拒ムコトヲ得

第六十七條 土地ヲ收用スルトキハ收用ノ時期ニ於テ所有權

ハ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ消滅ス

土地ヲ使用スルトキハ其ノ權利ハ使用ノ時期ニ於テ鑛業權者之ヲ取得シ其ノ他ノ權利ハ使用ノ期間其ノ行使ヲ停止セラル但シ使用ヲ妨ケサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六十八條 土地ノ使用ヲ終リタルトキハ鑛業權者ハ土地ヲ原狀ニ復シ又ハ原狀ニ復セサルニ因リテ生スル損失ニ對シ補償金ヲ拂渡シテ之ヲ返還スヘシ

第六十九條 先取特權、質權又ハ抵當權ハ其ノ目的物ノ使用又ハ收用ニ因リテ債務者ノ受クヘキ補償金ニ對シテモ之ヲ行フコトヲ得但シ其ノ拂渡前ニ差押ヲ爲スヘシ

第七十條 土地ノ使用及收用ニ關スル規定ハ水ノ使用ニ關スル權利ニ之ヲ準用ス

第四章 鑛業警察

第七十一條 鑛業ニ關スル左ノ警察事務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣及鑛山監督局長之ヲ行フ

一 建設物及工作物ノ保安

二 生命及衛生ノ保護

三 危害ノ豫防其ノ他公益ノ保護

第七十二條 鑛業上危険ノ虞アリ又ハ公益ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ豫防又ハ鑛業

ノ停止ヲ命スヘシ

急迫ノ危険ヲ防ク爲必要アルトキハ鑛山監督局長ハ前項ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第七十三條 主務大臣ハ探掘權者ニ技術ニ關スル管理者ノ選任又ハ改任ヲ命スルコトヲ得

管理者ノ資格及職務ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條 鑛業權消滅シタル後ト雖五箇年ハ主務大臣及鑛山監督局長ハ第七十二條ノ規定ニ準シ其ノ鑛業權ヲ有セシ者ニ對シテ危害豫防ニ關スル設備ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ヲ受ケタル者ハ危害豫防ノ目的ノ範圍内ニ於テ鑛業權者ト看做ス

第五章 鑛害ノ賠償

第七十四條ノ二 鑛物探掘ノ爲ノ土地ノ掘鑿、坑水廢水ノ放流、捨石鑛滓ノ堆積又ハ鑛煙ノ排出ニ因リテ他人ニ損害ヲ與ヘタルトキハ損害發生ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者、損害發生ノ時鑛業權消滅セル場合ニ於テハ鑛業權消滅ノ時ニ於ケル當該鑛區ノ鑛業權者其ノ損害ヲ賠償スル責ニ任ス

前項ノ場合ニ於テ損害カニ以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ニ

〔北海勞〕

〔北海勞〕

第七十四條ノ五 石炭探掘ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ損害ヲ被リタル者ハ其ノ損害賠償請求權ニ關シ前條第一項ノ供託物ニ付他ノ債權者ニ先チ辨濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十四條ノ六 石炭ヲ目的トスル鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ第七十四條ノ四第一項ノ供託物ニ對スル權利ハ讓受人ニ移轉ス

第七十四條ノ七 石炭ヲ目的トスル鑛業權者又ハ鑛業權者タリシ者ハ左ノ場合ニ限り命令ノ定ムル所ニ依リ第七十四條ノ四第一項ノ供託物ヲ取戻スコトヲ得

一 石炭探掘ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償シタルトキ

二 鑛業權消滅後十箇年ヲ經ルモ石炭探掘ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因ル損害ノ生セサルトキ

第七十四條ノ八 損害ノ賠償ハ金錢ヲ以テ之ヲ爲ス但シ賠償金額ニ比シ著シク多額ノ費用ヲ要セスシテ原狀ノ回復ヲ爲スコトヲ得ルトキハ被害者ハ原狀ノ回復ヲ請求スルコトヲ得

賠償義務者ノ申立アリタル場合ニ於テ裁判所適當ト認ムル

因リテ生シタルトキハ各鑛業權者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ損害カニ以上ノ鑛區ノ鑛業權者ノ作業ノ中執レニ因リテ生シタルカヲ知ルコト能ハサルトキ亦同シ

前二項ノ場合ニ於テ損害發生ノ後鑛業權者其ノ鑛業權ヲ讓渡シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者及其ノ後ノ鑛業權者ハ連帶シテ損害ヲ賠償スル義務ヲ負フ

前三項ノ賠償ニ付テハ共同鑛業權者ノ義務ハ連帶トス

第七十四條ノ三 前條第二項ノ連帶債務者相互ノ間ニ於テハ其ノ各自ノ負擔部分ハ相均シキモノト推定ス

前條第三項ノ場合ニ於テ鑛業權ヲ讓受ケタル者賠償ノ義務ヲ履行シタルトキハ損害發生ノ時ノ鑛業權者ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第七十四條ノ四 石炭ヲ目的トスル鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ石炭探掘ノ爲ノ土地ノ掘鑿ニ因リテ生スヘキ損害ノ賠償ヲ擔保スル爲其ノ探掘シタル石炭ノ數量ニ應シ毎年一定額ノ金錢ヲ供託スヘシ但シ金錢ニ代ヘ其ノ金額ニ相當スル國債ヲ供託スルコトヲ妨ケス

前項ノ規定ハ國ノ鑛業ニ之ヲ適用セス

石炭ヲ目的トスル鑛業權者第一項ノ供託ヲ怠リタルトキハ主務大臣ハ鑛業ノ停止ヲ命スルコトヲ得

トキハ前項ノ規定ニ拘ラス金錢ノ賠償ニ代ヘ原狀ノ回復ヲ命スルコトヲ得

第七十四條ノ九 損害ノ發生ニ關シ被害者ニ責ムヘキ事由アリタルトキハ裁判所ハ損害賠償ノ責任及範圍ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スルコトヲ得損害ノ發生ニ關シ天災其ノ他ノ不可抗力ノ適合シタルトキ亦同シ

第七十四條ノ十 損害賠償ノ額カ豫定セラレタル場合ニ於テ其ノ額カ著シク不當ナルトキハ當事者ハ之カ増減ヲ請求スルコトヲ得

第七十四條ノ十一 損害賠償請求權ハ被害者カ損害及賠償義務ヲ知リタル時ヨリ三箇年間之ヲ行ハサルトキハ時效ニ因リテ消滅ス損害發生ノ時ヨリ二十箇年ヲ經過シタルトキ亦同シ

前項ノ期間ハ進行中ノ損害ニ付テハ其ノ進行ノ止ミタル時ヨリ之ヲ起算ス

第七十四條ノ十二 鑛害ノ賠償ニ關シ爭議ノ生シタルトキハ當事者ハ損害ノ發生地ヲ管轄スル地方裁判所又ハ當事者ノ合意ニ依リテ定ムル地方裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得

小作調停法第二條、第六條、第十條、第十二條乃至第十五條

〔北海勞〕

條、第二十一條、第二十二條、第二十四條乃至第二十八條、第二十九條第一項、第三十條乃至第三十五條、第三十七條乃至第四十條及第四十八條、借地借家調停法第四條ノ二、第十條、第十八條及第二十九條乃至第三十一條、金錢債務臨時調停法第六條第一項第四項、商事調停法第一條第二項第三項、第四條及第五條並人事調停法第六條及第十條ノ規定ハ前項ノ調停ニ之ヲ準用ス

第七十四條ノ十三 調停委員ハ特別ノ知識經驗ヲ有シ公正ナル調停ヲ爲スニ適スル者ニ就キ毎年豫メ地方裁判所長ノ選任シタル者又ハ當事者ノ合意ニ依リ選定セラレタル者ノ中ヨリ各事件ニ付調停主任之ヲ指定ス

第七十四條ノ十四 裁判所又ハ調停委員會必要アリト認ムルトキハ關係官廳其ノ他適當ト認ムル者ニ對シ意見ヲ求メ又ハ調査ヲ囑託スルコトヲ得

第七十四條ノ十五 本章ノ規定ハ鑛業ニ從事スル者ノ業務上ノ負傷、疾病及死亡ニ關シテハ之ヲ適用セス

第六節 鑛夫

第七十五條 探掘權者ハ鑛夫ノ雇傭及就業ニ關スル規則ヲ定メ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ

〔北海勞〕

第八十條ノ三 第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ二年間之ヲ行ハザルトキハ時效ニ因リ消滅ス

第八十條ノ四 第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第七章 削除

第八十一條乃至第八十八條 削除

第八章 訴訟及裁決

第八十九條 鑛業ニ關スル出願ノ許可又ハ拒否ニ不服アル者ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ侵害セラレタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十條 第十一條、第三十六條又ハ第四十三條ノ二第一項ノ承諾ヲ拒マレタル者及其ノ承諾ヲ得ルコト能ハサル者ハ鑛山監督局長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ不服アル者ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ侵害セラレタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十一條 鑛業權ノ取消ニ不服アル者ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ侵害セラレタルトキハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第九十二條 土地ノ使用者ハ收用、補償金又ハ擔保ニ付協議

亦同シ

第七十六條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ鑛夫名簿ヲ鑛業事務所ニ備置クヘシ

第七十七條 鑛業權者鑛夫ヲ解雇シタル場合ニ於テハ其ノ請求ニ因リ雇傭ノ期間、業務ノ種類、技能、賃金及解雇ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ與フヘシ

第七十八條 鑛業權者ハ毎月一回以上期日ヲ定メ通貨ヲ以テ鑛夫ニ其ノ賃金ヲ支拂フヘシ

第七十九條 主務大臣ハ命令ヲ以テ鑛夫ノ年齢及就業時間並婦女、幼者ノ労働ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

第八十條 鑛業權者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ鑛夫カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第八十條ノ二 鑛業權者前條ノ規定ニ基キ扶助ヲ爲シタルトキハ鑛業權者ハ其ノ扶助ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

鑛業權者及鑛夫ノ出捐スル共済組合命令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權者ヲシテ扶助ヲ爲スヲ要セザラシムル給付ヲ爲シタルトキハ鑛業權者ハ其ノ給付ノ價額ノ限度ニ於テ民法ニ依ル損害賠償ノ責ヲ免ル

調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキハ鑛業権者
 ハ鑛山監督局長ノ裁決ヲ申請スルコトヲ得
 前項ノ裁決中土地ノ使用又ハ牧用ニ付不服アル者ハ訴願ヲ
 提起スルコトヲ得違法ニ權利ヲ侵害セラレタリトスルトキ
 ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得
 第一項ノ裁決中補償金又ハ擔保ニ付不服アル者ハ通常裁判
 所ニ出訴スルコトヲ得
 第一項及第二項ノ規定ハ第四十三條ノ二第二項ノ協議調ハ
 ス又ハ協議ヲ爲スコト能ハサル場合ニ之ヲ準用ス
 第九十三條 處分又ハ裁決ノ通告書ヲ受ケタル日ヨリ三十日
 ヲ経過シタルトキハ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス
 前項ノ期間ハ處分又ハ裁決ノ通告書ヲ受ケサル者ニ付テハ
 其ノ公示ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第九章 罰則

第九十四條 鑛業権ヲ有セスシテ鑛物ヲ掘採シタル者又ハ詐
 偽ノ行爲ヲ以テ鑛業権ヲ得タル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三
 千圓以下ノ罰金ニ處ス過失ニ因リ鑛區外ニ掘採シタル者ハ
 二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 第九十五條 前條ノ場合ニ於テハ其ノ掘採シタル鑛物ヲ沒收
 ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其

〔北海勞〕

ノ價額ヲ追徴ス
 第九十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又
 ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
 一 第十條第三項、第十一條本文、第四十三條ノ二第一項
 本文又ハ第四十四條ノ規定ニ違反シタル者
 二 第四十三條ノ三、第四十五條、第七十二條、第七十三
 條第一項又ハ第七十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反
 シタル者
 三 第七十一條ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ
 爲ス處分ニ違反シタル者
 四 第七十三條第二項ノ規定ニ基キテ管理者ノ職務ニ關シ
 發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者
 第九十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ
 處ス
 一 第四十六條乃至第四十八條ノ規定ニ違反シタル者
 二 第七十四條ノ四第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル
 者
 三 第七十五條乃至第七十八條ノ規定ニ違反シタル者
 四 第七十九條又ハ第八十條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ
 違反シタル者

〔北海勞〕

第九十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金
 ニ處ス
 一 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告
 ヲ爲シタル者
 二 第十二條ノ二ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避
 シタル者
 三 第五十三條第一項ノ許可ヲ受ケシテ障礙物ヲ除却シ
 タル者
 第九十九條 削除
 第一百條 削除
 第一百一條 削除
 第一百二條 削除
 第一百三條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ罰則ハ其ノ者
 カ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行
 スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代
 理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有
 スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
 第一百四條 法人又ハ人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、
 雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本法ノ違反行爲
 ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處

罰ヲ免ルルコトヲ得ス
 本法ニ基キテ發スル命令中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外
 其ノ命令ニ規定セル罰則ニ付テモ亦同シ
 第一百五條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得
 ス
 第一百六條 削除
 附則
 第一百七條 本法ハ明治三十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
 鑛業條例ハ之ヲ廢止ス
 第一百八條 鑛業條例ニ依ル試掘ノ認可ハ試掘權ノ登録ト看做
 ス
 第一百九條 日本坑法ニ依ル借區ノ許可及鑛業條例ニ依ル探掘
 ノ特許ハ探掘權ノ登録ト看做ス但シ鑛業條例第四十一條第
 二項ニ定メタル面積ニ滿タサル鑛區ニ對スルモノハ其ノ期
 限ノ到來ニ因リテ消滅ス
 第一百十條 本法施行前ニ於ケル官廳所屬ノ探掘區域ハ探掘權
 區トシ本法施行ノ日ニ於テ探掘權ノ登録ヲ得タルモノト看
 做ス
 第一百十一條 鑛業條例ニ依ル探掘權ノ書入ノ登録ハ抵當權ノ
 登録ト看做ス

第四百十二條 第七十四條ノ規定ハ本法施行前ニ試掘認可又ハ探掘特許ノ消滅シタル場合ニモ之ヲ適用ス但シ一箇年ノ期間ハ其ノ消滅ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第四百十三條 日本坑法ニ依リ借區ノ許可ヲ得タル者及鑛業條例ニ依リ試掘ノ認可又ハ探掘ノ特許ヲ得タル者ハ本法施行ノ日ヨリ六十日以内ニ明治三十八年分ノ鑛區稅又ハ其ノ不足額ヲ納付スヘシ其ノ鑛區稅ハ月割ヲ以テ計算ス

第四百十四條 明治三十八年分ノ鑛區稅ハ本法施行前ニ得タル鑛產物ニ付テモ之ヲ課ス

第四百十五條 第八十八條ノ規定ハ明治三十八年度分ノ稅ニ限リ之ヲ適用セス

第四百十六條 鑛業條例ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四百十七條 本法施行前ニ爲シタル處分ニ對スル訴願、裁定請求、行政訴訟又ハ民事訴訟ニ關シテハ鑛業條例ノ規定ニ依ル

第四百十八條 鑛業條例ニ依リ試掘又ハ探掘ヲ出願シタル鑛區ノ面積ニ付テハ鑛業條例第四十一條第二項ノ規定ヲ適用ス

第四百十九條 明治三十七年十二月三十一日以前ヨリ引續キ重

〔北海勞〕

石鑛又ハ水鉛鑛ヲ探掘スル者ニシテ明治三十八年七月三十一日迄ニ其ノ鑛物探掘ノ特許ヲ出願スルトキハ其ノ探掘區域ニ限リ第三十一條、第三十三條及鑛區ノ面積ニ關スル第九條ノ規定ニ拘ラス特許ヲ與フヘシ

前項ノ探掘者ニシテ明治三十八年七月三十一日迄ニ其ノ特許ヲ出願シタル者ハ其ノ指令ノ日迄本法ノ規定ニ拘ラス其ノ探掘ヲ繼續スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ特許ヲ得タル區域ノ面積五千坪未滿ナル場合ニ於テハ其ノ特許ハ五箇年ヲ經過シタルトキ消滅ス

第四百二十條 明治三十九年十二月三十一日以前ヨリ引續キ第二條第二項ノ可燃質天然瓦斯ヲ探掘スル者ハ同條同項但書ニ該當セザル場合ト雖明治四十年六月三十日迄ニ其ノ旨鑛山監督署長ニ届出ルトキハ其ノ届出ニ係ル坑井ヨリ噴出スル可燃質天然瓦斯ニ限リ本法ヲ適用セス

〔北海勞〕

ス

試掘鑛區第三項ノ規定ニ依ル鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ於テ其ノ試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付探掘ノ出願ヲ爲シ又ハ第三十三條ノ第二項ノ規定ニ依ル出願ヲ爲シタルトキハ第九條第三項、第二十八條及第二十九條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ許可ス

砂鑛法第五條ノ規定ハ第三項ノ規定ニ依ル鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ之ヲ準用ス

附則 (昭和十年法律第二十四號) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十一年勅令第四百四十六號ヲ以テ昭和十二年一月一日ヨリ施行)

鑛業法第八十條ノ規定ニ基キ扶助ヲ受クルノ權利ノ時效ニシテ其ノ進行ガ本法施行前ニ始リタルモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ本法施行ノ日ヨリ起算シ其ノ殘期ガ二年ヨリ長キトキハ其ノ日ヨリ起算シテ第八十條ノ三ノ規定ヲ適用ス

附則 (昭和十四年法律第二十三號) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十四年勅令第八百七十五號ヲ以テ昭和十五年一月一日ヨリ施行) 第五章ノ改正規定ハ第七十四條ノ四乃至第七十四條ノ七ノ規

附則 (昭和九年法律第三十七號) 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和九年勅令第九百九十四號ヲ以テ昭和九年七月一日ヨリ施行) 本法施行ノ際現ニニッケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ探掘スル者又ハ其ノ承繼人ハ本法施行ノ日ヨリ六月間從前ノ例ニ依リ其ノ探掘ヲ繼續スルコトヲ得其ノ期間内ニ當該探掘者又ハ其ノ承繼人ガニッケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ探掘スル爲出願ヲ爲シタル場合ニ於テ許可ノ登錄ノ日又ハ不許可ノ指令ノ日迄亦同シ

前項ニ掲グル者ハ本法施行ノ日ヨリ六月以内ニニッケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ探掘スル爲出願ヲ爲シタルトキハ其ノ探掘區域ニ限リ第九條第三項、第二十八條、第二十九條、第三十一條、第三十三條及第三十三條ノ二ノ規定並ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラズ之ヲ許可ス

本法施行ノ際現ニ契約又ハ慣習ニ依リニッケル鑛、コバルト鑛、石膏又ハ重晶石ヲ探掘スル者ヨリ代價ヲ受クル土地所有者ハ前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ對シ右ノ鑛物ノ探掘ニ付相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得

砂鑛法第十三條及第十五條ノ規定ハ前項ノ補償金ニ之ヲ準用

定ヲ除クノ外本法施行前ニ爲シタル作業ニ因リテ本法施行後ニ生ジタル損害ニモ之ヲ適用ス

本法施行前ニ生ジタル損害ニシテ補償金、手當金、見舞金其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ被害者ガ其ノ賠償ヲ受ケズ又ハ賠償ヲ受ケタルモ其ノ額ガ著シク少額ナリシモノニ付テハ被害者ハ賠償又ハ其ノ増額ヲ請求スルコトヲ得

附則 (昭和十五年法律第百二號)

第一條 本法施行ノ期日ハ第十條ノ改正規定中要害地帯ニ關スル部分、同條ノ改正規定中陸軍輸送港域ニ關スル部分及其ノ他ノ規定ニ付各別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十五年勅令第百九十六號ヲ以テ第十條ノ改正規定中陸軍輸送港域ニ關スル部分ハ昭和十五年六月十日ヨリ施行)
(昭和十五年勅令第百二十五號ヲ以テ第十條ノ改正規定中要害地帯ニ關スル部分ハ昭和十五年十二月一日ヨリ施行)

第二條 本法(第十條ノ改正規定ヲ除ク以下之ニ同シ)施行ノ

〔北海券〕

際現ニ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯(含油層ト密接ノ關係アル可燃質天然瓦斯ヲ除ク以下之ニ同シ)ヲ掘探スル者アル場合ニ於テ其ノ掘探區域他人ノ鑛區ト重複シ且其ノ鑛業權ノ目的石油ナルトキハ當該鑛業權者ハ附則第三條及同第六條ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ權利ヲ制限セラル

第三條 本法施行ノ際限ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘探スル者又ハ其ノ承繼人ハ本法施行ノ日ヨリ六月間從前ノ例ニ依リ其ノ掘探ヲ繼續スルコトヲ得其ノ期間内ニ當該掘探者又ハ其ノ承繼人明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘探スル爲出願ヲ爲シタル場合ニ於テ許可ノ登錄ノ日又ハ不許可ノ指令ノ日迄亦同シ

第四條 前條ニ掲グル者本法施行ノ日ヨリ六月以内ニ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘探スル爲出願ヲ爲シタルトキハ其ノ掘探區域ニ限リ第九條第三項、第二十八條、第二十九條及第三十三條ノ規定並ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラズ之ヲ許可ス

第五條 前條ノ規定ニ依リ試掘權ヲ有スル者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付探掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ其ノ試掘鑛區ト重複スル部分ニ付テハ第九條第三項及第二十九條ノ規

〔北海券〕

定並ニ第九條第二項ノ鑛區面積ニ關スル規定ニ拘ラズ之ヲ許可ス

第六條 前二條ノ規定ニ依リ石油ヲ目的トスル鑛業權ヲ有スル者ハ其ノ鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且其ノ鑛業權ノ目的石油ナルトキハ其ノ重複スル部分ニ於テハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ノミヲ掘探シ及之ヲ取得スル權利ヲ有ス

第七條 本法施行ノ際現ニ契約又ハ慣習ニ依リ明礬石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘探スル者ヨリ代價ヲ受クル土地所有者ハ附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル者ニ對シ右ノ鑛物ノ掘探ニ付相當ノ補償金ヲ請求スルコトヲ得

砂鑛法第十三條及第十五條ノ規定ハ前項ノ補償金ニ之ヲ準用ス

第八條 試掘鑛區附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依リ鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ於テ其ノ試掘權者試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付探掘ノ出願ヲ爲シタルトキハ其ノ試掘鑛區ト重複スル部分ニ付テハ第九條第三項及第二十九條ノ規定ニ拘ラズ之ヲ許可ス

第九條 砂鑛法第五條ノ規定ハ附則第四條又ハ同第五條ノ規定ニ依リ鑛區他人ノ鑛區ト重複シ且同種ノ鑛物ナル場合ニ

第七章 雜則

之ヲ準用ス

第十條 本法施行ノ際現ニ存スル試掘權ノ存續期間ハ本法施行ノ日ヨリ四年トス但シ主務大臣已ムコトヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ石油ヲ目的トスル試掘權ニ付テハ四年以内、石油以外ノ鑛物ヲ目的トスル試掘權ニ付テハ二年以内之ヲ延長スルコトヲ得

第十一條 本法施行前第二十四條第一項、第二十五條第一項(第三十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第三十八條第一項ノ規定ニ依リ命令アリタル場合ニ於テハ從前ノ第二十四條第二項、第二十五條第二項、第三十七條第二項又ハ第三十八條第二項ノ規定ヲ適用ス

第十二條 本法施行前ニ爲シタル探掘出願ノ出願地出願ノ當時其ノ出願人ノ同種ノ鑛物ノ試掘鑛區ト重複スル場合ニ於テ其ノ重複スル部分仍試掘ヲ要スルモノト認ムルトキハ第二十九條ノ二ノ規定ニ拘ラズ仍從前ノ例ニ依リ

本法施行前ニ爲シタル鑛業ノ出願ニシテ其ノ出願地他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スルモノニ付テハ仍從前ノ第三十一條ノ規定ヲ適用ス

六四三

本法施行前十日以内ニ試掘權ノ存續期間満了シタル場合ニ於テハ仍從前ノ第三十三條ノ二ノ規定ヲ適用ス

第十三條 本法施行前從前ノ第四十四條第一項ノ規定ニ依リ差出シタル施業案ハ同條同項ノ改正規定ニ依リ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第十四條 本法施行前從前ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

●鑛業法施行細則

明治三十八年六月十五日
農商務省令第十七號

改正 明治三十九年農商務省令第一五號、四〇年第八號、四二年第二四號、四四年第一〇號、大正元年第二二號、五年第二〇號、一〇年第二七號、一三年第一八號、昭和四年商工省令第一二號、第一八號、九年第一四號、一四年第七五號、一六年第四二號

鑛業法施行細則左ノ通定ム

鑛業法施行細則

第一條 願書、申請書、届書及圖面ハ一件毎ニ之ヲ調製シ様式ノ定アルモノニ付テハ其ノ様式ニ準スヘシ

第二條 商工大臣又ハ鑛山監督局長ニ差出シタル書面、圖面

〔北海道〕

又ハ標品ニシテ必要ト認ムルモノハ之ヲ返付セス

第三條 鑛業ニ關シ命令又ハ通知ヲ發スル場合ニ於テ受借人ノ住所不分明ナルトキハ十日間其ノ要旨ヲ鑛山監督局ノ揭示場ニ揭示スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ期間満了ノ日ニ命令又ハ通知ヲ受ケタルモノト看做ス

第四條 本則ノ規定ニ依リテ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ鑛業ヲ出願セムトスル者、鑛業出願人、鑛業權者、土地所有者又ハ關係人ノ承継人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第五條 本則中鑛業ノ出願ニ關スル規定ハ鑛業出願地又ハ鑛區ノ訂正、増減及改正ノ出願ニ付之ヲ準用ス

第六條 書面又ハ圖面不完備ナルトキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ修正又ハ補充ヲ命スルコトヲ得

第七條 書面又ハ圖面ヲ郵便ニテ差出シタルトキハ引受時刻證明郵便ニ依ルモノヲ除クノ外消印記號ニ記載シタル最終ノ日時ニ差出シタルモノト看做ス其ノ消印記號ナキ場合又ハ其ノ不明ナル場合ニ於テ郵便物受領證ニ依リテ其ノ差出シタル日時ヲ證明シタルトキ亦同シ

第八條 商工大臣ニ差出スヘキ書面又ハ圖面ハ鑛山監督局長ヲ經由スヘシ此ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ニ差出シタル日時ヲ以テ差出ノ日時ト看做ス

〔北海道〕

第九條 同一地域ニ於テ二種以上ノ鑛物ニ付鑛業ヲ爲サムトスル者ハ各種ノ鑛物毎ニ願書ヲ差出スヘシ但シ同一ノ鑛床中ニ存スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第十條 鑛業ノ許可ヲ得タル鑛物ノ名稱ヲ更正セムトスルトキハ願書ニ理由書ヲ添附シテ差出スヘシ

第十一條 共同鑛業出願人ハ願書ト共ニ連署シタル代表者選定ノ届書ヲ差出スヘシ

共同鑛業出願人ハ願書ニ代表者ヲ表示シテ前項ノ届出ニ代フルコトヲ得

前二項ノ規定ハ出願人ノ變更、鑛業權ノ設定又ハ移轉ニ因リ鑛業出願人又ハ鑛業權者ト爲ルヘキ者二人以上ナル場合ニ之ヲ準用ス但シ鑛業權設定ノ場合ニ於テハ登録稅納付書ニ代表者ヲ表示シタルトキハ之ヲ以テ代表者ノ届出ト看做ス

第十二條 共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者代表者ヲ變更シタルトキハ連署ナク連署シテ其ノ旨ヲ届出ヘシ

第十三條 鑛業法第七條第三項ノ規定ニ依リ鑛山監督局長代表者ヲ指定シタルトキハ之ヲ共同鑛業出願人又ハ共同鑛業權者ニ通知スヘシ

第十四條 鑛業出願人代表者ニ依リテ鑛業出願ノ取下、區域

第七章 雜則

増減ノ出願又ハ出願人變更ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ願書又ハ届書ニ其ノ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添付スヘシ

前項ノ規定ハ代表者ニ依リテ鑛區ノ増減、合併又ハ分割ヲ出願スル場合ニ之ヲ準用ス

第十五條 鑛業ニ關スル出願ニシテ鑛利保護上又ハ鑛區分合上出願地及鑛區ノ面積百萬坪ヲ超ユル場合ニ於テハ願書ニ其ノ理由書ヲ添付スヘシ

第十六條 鑛業ノ出願地鑛業法第十條第二項ノ場所ニ係ルトキハ出願ノ日ヨリ三十日以内ニ所轄官廳ノ許可書若ハ許可ヲ受ケタルコトヲ證スル書面又ハ許可ヲ申請シタルコトヲ證スル書面ヲ差出スヘシ

鑛業出願後其ノ出願地鑛業法第十條第二項ノ場所トナリタルトキハ其ノ公示ノ日ヨリ三十日以内ニ前項ノ書面ヲ差出スヘシ

第十六條ノ二 鑛業出願地力實地調査ニ因リテ鑛業法第十條第二項ノ場所ニ係ルコトヲ發見シタルトキハ鑛山監督局長ハ前條ノ規定ニ拘ラス相當ノ期限ヲ附シ其ノ差出スヘキ書面ノ提出ヲ命スルコトヲ得錯誤ニ因リ其ノ書面ノ添付ヲ遺漏シタルモノト認メタルトキ亦同シ

第十七條 鑛業出願地ノ形狀鑛業ヲ爲スニ不適當ナリト認ム

ルトキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ増減ヲ命スルコトヲ得

第十八條 鑛業出願地鑛區ニ密接スル場合ニ於テ鑛山監督局長鑛業ノ監督上中間ニ相當ノ距離ヲ置クコトヲ必要ト認メタルトキハ出願人ニ對シ相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ減少ヲ命スルコトヲ得鑛業出願地鑛區ニ密接セサル場合ト雖モ鑛山監督局長鑛業ノ監督上中間ノ距離ノ延長ヲ必要ト認メタルトキ亦同シ

鑛業出願地鑛區ニ密接セサル場合ニ於テ鑛山監督局長鑛利保護上中間ノ距離ノ減縮ヲ必要ト認メタルトキハ出願人ニ對シ相當ノ期限ヲ附シテ出願地ノ増加ヲ命スルコトヲ得

第十九條 鑛業願書ニ添附スヘキ圖面ハ試掘出願ニ付テハ五葉、探掘出願ニ付テハ六葉トシ様式第十四號ニ準シテ調製シ左ニ掲グル事項ヲ明示スヘシ

- 一 出願地ノ所在及地目
- 二 出願地ノ面積
- 三 南北線
- 四 縮尺
- 五 二箇以上ノ不動基點並其ノ名稱及特徴
- 六 出願地ノ各隅トナルヘキ測點並其ノ番號

〔北海道〕

七 境界線並基點ト連結シタル測點間ノ方位及其ノ間數

八 出願地又ハ其ノ附近ニ於ケル鑛床ノ露頭及其ノ走向、傾斜

九 出願地及其ノ附近ニ於ケル地形其ノ他鑛業法第十條又ハ第十一條ニ記載シタルモノ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ相當ノ期限ヲ附シ更ニ五葉ヲ限リ前項ノ圖面ノ差出ヲ命スルコトヲ得

第二十條 探掘出願人ハ其ノ願書ニ探掘セムトスル鑛物ノ鑛床ニ關スル説明書ヲ添附スヘシ

第二十一條 試掘又ハ探掘ノ願書及出願地又ハ鑛區ノ増減ノ願書ハ第一種引受時刻證明郵便ヲ以テ差出スヘシ

第二十二條ノ二 鑛業法第二十九條ノ三第二項ノ規定ニ依ル公示ハ試掘權其ノ存續期間満了前消滅シ又ハ試掘鑛區ノ減少アリタル場合ニ於テ其ノ試掘權ノ殘存スヘカリシ期間又ハ殘存スル期間カ六十日ヲ超ユル場合ニ之ヲ爲ス

前項ノ公示ハ鑛山監督局長ノ揭示場ニ揭示スルコトニ依リテ之ヲ爲ス

第二十二條 鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シ出願人ニ鑛業ノ設備ニ關スル設計書ヲ提出ヲ命スルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リテ設計書ヲ提出シタル試掘出願人カ出願

〔北海道〕

ノ許可後其ノ設計ヲ變更シテ作業セムトスルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十二條ノ二 鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シ試掘權者ニ鑛業ノ設備ニ關スル設計書ヲ提出ヲ命シ若ハ理由ヲ示シテ設計書ノ變更ヲ命スルコトヲ得

試掘權者カ前項ノ命令ニ依リテ提出シタル設計書ノ變更ヲ爲サムトスルトキハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十三條 削除

第二十四條 鑛山監督局長ハ鑛業ニ關スル出願又ハ鑛區ニ付實地調査ヲ必要ト認ムルトキハ調査事項及調査期日ヲ指定シ出願人又ハ鑛業權者ニ立會ヲ命スルコトヲ得若シ調査期日ヲ指定スルコト能ハサルトキハ豫定期日ヲ定メ豫定期日ハ出張吏員ノ指定ニ依ルヘキコトヲ命スヘシ

出張吏員カ豫定期日ヲ指定スルトキハ少クトモ三日前ニ之ヲ通知スヘシ但シ出願人又ハ鑛業權者ニ於テ異議ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 鑛業出願人變更ノ屆書ニハ新舊出願人連署スヘシ

第二十五條ノ二 試掘權者其ノ試掘地ニ於テ探掘ノ出願ヲ爲シタル後出願人ノ變更ヲ爲サムトスル場合ニ於テハ試掘權

ノ移轉ヲ證スル書面ヲ添附スヘシ

第二十五條ノ三 試掘權者其ノ試掘地ニ於テ探掘ノ出願ヲ爲シタル後試掘權ヲ移轉シタルトキハ出願人變更ノ届出アリタルモノト看做ス

第二十六條 相續其ノ他ノ一般承繼ニ因リテ鑛業出願人ト爲リタル者又ハ氏名、名稱若ハ住所ヲ變更シタル鑛業出願人ハ【戸籍吏】ニ届出タル日又ハ登記ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ事實ヲ證スヘキ書面ヲ添ヘ其ノ旨ヲ鑛山監督局長ニ届出ヘシ法人ノ代表者ヲ變更シタルトキ亦同シ

第二十七條 共同鑛業出願人脱退シタルトキハ代表者若シ代表者ナキニ至リタルトキハ共同出願人ハ脱退ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ原由ヲ證スル書面ヲ添ヘ其ノ旨ヲ鑛山監督局長ニ届出ヘシ

第二十八條 探掘出願地ノ訂正願書ニハ訂正理由書ヲ添附スヘシ

第二十九條 探掘出願地ノ訂正又ハ鑛業出願地ノ増減ノ願書ニ添附スヘキ圖面ニハ新舊出願地ノ關係ヲ明示スヘシ

第二十九條ノ二 第三十六條第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ試掘出願人又ハ探掘出願人ハ其ノ出願地ニ付更ニ探掘若ハ試掘ノ出願ヲ爲シ、出願地ノ増減若ハ鑛種名ノ更正

出願シ又ハ名義ノ變更ノ届出ヲ爲スコトヲ得ス

第三十條 鑛業法第三十三條第二項ノ規定ニ依ル抽籤ハ鑛山監督局長之ヲ行フ

鑛山監督局長ハ抽籤ノ日時ヲ定メ少クトモ十四日前ニ關係鑛業出願人ニ通知スヘシ

前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル鑛業出願人ハ抽籤日時ニ出頭シテ立會ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 鑛區ノ合併又ハ分割ノ願書ニハ理由書ヲ添附シ且之ニ添附スヘキ圖面ニハ合併又ハ分割スヘキ區域ノ關係ヲ明示スヘシ但シ分割ノ願書ニ添附スヘキ圖面ハ各區域毎ニ之ヲ調製スヘシ

鑛業法第三十五條第二項ノ規定ニ依ル抵當權者ノ承諾書及抵當權ノ順位ニ關スル協定書ハ合併又ハ分割ノ願書ニ之ヲ添附スヘシ

第三十二條 鑛業法第三十六條第一項ノ規定ニ依ル鑛區増區ノ願書ニハ鑛床圖ノ説明書、鄰接鑛業權者及抵當權者ノ承諾書ヲ添附スヘシ

鑛業法第三十六條第二項ノ規定ニ依ル鑛區訂正ノ願書ニハ鑛床圖ノ説明書、鄰接鑛業權者ノ承諾書又ハ鑛業法第九十條ノ規定ニ依ル裁決書若ハ判決書ノ謄本ヲ添附スヘシ

前二項ノ願書ニ添附スヘキ鑛床圖ハ平面圖及剖面圖ノ二種ニ分チテ之ヲ調製スヘシ

第三十三條 鑛區訂正ノ願書ニ關シテハ第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第三十四條 鑛區ノ訂正、増減又ハ改正ノ願書ニ關シテハ第二十九條ノ規定ヲ準用ス

第三十五條 鑛業法第三十七條第三項ノ規定ニ依ル減區又ハ増減區ノ願書ニハ抵當權者ノ承諾書ヲ添ヘテ差出スヘシ

第三十六條 鑛業ノ出願許可スヘキモノト決定シタルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ旨ヲ出願人ニ通知スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ區域異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複シ鑛業法第四十三條ノ第二項ノ規定ニ依リ承諾ヲ受ケヘキモノナルトキハ其ノ鑛業權ノ登録番號、鑛種名、鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所並重複範圍ヲ併セテ通知スヘシ

出願人ハ前項ノ通知書ヲ受ケタル日ヨリ三十日以内ニ登録稅ヲ納付スヘシ此ノ期間内ニ登録稅納付書ヲ差出シタルモ不受理ノ處分ヲ受ケタルモノハ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ在リテハ期間後ト雖更ニ登録稅ヲ納付スルコトヲ得

登録稅ハ第一項ノ通知書ヲ受ケタル者若ハ其ノ代理人出頭

〔北海旁〕

〔北海旁〕

シ又ハ郵便郵便ヲ以テ之ヲ納付スヘシ郵便ヲ以テ納付スル場合ニ關シテハ第七條ノ規定ヲ準用ス

前項ノ登録稅ハ第一項ノ通知書ト共ニ納付書ニ收入印紙ヲ貼用シテ之ヲ納付スヘシ

前四項ノ規定ハ第十條ノ出願ニ關シ之ヲ準用ス

第三十六條ノ二 鑛山監督局長第三十六條第一項後段ノ規定ニ依ル通知ヲ爲シ出願人カ其ノ登録ヲ受ケタルトキハ鑛山監督局長ハ其ノ登録ヲ受ケタル鑛業權ノ登録番號、鑛種名並鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所ヲ同條同項後段ニ掲グル鑛業權者ニ通知スヘシ

第三十六條ノ三 鑛區ノ合併、分割、減區又ハ増減區ノ出願ニ付許可決定ノ通知ヲ受ケタル者ハ合併、分割又ハ減少前ノ鑛業權ニ付登録上利害ノ關係ヲ有スル第三者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ謄本ヲ登録稅納付書ニ添附シテ差出スヘシ但シ鑛區ノ分合又ハ増減ノ願書ト共ニ承諾書ヲ差出シタルモノニ付テハ納付書ニ其ノ事由ヲ記載スルヲ以テ足ル

第三十七條 鑛區所在地ノ名稱、地目、境界、基點又ハ面積カ鑛區圖ト相違スルコトヲ發見シタルトキハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ鑛業權ノ表示變更ニ關スル鑛區圖ノ

提出ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ命令書ニ調査圖ヲ添附スヘシ

鑛山監督局長カ鑛業ノ表示變更ニ關スル鑛區圖ノ提出ヲ要セサルモノト認メタルトキ又ハ前項ノ命令ニ依リ提出シタル鑛區圖ヲ調査シ完備シタルモノト認メタルトキハ第三十六條第一項ニ準シ其ノ旨ヲ鑛業權者ニ通知スヘシ

第三十六條第二項乃至第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ鑛山監督局長ハ願書、申請書又ハ願書ヲ受理セス

- 一 試掘又ハ探掘出願地ノ全部カ所轄鑛山監督局長ノ管轄區域内ニ在ラサルトキ
- 二 出願ノ鑛物カ鑛業法第二條ノ規定ニ該當セサルトキ
- 三 圖面ヲ添附スヘキ鑛業ノ願書ニ之ヲ添附セサルトキ又ハ添附圖面ニ依リ區域分明ナラサルトキ
- 三ノ二 鑛業ニ關スル願書、申請書又ハ願書ニ添附スヘキ圖面ニシテ要塞地帶法又ハ軍機保護法ニ依リ其ノ作成ニ付許可ヲ要スヘキモノ其ノ許可ヲ得タルモノニ非サルトキ
- 四 手数料ヲ納付セサルトキ
- 五 削除

第七章 雜則

- 六 第十四條ノ規定ニ違背シ決議書又ハ之ニ相當スル書面ヲ添附セサルトキ
- 七 第二十一條ノ規定ニ違背シ書留郵便第一種引受時刻證明郵便ヲ以テ差出ササルトキ
- 八 第二十五條ノ規定ニ違背シ新舊出願人連署セサルトキ
- 八ノ二 第二十五條ノ二ノ規定ニ違背シ試掘權ノ移轉ヲ證スル書面ヲ添附セサルトキ
- 八ノ三 第二十九條ノ二ノ規定ニ違背シタルトキ
- 九 第三十一條第二項ノ規定ニ違背シ承諾書及協定書ヲ添附セサルトキ
- 十 第三十二條又ハ第三十五條ノ規定ニ違背シ承諾書又ハ之ニ代ルヘキ書面ヲ添附セサルトキ
- 第三十八條ノ二 左ノ場合ニ於テハ鐵山監督局長ハ登録稅納付書ヲ受理セス
 - 一 第三十六條第四項又ハ第三十七條第三項ノ規定ニ違背シ通知書ヲ差出ササルトキ
 - 二 第三十六條ノ三ノ規定ニ違背シ第三者ノ承諾書又ハ之ニ對抗スルコトヲ得ヘキ裁判ノ附屬書ヲ添附セサルトキ
- 第三十九條 左ノ場合ニ於テハ鐵山監督局長ハ願書又ハ願書ヲ却下ス
 - 一 實地調査ノ際出願人カ出願區域ヲ明示スルコト能ハサ

〔北海券〕

- ルカ又ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依リテ指定シタル調査事項ノ説明ヲ爲スコト能ハサルトキ
- 二 願書ニ添附シタル圖面カ實地ノ區域ト著シク相違スルトキ
- 三 第六條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ修正又ハ補充ヲ爲ササルトキ
- 四 第十六條ニ規定シタル期間内又ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ許可書又ハ證明書ヲ差出ササルトキ
- 五 第十七條又ハ第十八條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ區域増減ノ願書ヲ差出ササルトキ
- 五ノ二 第十九條第二項ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ圖面ヲ差出ササルトキ
- 六 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ設計書ヲ差出ササルトキ
- 七 削除
- 八 第二十四條ノ規定ニ依リテ指定シタル期日ニ出願人立會ヲ爲ササルトキ
- 九 第三十六條ニ規定シタル期間内ニ登録稅納付書ヲ提出シ又ハ郵便ニ附セサルトキ

〔北海券〕

- 十 第七十九條ノ規定ニ依ル命令ノ期限内ニ協定書ヲ差出ササルトキ
- 第四十條 相續其ノ他ノ一般承継ニ因リテ鐵業權者若ハ抵當權者ト爲リタル者又ハ氏名、名稱若ハ住所ヲ變更シタル鐵業權者若ハ抵當權者ハ「戶籍吏」ニ届出タル日又ハ登記ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ登録ヲ申請スヘシ法人ノ代表者ヲ變更シタルトキハ之ニ準シテ其ノ事實ヲ證スヘキ書面ヲ添ヘ其ノ旨ヲ鐵山監督局長ニ届出ヘシ
- 第四十條ノ二 共同鐵業權者死亡ニ因リ脱退シタルトキハ代表者若シ代表者ナキニ至リタルトキハ共同鐵業權者ハ脱退ノ日ヨリ十四日以内ニ其ノ登録ヲ申請スヘシ
- 第四十一條 鐵業權者鐵業ニ著手シタルトキハ遲滞ナク鐵區所在地又ハ其ノ附近ニ鐵業事務所ヲ定メ其ノ位置及著手ノ年月日ヲ鐵山監督局長ニ届出ヘシ
- 第四十二條 試掘權者ハ試掘區圖及試掘工程表ヲ、探掘權者ハ坑内實測圖及鐵業簿ノ外探掘區圖及鐵業施業案ヲ鐵業事務所ニ備置クヘシ
- 第四十三條 鐵業權者ハ鐵業權ノ設定若ハ移轉ノ登録アリタル日ヨリ六箇月以内ニ事業ニ著手セス又ハ六箇月以上休業セムトスルトキハ其ノ期間ヲ附シ理由ヲ詳記シテ鐵山監督

第七章 雜則

- 局長ニ届出ヘシ
- 休業期間内ニ事業ニ著手シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ鐵山監督局長ニ届出ヘシ
- 第四十四條 探掘權者施業案ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十九號ニ準シテ調製シタル施業案ニ其ノ説明圖面ヲ添附シ之ヲ鐵山監督局長ニ差出スヘシ
- 鐵業ノ種類又ハ狀況ニ依リ前項ノ規定ニ依リ難キモノアルトキハ理由ヲ明示シ様式ノ記載事項ヲ増減スルコトヲ得
- 第四十五條 探掘權者施業案ノ變更ノ認可ヲ申請セムトスルトキハ様式第十九號ニ準シテ調製シタル新ナル施業案ニ其ノ説明圖面及變更ノ理由ヲ詳記シタル書面ヲ添附シ之ヲ鐵山監督局長ニ差出スヘシ
- 第四十六條 鐵山監督局長鐵業法第四十五條ノ規定ニ依リ施業案ノ變更ヲ命スルニハ少クトモ三十日以上ノ期限ヲ附シテ認可ヲ受クヘキコトヲ命スヘシ
- 第四十七條 坑内實測圖ハ平面圖及截面圖ノ二種トシ少クトモ毎月末ニ於ケル掘進ノ狀況ヲ測定シ翌月中ニ調製スヘシ
- 坑内實測圖ノ複本ハ石炭坑ニ在リテハ毎年六月末日及十二月末日迄ノ分ヲ各八月末日及二月末日迄ニ其ノ他ニ在リテハ毎年十二月末日迄ノ分ヲ二月末日迄ニ差出スヘシ但シ鐵

山ノ状況ニ依リ必要ト認ムルトキハ鐵山監督局長ハ何時ニテモ坑内實測圖ノ複本ヲ提出シ命シ又ハ其ノ提出期若ハ提出回数ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第四十八條 鐵業簿ニハ鐵產物ノ數量、其ノ販賣高、販賣代價、行業日數及工數ヲ記載スヘシ

第四十九條 前二條ノ規定ニ依リテ調製シ若ハ差出スヘキ書類又ハ圖面ハ探掘權ノ消滅又ハ移轉ノ場合ニハ探掘權ヲ有セシ者ニ於テ其ノ登錄ノ日ヨリ三十日以内ニ調製シ若ハ差出スヘシ

第五十條 鐵業明細表ハ様式第十八號ニ準シテ之ヲ調製シ毎年一月末日迄ニ其ノ前年分ヲ差出スヘシ

第五十一條 前條ノ規定ニ依リテ差出スヘキ書類ハ鐵業簿ノ消滅又ハ移轉ノ場合ニハ鐵業簿ヲ有セシ者ニ於テ其ノ登錄ノ日ヨリ三十日以内ニ差出スヘシ

第五十二條 前五條ノ規定ニ依リテ坑内實測圖若ハ鐵業簿ノ複本又ハ鐵業明細表ヲ差出スヘキ場合ニ於テ記載スヘキ事項

〔北海野〕

ナキトキハ其ノ旨ヲ届出ヘシ

第五十三條 二箇以上ノ鐵區ニ付合併施業ヲ爲ス場合ニ於テハ第四十四條、第四十五條及第四十七條乃至第五十一條ノ書類又ハ圖面ハ合併シテ之ヲ調製スルコトヲ得

第五十四條 鐵業權者自ラ鐵業ヲ管理セサルトキハ鐵業代理人ヲ選任シ鐵山監督局長ニ届出ツヘシ鐵業代理人ヲ變更シタルトキ亦同シ

第五十五條 試掘權者ハ試掘工程表ヲ調製シテ一箇月毎ニ開坑ニ關スル狀況、鐵產物ノ數量、行業日數及工數ヲ記載スヘシ

第五十六條 試掘ニ依リテ得タル鐵產物ヲ處分セムトスルトキハ其ノ方法及數量ヲ記載シ鐵山監督局長ニ出願スヘシ

第五十七條 鐵業法第四十九條ノ規定ニ依リ實地調査ノ願書

〔北海野〕

ニハ調査區域及其ノ理由ヲ詳記シタル書面ヲ添附スヘシ

鐵山監督局長調査ヲ要スルモノト認メタルトキハ調査日數並之ニ要スル人夫及物品ノ豫定書ヲ調製シ出願人ニ交付スヘシ

出願人ハ人夫及物品ヲ準備シ現場ニ立會フヘシ

第五十八條 鐵業法第五十二條ノ規定ニ依リテ他人ノ土地ニ立入り測量又ハ検査ヲ爲サムトスル者ハ土地ノ所在、地目及其ノ目的ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

第五十九條 鐵業法第五十三條ノ規定ニ依リテ障礙物ヲ除却セムトスル者ハ障礙物ノ種類、名稱、存在ノ場所、所有者及占有者ノ氏名又ハ名稱並豫定價額ヲ記載シタル願書ヲ差出スヘシ

第六十條 鐵業法第五十四條ノ規定ニ依リテ他人ノ土地ニ立入り又ハ之ヲ使用セムトスル者ハ土地ノ所在、占有者ノ氏名又ハ名稱及其ノ目的ヲ記載シテ出願スヘシ

第六十一條 鐵業法第五十二條乃至第五十四條ノ規定ニ依リ

他人ノ土地ニ立入り、之ヲ使用シ又ハ障礙物ヲ除却セムトスル者ハ鐵山監督局長ノ許可證ヲ携帯スヘシ

第六十二條 鐵業法第五十六條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用セムトスル者ハ土地ノ所在、地目、面積、所有者ノ氏名又ハ名稱、住所、使用ノ目的、時期及期間ヲ記載シタル願書ニ土地登記簿本、未登記ノ土地ニ付テハ土地臺帳簿本、關係地實測圖及工事設計書ヲ添ヘテ差出スヘシ

第六十三條 鐵業權者鐵業法ノ規定ニ基キテ他人ノ土地ニ關スル權利ヲ取得シタルトキ、使用ヲ始メタルトキ、使用ヲ終リタルトキ又ハ使用セサルニ至リタルトキハ直ニ鐵山監督局長ニ届出ヘシ

第六十四條 前項ノ權利取得ニ關スル届書ニハ土地ノ所在、地目、面積、所有者ノ氏名又ハ名稱、住所、使用ノ目的、時期及期間並補償金及擔保ヲ記載スヘシ

第六十五條 鐵業法第七十四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ石炭ヲ目的トスル鐵業權者ノ毎年供託スヘキ金銀ノ額ハ石炭一担ニ付五十錢以内ニ於テ其ノ前年中ニ探掘シタル石炭ノ數量ニ應ジ鐵區毎ニ鐵山監督局長之ヲ定ム

第六十六條 前項ノ金銀ハ毎年三月中ニ之ヲ供託スヘシ

第六十七條 石炭ヲ目的トスル鐵業權者ハ鐵業權消滅ノ

場合ニ於テハ前條ノ規定ニ準シ其ノ年ノ一月一日ヨリ鑛業權消滅ノ日ニ至ル期間内ニ掘探シタル石炭ノ數量ニ應シ鑛山監督局長ノ定ムル額ニ相當スル金額ヲ選擇ナク供託スヘシ

前項ノ場合ニ於テ前條ノ規定ニ依リ供託スヘキ金額ノ供託ヲ了セサルトキハ前條第二項ノ規定ニ拘ラス前項ノ金額ト同時ニ之ヲ供託スヘシ

第六十三條ノ四 石炭ヲ目的トスル鑛業權者特別ノ事情ニ依リ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ供託スヘキ金額ヲ四回以内ニ分割シテ供託スルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ三月十日迄ニ鑛山監督局長ニ提出スヘシ

一 鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所

二 鑛業權ノ登録番號

三 分割ノ回数並供託ノ時期及各回ノ供託金額

四 分割シテ供託セムトスル事由

第六十三條ノ五 鑛業法第七十四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ

供託ハ鑛山監督局長ノ指定スル供託局、供託局出張所又ハ

供託事務ヲ取扱フ銀行ニ之ヲ爲スヘシ

第六十三條ノ六 鑛業法第七十四條ノ四第一項但書ノ規定ニ

依リ供託スル國債ノ供託價格ハ供託スル月ノ前月末日ノ時價ヲ超ユルコトヲ得ス

第六十三條ノ七 石炭ヲ目的トスル鑛業權者鑛業法第七十四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ供託ヲ爲シタルトキハ供託物受入ノ記載アル供託書ノ寫及供託價格ヲ記載シタル書面ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ鑛山監督局長ニ届出ツヘシ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項ノ鑛業權者ニ對シ供託物受入ノ記載アル供託書ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第六十三條ノ八 石炭ヲ目的トスル鑛業權者又ハ鑛業權者タルシ者鑛業法第七十四條ノ四第一項ノ供託物ノ取戻ヲ爲サムトスルトキハ大正十一年司法省令第二號供託物取扱規則又ハ大正十一年司法省令第四號ノ手續ニ依リノ外鑛山監督局長力其ノ取戻ヲ承認シタルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ供託局、供託局出張所又ハ供託事務ヲ取扱フ銀行ニ提出スヘシ

前項ノ承認ヲ受ケムトスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ鑛山監督局長ニ提出スヘシ

一 鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所

二 鑛業權ノ登録番號

三 取戻ヲ爲サムトスル金額(供託物カ國債ナルトキハ其ノ種類、記號、番號、枚數、券面額及供託價格)

〔北海勞〕

〔北海勞〕

四 取戻ヲ爲サムトスル事由

五 當該鑛區ニ付現ニ存スル供託金額(供託物カ國債ナルトキハ其ノ種類、記號、番號、枚數、券面額及供託價格)

第六十四條乃至第六十七條 削除

第六十八條 鑛業法第九十條第一項又ハ第九十二條第一項

(同條第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ請求地ニ於ケル工事又ハ鑛床ノ關係圖並所有者及關係人又ハ鄰接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ト交渉シタル始末書ヲ添附スヘシ但シ交渉ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ事由書ヲ以テ始末書ニ代フルコトヲ得

一 申請人ノ氏名又ハ名稱及住所

二 所有者及關係人又ハ鄰接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ノ氏名又ハ名稱及住所

三 鑛業權ノ登録番號

四 申請ノ目的及理由

鑛山監督局長前項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ之ヲ所有者及關係人又ハ鄰接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ニ交付スヘシ

所有者及關係人又ハ鄰接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ハ申請書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ答辯書ヲ差出スヘシ

所有者及關係人又ハ鄰接鑛業權者若ハ異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者前項ノ期間内ニ答辯書ヲ差出ササルトキハ鑛山監督局長ハ申請書ノミニ依リテ裁決スルコトヲ得申請書ノ交付ヲ爲スコト能ハサルトキ亦同シ

申請人第六條ノ規定ニ依リ命令ノ期限内ニ修正又ハ補充ヲ爲ササルトキハ申請書ヲ却下ス

裁決書ニハ理由ヲ附シテ鑛山監督局長之ヲ申請人、所有者及關係人、鄰接鑛業權者、異種ノ鑛物ヲ目的トスル鑛業權者ニ交付スヘシ

第六十九條 鑛業法第九十條第二項又ハ第九十二條第二項

(同條第四項ノ規定ニ依リ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ訴訟ニハ鑛山監督局長ノ與ヘタル裁決書ノ謄本ヲ添ヘテ差出スヘシ

第七十條 削除

第七十一條 鑛業法第九十三條第二項ノ規定ニ基ク處分又ハ裁決ノ公示ハ鑛山監督局長ノ揭示場ニ揭示スルコトニ依リテ之ヲ爲ス

第七十二條 第二十二條第二項若ハ第二十二條ノ第二項ノ規定ニ違背シタル者又ハ第二十二條ノ第二項、第二十四條第一項若ハ第五十四條第三項ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七十五條 本則ハ明治三十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
第七十六條 鑛業條例ノ施行ニ關スル農商務省令及農商務省告示ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第七十二條ノ二 第二十六條、第二十七條、第四十條乃至第四十三條、第四十九條、第五十一條、第五十二條、第五十五條、第六十一條若ハ第六十三條ノ規定ニ違背シタル者又ハ第三十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違背シタル者若ハ同條第三項ノ規定ニ違背シ期間内ニ登録稅ヲ納メザル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第七十七條 鑛業條例ノ施行ニ關スル農商務省令及農商務省告示ニ依リテ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ本則中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本則ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第七十三條 第五十四條ノ規定ニ依リテ鑛業代理人ヲ定メタル場合ニハ鑛業權者ニ適用スヘキ本則ノ罰則ハ之ヲ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セサル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第七十八條 本則施行前ニ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ニシテ鑛業法及本則中ニ別段ノ定ナキモノニ付テハ鑛業條例ノ施行ニ關スル農商務省令及農商務省告示ノ規定ヲ適用ス

第七十四條 本則ハ第六十三條ノ二乃至第六十三條ノ八、第七十二條及第七十二條ノ二ノ規定ヲ除クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ準用ス

第七十九條 鑛業條例第四十六條第一項ノ規定ニ依リテ爲シタル出願ニシテ抵當權者ノ承諾書ヲ添ヘタルモノニ付テハ鑛山監督局長ハ相當ノ期限ヲ附シテ抵當權ノ順位ニ關スル協定書ヲ差出サシムルコトヲ得

第七十四條ノ二 鑛業法第十二條ノ二第二項ノ證券ハ株式式第二十條ニ依ル

第八十條 本則施行前ニ明治三十二年農商務省令第三號ノ規定ニ依リテ鑛業總代人ト看做サレタル者ハ本則ノ規定ニ依リテ定メタル代表者ト看做ス

第八十二條 本則施行前試掘ノ認可又ハ探掘ノ特許ヲ得タル者ニ付テハ第四十三條ノ期間ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第八十一條 本則施行前ヨリ引續キ鑛業ヲ爲ス者ハ本則施行ノ日ヨリ十日以内ニ鑛區所在地又ハ其ノ附近ニ鑛業事務所ヲ定メ鑛山監督局長ニ届出ヘシ

〔北海道〕

〔北海道〕

第八十三條 本則施行前ヨリ引續キ探掘ヲ爲ス者ハ明治三十八年十一月末日迄ニ第四十四條ノ規定ニ依リテ調製シタル施業案ヲ差出スヘシ

第八十八條 本則施行前ヨリ引續キ試掘ヲ爲ス者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第六十五條ノ規定ニ依リテ鑛夫名簿ヲ調製スヘシ

第八十四條 明治三十二年農商務省令第三號ノ規定ニ依ル鑛業代理人ハ本則ノ規定ニ依ル鑛業代理人ト同一ノ權限ヲ委任セラレタルモノト看做ス

第八十九條 鑛業條例第七十二條ノ規定ニ依リ認可ヲ得タル鑛夫救恤規則中第六十六條ニ規定シタル事項ニ付其ノ規定ヲ異ニスルモノアルトキハ探掘權者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ改定シテ許可ヲ受クヘシ但シ改定前ニ扶助メタル最低額ヲ下ルコトヲ得ス

第八十五條 鑛業條例第四十八條ノ規定ニ依リ他人ノ土地ヲ使用スル者ハ本則施行ノ日ヨリ九十日以内ニ土地ノ名稱、種目及使用ノ目的ヲ記載シタル届書ニ關係地實測圖、工事設計書及使用ノ權利ヲ證スル書面ヲ添ヘテ差出スヘシ

第九十條 本則施行前ヨリ引續キ試掘ヲ爲ス者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第六十六條ノ規定ニ依リテ扶助規則ヲ差出シ許可ヲ受クヘシ

第八十六條 鑛業條例第六十四條第二項ノ規定ニ依リ認可ヲ得タル鑛夫使役規則中第六十四條ニ規定シタル事項ニ付其ノ規定ヲ異ニスルモノアルトキハ探掘權者ハ本則施行ノ日ヨリ三十日以内ニ之ヲ改定シテ許可ヲ受クヘシ

第九十一條 鑛業法第九十九條ノ規定ニ依ル願書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ
一 事業ノ現狀ヲ詳記セル書類
二 明治三十七年十二月三十一日以前ヨリ引續キ出願鑛物ヲ採取スルコトヲ證スル書類

第八十七條 鑛業條例第七十條ノ規定ニ依リテ調製シタル鑛夫名簿中第六十五條ニ規定シタル事項ニ付其ノ規定ヲ異ニスルモノアルトキハ本則施行ノ日ヨリ六十日以内ニ之ヲ改

第九十二條 鑛業法第二十條ノ規定ニ依ル届書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スヘシ

第七章 雜則

- 一 事業ノ現状ヲ詳記セル書類
- 二 明治三十九年十二月三十一日以前ヨリ引續キ續業法第九條第二項ノ可燃質天然瓦斯ヲ採取スルコトヲ證スル書類

三 坑井ノ所在ヲ認知シ得ヘキ圖面

前項第三號ノ圖面ニハ左ニ掲グル事項ヲ明示スヘシ

- 一 所在地ノ名稱及種目
- 二 不動基點並其ノ名稱及特徵
- 三 坑井ト不動基點ト連結シタル測點間ノ方位及間數

第九十三條 昭和九年法律第三十七號附則第三項ノ規定ニ依ル書類ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 事業ノ現状ヲ詳記セル書類

二 昭和九年法律第三十七號施行ノ際現ニニツケル鑽、コバルト鑽、石膏又ハ重晶石ヲ掘採スル者又ハ其ノ承繼人タルコトヲ證スル書類

三 法人ニ在リテハ定款

願書ニ添附スベキ圖面ニハ第十九條ニ掲グル事項ノ外昭和九年法律第三十七號施行ノ際現ニニツケル鑽、コバルト鑽、石膏又ハ重晶石ヲ掘採スル區域ト出願區域トノ關係ヲ明示スベシ

〔北海道〕

第九十五條 砂鑛法施行細則第十六條及第十七條ノ規定ハ昭和九年法律第三十七號附則第五項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 申請人ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 土地ノ所在、地目及面積
- 三 土地所有者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 四 鑛業權ノ登録番號
- 五 申請ノ目的及理由

前項ノ申請書ニハ昭和九年法律第三十七號施行ノ際現ニニツケル鑽、コバルト鑽、石膏又ハ重晶石ノ掘採ニ付土地所有者ニ支拂フ代價ニ關スル契約又ハ慣習ヲ證スル書面並ニ土地登記簿本、未登記ノ土地ニ付テハ土地臺帳簿本、請求地ニ於ケル鑽床ノ關係圖、關係地實測圖及土地所有者ト交渉シタル始末書ヲ添附スベシ但シ交渉ヲ爲スコト能ハザルトキハ其ノ事由書ヲ以テ始末書ニ代フルコトヲ得

第六十八條第二項乃至第六項ノ規定ハ第一項ノ規定ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

〔北海道〕

第九十八條 昭和十五年法律第百二號附則第七條第二項ノ規定ニ依ル申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 申請人ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 土地ノ所在、地目及面積
- 三 土地所有者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 四 鑛業權ノ登録番號
- 五 申請ノ目的及理由

前項ノ申請書ニハ昭和十五年法律第百二號施行ノ際現ニ明鑛石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ノ掘採ニ付土地所有者ニ支拂フ代價ニ關スル契約又ハ慣習ヲ證スル書面並ニ土地登記簿本、未登記ノ土地ニ付テハ土地臺帳簿本、請求地ニ於ケル鑽床ノ關係圖、關係地實測圖及土地所有者ト交渉シタル始末書ヲ添附スベシ但シ交渉ヲ爲スコト能ハザルトキハ其ノ事由書ヲ以テ始末書ニ代フルコトヲ得

第六十八條第二項乃至第六項ノ規定ハ第一項ノ規定ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十九條 砂鑛法施行細則第十六條及第十七條ノ規定ハ昭和十五年法律第百二號附則第九條ノ規定ニ依ル裁決ノ申請及訴願ノ場合ニ之ヲ準用ス

和九年法律第三十七號附則第七項ノ規定ニ依ル裁決ノ申請及訴願ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十六條 昭和十五年法律第百二號附則第四條ノ規定ニ依ル願書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一 事業ノ現状ヲ詳記セル書類

二 昭和十五年法律第百二號(第十條ノ改正規定ヲ除ク以下ニ同シ)施行ノ際現ニ明鑛石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯(含油層ト密接ノ關係アル可燃質天然瓦斯ヲ除ク以下ニ同シ)ヲ掘採スル者又ハ其ノ承繼人タルコトヲ證スル書類

三 法人ニ在リテハ定款

願書ニ添附スベキ圖面ニハ第十九條第一項ニ掲グル事項ノ外昭和十五年法律第百二號施行ノ際現ニ明鑛石、螢石、石棉又ハ炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ヲ掘採スル區域ト出願區域トノ關係ヲ明示スベシ

第一項ノ願書ニシテ第十條ノ規定ニ依リ鑽種ノ名稱ヲ更正セントスルモノナルトキハ前項ノ規定ニ準ジテ調製シタル圖面ヲ添附スベシ

第九十七條 昭和十五年法律第百二號附則第五條又ハ第八條ノ規定ニ依ル願書ニハ其ノ旨ヲ記載シ且之ニ添附スベキ圖

第七章 雜則

第四百條 昭和十五年法律第百二號附則第十條但書ノ規定ニ依リ試掘權ノ存續期間ノ延長ヲ申請セントスル者ハ當該試掘權ノ存續期間満了ノ日前六月乃至一年內ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書正副二通ヲ商工大臣ニ提出スベシ

- 一 試掘權者ノ氏名又ハ名稱及住所
- 二 試掘權ノ登録番號
- 三 試掘區所在地
- 四 申請ノ理由
- 五 試掘權存續期間中ニ於ケル各年別採行實績

第四百一條 商工大臣試掘權ノ存續期間ヲ延長スベキモノト決定シタルトキ又ハ前條ノ規定ニ依ル申請ヲ理由ナシト決定シタルトキハ其ノ旨ヲ試掘權者ニ通知スベシ

第四百二條 昭和十五年法律第百二號附則第十二條第二項ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ第三十六條第一項及第三十六條ノ二ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ヲ適用ス

第四百三條 昭和十五年法律第百二號附則第十二條第三項又ハ第四百四條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ第三十一條ノ二ノ改正規定ニ拘ラズ仍從前ノ規定ヲ適用ス

第四百四條 本則施行ノ際ニ鄰接スル鑛區(昭和十五年法律第百二號附則第十二條第三項若ハ第四項ノ規定ニ依ル出願

〔北海券〕

又ハ本則施行前試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付爲シタル探掘出願ノ出願地ノ中舊試掘區ニ該當スル部分ヲ含ム本條ニ於テ以下同シ)ノ間ニ從前ノ第十八條ノ規定ニ依ル距離ヲ存スル場合ニ於テ本則施行ノ日ヨリ六月以内ニ其ノ鑛業權者(昭和十五年法律第百二號附則第十二條第三項若ハ第四項ノ規定ニ依ル出願又ハ本則施行前試掘權存續期間中同種ノ鑛物ニ付爲シタル探掘出願ノ出願人ヲ含ム本條ニ於テ以下同シ)ガ増區出願ヲ爲シタルトキハ其ノ鑛區ノ境界ヨリ鄰接スル鑛區ニ連スル距離ノ半ニ至ル區域ニ付テハ他ノ鑛業權者ニ對シ優先權ヲ有ス

第十八條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル増區出願アリタル場合ニ之ヲ適用スルコトヲ妨グズ

様式(略ス)

●鑛業調査規則

昭和四年十一月二十九日 商工省令第二十號

資源調査法第一條ノ規定ニ依リ鑛業調査規則左ノ通定ム

第一章 鑛業調査規則

第一條 鑛業法第一條ニ規定スル鑛業ヲ爲ス鑛業權者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ鑛山毎ニ毎年調査票第一號

〔北海券〕

乃至第六號各三通ニ該當事項ヲ調査記入シ翌年二月末日迄ニ鑛山監督局長ニ之ヲ提出スベシ

- 一 鑛業法第二條第一項ニ規定スル鑛物ノ製鍊事業ヲ行フ鑛山ニシテ製鍊事業ニ付三十人以上ノ鑛夫ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時三十人以上ノ鑛夫ヲ使用スルモノ
- 二 石炭ノ探採事業ヲ行フ鑛山ニシテ五百人以上ノ鑛夫ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五百人以上ノ鑛夫ヲ使用スルモノ
- 三 銅鑛、鉛鑛、亜鉛鑛、鐵鑛又ハ硫化鐵鑛ノ探採事業ヲ行フ鑛山ニシテ二百人以上ノ鑛夫ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時二百人以上ノ鑛夫ヲ使用スルモノ
- 四 錫鑛、滿佈鑛、石油又ハ硫黃ノ探採事業ヲ行フ鑛山ニシテ五十人以上ノ鑛夫ヲ使用スル設備ヲ有シ又ハ常時五十人以上ノ鑛夫ヲ使用スルモノ

前項第一號ニ規定スル鑛山ノ鑛業權者ハ前項ノ調査票ノ外調査票第七號三通ニ該當事項ヲ調査記入シ且別記様式第一號ニ準シテ作製シタル其ノ作業場ノ平面圖三通ヲ添附スベシ

前項ノ作業場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ基キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ガ添附ヲ省略スルコトヲ得

第二條 鑛山監督局長前條ノ規定ニ依リ提出シタル調査票ヲ

第七章 雜則

受理シタルトキハ其ノ各一通ハ之ヲ受理シタル日ヨリ二年間其ノ應ニ保存シ其ノ他ハ之ヲ取置メ毎年四月十五日迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

鑛山監督局長前條ノ規定ニ依リ添附スベキ平面圖ヲ受理シタルトキハ其ノ一通ハ之ヲ其ノ應ニ保存シ其ノ他ハ之ヲ取置メ毎年四月十五日迄ニ商工大臣ニ提出スベシ

第三條 鑛山監督局長ハ様式第二號ニ依リ毎年一月一日ヨリ六月末日迄ノ間ニ管轄區域內ニ生シタル第一條第一項第一號ニ該當スル鑛山ノ開業、休業及廢業ニ付報告書各二通ヲ作製シ八月十五日迄ニ商工大臣ニ之ヲ提出スベシ

第四條 本則ノ規定ニ依リ提出シタル調査票及報告書ハ統計上ノ目的以外ニ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ調査票及報告書ハ統計上ノ目的ニ使用スル場合ト雖鑛山監督局長之ヲ集計發表セントスルトキハ豫メ商工大臣ノ認可ヲ受クベシ

第一條第二項ノ規定ニ依リ調査票ニ添附シタル平面圖ハ人的及物的資源ノ統制運用計畫ノ設定及遂行ニ必要ナル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

附則

本則ハ昭和四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

調査票第五號

昭和 年一月一日至昭和 年十二月三十一日

探査號

縣 第

號

主要事業

取扱官廳名

鐵山所在地

原動力ノ種類又ハ供給者名

備考

電力使用額
種類
自家發生ニ保ルモノ
他ヨリ供給ヲ受クルモノ
計

單位
キロワット
キロワット
キロワット
計

單位
キロワット
キロワット
キロワット
計

種類

類

數

量

單位

價

備考

瓦斯
自家發生ニ保ルモノ
他ヨリ供給ヲ受クルモノ

單位
芳香炭
芳香炭

價

備考

電力以外ノ燃料動力使用額

〔採集款〕

〔採集款〕

調査票第六號

昭和 年六月末日現在

探査號

縣 第

號

主要事業

取扱官廳名

鐵山所在地

日當
煤一八二
噸

男

女

鐵夫

職事務別
職事務ニ従事スル者
技術ニ従事スル者
計

男

女

計

職員鐵夫兵控關係者數

陸軍

海軍

計

男

女

計

性別
男
女
計

男

女

計

職員鐵夫兵控關係者數

陸軍

海軍

計

男

女

計

年別
十六歳以上
十五歳未満
計

男

女

計

職員鐵夫兵控關係者數

陸軍

海軍

計

男

女

計

鐵夫
鐵山所在地
計

男

女

計

職員鐵夫兵控關係者數

陸軍

海軍

計

男

女

計

昭和年月日提出

鐵山所在地

採集者ノ住

所及氏名又ハ住

名及氏名又ハ住

所及氏名又ハ住

名及氏名又ハ住

第六條 探掘權者ハ技術管理者ヲシテ二以上ノ鑛山ノ技術管
理者ヲ兼ネシムルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於
テ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 探掘權者ハ技術管理者旅行、疾病其ノ他ノ事故ニ依
リ職務ヲ行フコト能ハザル場合ニ於テ其ノ職務ヲ行ハシム
ル爲第三條ノ資格ヲ有スル者ノ中ヨリ代理者ヲ選任スルコ
トヲ得

第八條 技術管理者(技術管理者ヲ選任セザル鑛山ニ在リテ
代理者ハ其ノ職務ヲ行フ期間本則其ノ他鑛業警察ニ關スル
命令ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ技術管理者ト看做ス

第九條 鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係
員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ二十歳以上ノモノノ
中ヨリ之ヲ選任スベシ

第十條 鑛山監督局長ニ届出ツベシ
前項ノ係員死亡シ又ハ之ヲ解任シタルトキハ鑛業權者ハ選
滞ナク其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツベシ

第十一條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第十二條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第十三條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第十七條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十四條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十五條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十七條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十八條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第二十九條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第三十條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第三十二條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第三十四條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

〔北海勞〕

ハ鑛業權者) 危害又ハ衛生上有害ノ虞アリト認ムルトキハ
選滞ナク應急又ハ豫防ノ處置ヲ爲スベシ

第九條 鑛業權者本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ
依ル係員ヲ選任シタルトキハ選滞ナク履歷書ヲ添ヘ其ノ旨
鑛山監督局長ニ届出ツベシ

第十條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對
シ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係員ノ改
任又ハ増員ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル係
員ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ二十歳以上ノモノノ
中ヨリ之ヲ選任スベシ

第十二條 帝國大學、大學令ニ依ル大學又ハ實業專門學校ニ於テ
擔任ノ技術ニ關スル學科ヲ修メ之ヲ卒業シタル者ニシ
テ六月以上其ノ實務ニ從事シタルモノ

第十三條 擔任ノ技術ニ關シ前號ニ掲グル者ト同等以上ノ學力ヲ
有スル者ニシテ六月以上其ノ實務ニ從事シタルモノ

第十四條 工業學校 尋常小學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスル修
業年限五年ノモノ又ハ高等小學校卒業程度ヲ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ試掘權者ニ對シ坑内
保安係員又ハ坑外保安係員ノ選任ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 坑内保安係員又ハ坑外保安係員ハ技術管理者(技
術管理者ヲ選任セザル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)ノ指揮ヲ
受ケ坑内保安係員ハ坑内ノ保安ニ關スル事項、坑外保安係
員ハ坑外ノ保安ニ關スル事項ヲ掌ル但シ本則其ノ他鑛業警
察ニ關スル命令ノ規定ニ依ル他ノ係員ノ掌ル事項ニ付テハ
此ノ限ニ在ラズ

第十五條 坑内保安係員又ハ坑外保安係員ハ毎日鑛夫ノ就業場所、通
行場所其ノ他危険ノ虞アル場所ヲ巡視シ落磐、瓦斯爆發其
ノ他ノ危険ノ有無ヲ検査スベシ危険又ハ危険ノ虞アリト認
ムルトキハ選滞ナク作業ノ中止、通行ノ遮斷其ノ他ノ應急
處置ヲ爲シ技術管理者(技術管理者ヲ選任セザル鑛山ニ在
リテハ鑛業權者)ノ指揮ヲ受クベシ

第十六條 坑内保安係員又ハ坑外保安係員ハ保安日誌ヲ作り巡視ノ都
度各場所ニ於ケル狀況及危害豫防ニ付爲シタル處置ヲ記入
スベシ

第十七條 落磐ノ虞アル場合ニ於テハ支柱其ノ他危害豫防ノ
設備ヲ爲スベシ

第十八條 探炭夫ヲシテ探炭ノ際支柱ヲ爲サシムル必要アル場合ニ於
テハ

第十九條 探炭夫ヲシテ探炭ノ際支柱ヲ爲サシムル必要アル場合ニ於
テハ

第二十條 探炭夫ヲシテ探炭ノ際支柱ヲ爲サシムル必要アル場合ニ於
テハ

第二十一條 探炭夫ヲシテ探炭ノ際支柱ヲ爲サシムル必要アル場合ニ於
テハ

第二十二條 探炭夫ヲシテ探炭ノ際支柱ヲ爲サシムル必要アル場合ニ於
テハ

第二十三條 探炭夫ヲシテ探炭ノ際支柱ヲ爲サシムル必要アル場合ニ於
テハ

〔北海勞〕

以テ入學資格トスルニ於テ擔任ノ技術ニ關スル學科ヲ
修業年限三年ノモノニシテ一年以上其ノ實務ニ從事
シタルモノ

四 擔任ノ技術ニ關シ前號ニ掲グル者ト同等以上ノ學力ヲ
有スル者ニシテ一年以上其ノ實務ニ從事シタルモノ

五 中學校ヲ卒業シタル者ニシテ二年以上擔任ノ職務ニ關
スル作業ニ從事シタルモノ

六 前號ニ掲グル者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ二
年以上擔任ノ職務ニ關スル作業ニ從事シタルモノ

七 尋常小學校ヲ卒業シタル者ニシテ三年以上擔任ノ職務
ニ關スル作業ニ從事シタルモノ

前項第五號乃至第七號ノ期間ハ安全燈係員、發破係員及衛
生係員ニ付テハ一年以上トス

第十二條 鑛業權者ハ本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令ノ規
定ニ依ル係員ヲシテ二以上ノ鑛山ノ係員又ハ二以上ノ係員
ヲ兼ネシムルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ鑛
山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 探掘權者ハ坑内保安係員ヲ選任スベシ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ探掘權者ニ對シ坑外
保安係員ノ選任ヲ命ズルコトヲ得

第七章 雜則

第七章 雜則

第七章 雜則

第七章 雜則

第七章 雜則

第七章 雜則

第七章 雜則

テハ其ノ支柱方法ヲ定メ之ヲ遵守セシムベシ

第十六條 探鑛又ハ掘進中特ニ落磐ノ虞アル場合ニ於テハ支柱材其ノ他ノ坑内支持ニ必要ナル材料ヲ其ノ落磐防止ノ作業上便宜ノ場所ニ豫メ配置スベシ

第十七條 坑道ノ掘進其ノ他掘鑛ヲ爲ス場合ニ於テ水又ハ瓦斯ノ噴出ニ因ル危害發生ノ虞アルトキハ先進鑽孔ノ穿鑿其ノ他適當ナル處置ヲ爲スベシ

第十八條 衛生及危害預防ニ必要ナル分量ノ空氣ヲ坑内ニ給送スル爲通氣施設ヲ爲スベシ

第十九條 扇風機ニ依リ通氣(局部通氣ヲ除ク)ヲ爲ス場合ニ於テハ坑内通氣ノ氣壓測定器ヲ備付クベシ
坑内保安係員ハ通氣簿ヲ作り毎日前項ノ氣壓測定器ノ示度ヲ之ニ記入スベシ

第二十條 同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ坑内ニ就業セシムル石炭坑ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ

- 一 氣壓計及溫度計ヲ坑口附近ノ適當ナル場所ニ備付クルコト
- 二 坑内通氣圖ヲ作り坑内ニ於ケル通氣路及通氣ノ方向並ニ通氣裝置及通氣量測定箇所ノ位置ヲ記入スルコト
- 三 坑内保安係員ハ通氣簿ヲ作り毎日氣壓計及溫度計ノ示

〔北海野〕

度ヲ記入スルコト

四 坑内保安係員ハ三十日以内毎ニ測風器ヲ以テ通氣量ノ測定ヲ爲シ且揮發油安全燈其ノ他適當ナル器具ヲ以テ可燃性瓦斯ノ検査ヲ爲スコト但シ通氣ニ異常アリト認ムルトキ又ハ通氣系統ヲ變更シタルトキハ其ノ都度測定及検査ヲ爲スベシ

五 坑内保安係員ハ前號ノ測定ノ結果ヲ通氣簿ニ、検査ノ結果ヲ保安日誌ニ記入スルコト

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項以外ノ鑛山ニ付前項各號ノ規定ノ全部又ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第二十一條 坑内ニ可燃性瓦斯存スルコトヲ發見シタルトキハ速滞ナク其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツベシ

第二十二條 坑内ニ可燃性瓦斯存スル鑛山ニ於テハ坑内保安係員ハ毎日揮發油安全燈其ノ他適當ナル器具ヲ以テ可燃性瓦斯ノ存シ又ハ存スル虞アル場所ニ付其ノ分量ヲ測定シ其ノ結果ヲ保安日誌ニ記入スベシ

前項ノ測定ハ鑛夫ノ入坑時前六時間以内ニ之ヲ爲スベシ
第二十三條 坑内作業場ニ於ケル可燃性瓦斯含有率ハ百分ノ二以下ト爲シ坑内通行場所ニ於テハ百分ノ三以下ト爲スベシ但シ特ニ安全ナル方法ニ依リ通氣改良ニ關スル作業ヲ爲

〔北海野〕

サシムル場合ニ於テハ其ノ作業場ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

坑内保安係員ハ可燃性瓦斯含有率百分ノ二ヲ超ユル場所ニハ一定ノ警標ヲ掲ゲ百分ノ三ヲ超ユル場所ニハ構圖其ノ他通行遮斷ノ設備ヲ爲スベシ

第二十四條 可燃性瓦斯存スル坑内ニ於ケル火番所ハ入氣坑道内ノ安全ナル場所ニ之ヲ設クベシ

第二十五條 坑内ニ於ケル可燃性瓦斯ノ存シ又ハ存スル虞アル場所ニ在リテハ安全燈及安全電燈(携帯用安全電燈及安全裝置ヲ施シタル定著電燈)以外ノ燈火ヲ使用スルコトヲ得ズ

運搬又ハ通氣ノ關係上同一區域ト認メ得ベキ坑内區域ノ一部ニ可燃性瓦斯存スル場合ニ於テハ其ノ存セザル部分ニ在リテモ安全燈及携帯用安全電燈以外ノ携帯用燈火ヲ使用スルコトヲ得ズ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對シ其ノ使用スル安全燈又ハ安全電燈ノ種類ヲ制限スルコトヲ得
第二十六條 坑内ニ於テ使用スル安全燈ノ構造ハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ

- 一 鎖鑰ヲ完全ナラシムルコト

二 針金ノ直徑〇・三乃至〇・四ミリメートルニシテ二平方センチメートルニ付百四十四箇以上ノ節目ヲ有スル金屬製網筒ヲ二重ニ備ヘ其ノ内側ノ網筒ハ鍍銀又ハ鍍製ト爲スコト

三 硝子筒ハ堅牢ニシテ溫度ノ激變ニ耐ユルモノト爲スコト

四 各部分品ノ接合部ハ空氣ノ侵入セザル構造ト爲スコト
第二十七條 坑内ニ於テ安全燈又ハ携帯用安全電燈ヲ使用スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ

一 安全燈係員ヲ選任スルコト
二 安全燈又ハ携帯用安全電燈ノ取扱ヲ爲サシムル爲安全燈室ヲ設クルコト、其ノ揮發油ヲ注入スル場所ノ内部ハ之ヲ不燃性ナラシムルコト

三 坑内ニ在リテハ火番所以外ノ場所ニ於テ安全燈ノ鎖鑰ヲ開キ點火セシメザルコト

四 毀損其ノ他ノ故障ニ因リ安全燈又ハ携帯用安全電燈ヲ坑内ニ於テ交換セシムル場合ニ於テハ火番所、見張所其ノ他一定ノ場所ニ豫備品ヲ備付ケ同所ニ於テ交換セシムルコト

- 第二十八條 安全燈係員ハ技術管理者(技術管理者ヲ選任セザル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)ノ指揮ヲ受ケ安全燈及携帶用安全電燈ノ検査ヲ爲シ其ノ掃除及授受ヲ監督スベシ但シ坑内火番所ニ於テ再點火ヲ爲ス場合ニ於ケル検査ニ限リ鑛業權者ノ選定シタル助手ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得
- 安全燈係員ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ
- 一 安全燈及携帶用安全電燈ノ各部分品及組立後ノ各接合部ヲ検査シ異狀ナシト認メ鎖輪ヲ施シタル後ニ非ザレバ之ヲ交付セシメザルコト
 - 二 安全燈日誌ヲ作り安全燈及携帶用安全電燈ノ總數、使用數、破損及修理ノ狀況竝ニ其ノ検査、掃除及授受ニ關スル事項ヲ記入スルコト
- 第二十九條 坑内ニ於テ安全燈ヲ使用スル者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ
- 一 安全燈ヲ開カザルコト
 - 二 安全燈ヲ置ニ天井ニ接近セシメザルコト、顛倒又ハ緩損ノ虞アル場所ニ之ヲ置カザルコト
 - 三 安全燈ヲ置ニ振動シ又ハ傾斜セシメザルコト
 - 四 安全燈ヲ點火シタル儘坑内ニ置去ラザルコト
 - 五 安全燈ノ火箱ヲ置ニ伸大セザルコト

〔北海券〕

- 六 安全燈ノ火箱伸大シタル場合ニ於テハ安全燈ヲ靜カニ下スコト、消火ヲ要スルトキト雖モ之ヲ放棄シ又ハ吹消サザルコト
 - 七 安全燈ノ毀損又ハ故障ヲ發見シタル場合ニ於テハ運搬ナク消火スルコト
- 第三十條 坑内ニ於テハ燈火用トシテ石油又ハ魚油ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ油煙ヲ發セザル裝置ヲ爲シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三十一條 可燃性瓦斯存スル坑内ニ於テハ火番所以外ノ場所ニ於テ喫煙ヲ爲シ又ハ當該係員ノ指揮ニ依ル場合ノ外發火具、喫煙具若ハ烟草ヲ携帶スルコトヲ得ズ
- 第三十二條 爆發藥ヲ使用スル者ニ對シテハ裝填用込物トシテ粘土其ノ他發火又ハ引火ノ虞ナキ物ヲ交付スベシ
- 第三十三條 爆發藥ヲ使用スル者ハ左ノ各號ノ規定ヲ遵守スベシ
- 一 「ダイナマイト」其ノ他ノ「ナイトログリセリン」爆發藥ニシテ凍結シタルモノハ火氣ニ接近セシメ又ハ直接蒸氣ニ接觸セシムル等危險ナル方法ヲ以テ之ヲ融解セザルコト
 - 二 裝填ハ鐵製具ヲ以テ之ヲ爲サザルコト、「ナイトログリ

〔北海券〕

- 三 爆發藥ノ裝填用込物ハ前條ノ規定ニ依リ交付ヲ受ケタル物ノ外之ヲ使用セザルコト
 - 四 點火ハ豫メ附近ノ者ニ警告シタル後ニ非ザレバ之ヲ爲サザルコト
 - 五 點火後爆發セザルトキハ電氣點火法ニ依リタル場合ハ發破母線ヲ點火器ヨリ取離シタル後、其ノ他ノ方法ニ依リタル場合ハ少クとも十五分ヲ經過シタル後ニ非ザレバ爆發藥裝填箇所ニ近寄ラザルコト
 - 六 不發ノ裝藥及其ノ込物ハ之ヲ掘出サザルコト、此ノ場合ニ於テハ當該係員ノ指揮ヲ受ケ危險ナカラシムル爲適當ノ處置ヲ爲スコト
- 第三十四條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ可燃性瓦斯ノ存シ若ハ存スル虞アル場所又ハ乾燥炭塵存スル場所ニ於ケル發破ヲ行ハシムル爲鑛業權者ニ對シ發破係員ノ選任ヲ命ズルコトヲ得
- 第三十五條 發破係員ハ技術管理者(技術管理者ヲ選任セザル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)ノ指揮ヲ受ケ爆發藥ノ點火其ノ他發破ニ關スル事項ヲ掌ル但シ爆發藥ノ携帶又ハ裝填ニ

- 限リ鑛業權者ノ選定シタル助手ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得
- 一 發破ヲ行フ場合ニ於テハ其ノ都度點火前其ノ箇所ノ周圍少クとも五メートルノ區域ニ互リ可燃性瓦斯ニ付揮發油安全燈其ノ他適當ナル器具ヲ以テ其ノ分量ヲ測定シ且炭塵ニ付危險ノ有無ヲ検査スルコト
 - 二 坑内ニ於ケル可燃性瓦斯含有率百分ノ一以上ノ場所ニ於テハ發破ヲ行ハザルコト但シ其ノ含有率百分ノ二以下ノ場所ニ於テ電氣點火法ニ依ル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
 - 三 空發其ノ他危險ノ虞ナカラシムル爲裝填前鑽孔ノ位置、狀態及深サヲ検査スルコト
 - 四 乾燥炭塵存スル場合ニ於テハ電氣點火法ニ依ルニ非ザレバ同一場所ニ於テ一時ニ二發以上ノ發破ヲ行ハザルコト
 - 五 隣接場所ニ於テ順次ニ發破ヲ行フ場合ニ於テハ風下ヨリ之ヲ爲スコト
 - 六 發破係員ハ發破日誌ヲ作り發破ノ場所毎ニ左記事項ヲ記入スルコト

イ 第一號及第三號ノ測定及検査ノ結果
 ロ 發破ノ回数
 ハ 各鑽孔ニ於ケル爆發藥、雷管及導火線ノ種類及數量
 ニ 點火ノ方法
 ホ 不發ノ場合ニ於テ爲シタル處置
 ヘ 助手ヲ使用シタル場合ニ於テハ其ノ氏名

第三十六條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對シ其ノ使用スル爆發藥、雷管、導火線又ハ電氣點火器ノ種類ヲ制限スルコトヲ得

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者ニ對シ可燃性瓦斯ノ存シ若ハ存スル虞アル場所又ハ乾燥炭塵ノ存スル場所ニ付一鑽孔ニ裝填スル爆發藥ノ數量ヲ其ノ種類毎ニ制限スルコトヲ得

第三十七條 同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ就業セシムル坑内ニ於テハ其ノ奥部ニ於テ連絡スル二以上ノ通路ヲ以テ地表ニ連絡セシムベシ

前項ノ通路ハ適當ナル間隔ヲ保有セシメ常ニ出入ニ支障ナカラシムベシ

前二項ノ規定ハ枝坑ニシテ同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ就業セシムルモノニ付之ヲ準用ス

〔北海券〕

前三項ノ規定ハ豎坑、斜坑又ハ坑道ヲ開鑿スル場合ニ於テ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ適用セズ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ同時ニ五十人未滿ノ鑛夫ヲ就業セシムル坑内ニ付第一項乃至第三項ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

第三十八條 坑内梯子道(非常用ノモノヲ除ク)ヲ設クル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ但シ已ムヲ得ザル事由アル場合ニ於テ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 梯子ハ坑壁トノ間ニ適當ナル間隔ヲ保有セシメ傾斜八十度以内ト爲スコト
- 二 十メートル以内毎ニ踏棚ヲ設クルコト但シ長サ十五メートル以内ノ梯子道ニ於テハ踏棚ヲ設ケザルコトヲ得
- 三 昇降ヲ便ナラシムル爲梯子ハ其ノ上端ヲ六十センチメートル以上突出セシメテ設クル等適當ナル設備ヲ爲スコト
- 四 豎坑又ハ四十度以上ノ斜坑ニ於テ梯子道ノ外捲揚裝置ヲモ設クル場合ニ於テハ板仕切其ノ他ノ隔壁ヲ設クルコト

〔北海券〕

第三十九條 捲揚裝置ニ依リ人ヲ昇降セシムル豎坑又ハ四十度以上ノ斜坑ニ於テハ何時ニモ捲揚裝置ニ依ラズシテ出入シ得ベキ他ノ通路アル場合ノ外非常梯子道ヲ設ケベシ

第四十條 當該係員又ハ當該係員夫ニ非ザレバ自動車道、捲揚車道若ハ無極綱索軌道ノ車輛又ハ機關車ニ依リ運轉スル車輛ニ乗車スルコトヲ得ズ但シ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケテ危險豫防ノ施設ヲ爲シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十一條 自動車道、捲揚車道又ハ斜坑ニ於ケル無極綱索軌道ニ依リ車輛ヲ運轉スル場合ニ於テハ逸走豫防ノ施設ヲ爲スベシ

第四十二條 自動車道、捲揚車道、無極綱索軌道又ハ機關車ヲ運轉スル軌道ヲ設ケタル坑道ハ之ヲ常時通行ニ供スルコトヲ得ズ但シ軌道ノ傍側ニ步道ヲ設ケタル場合又ハ白色ノ標示ヲ爲シタル回避所ヲ適當ノ間隔ニ設ケタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項但書ノ規定ニ拘ラズ專用通行坑道ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第一項但書ノ回避所ヲ設ケタル場合ニ於テモ鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ軌道ノ傍側ニ步道ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第四十三條 同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ就業セシムル坑内ニ於テハ通行坑道ノ分岐點其ノ他必要ナル場所ニ坑道ノ名稱ヲ揭示シ且出口ノ方向ヲ指示スベシ

第四十四條 捲揚裝置ヲ設ケタル豎坑及坑井竝ニ自動車道、捲揚車道及無極綱索軌道ヲ設ケタル坑道ニハ人聲ヲ以テ合圖ヲ爲シ得ル場合ノ外信號裝置ヲ設ケベシ

第四十五條 豎坑又ハ四十度以上ノ斜坑ヲ閉塞スル場合ニ於テハ土石等ノ墜落ニ因ル危險ヲ豫防スル爲適當ナル施設ヲ爲スベシ

第四十六條 豎坑、坑井、手掘油井又ハ四十度以上ノ斜坑ニ於テハ其ノ坑口及他ノ坑道ト交又スル箇所ニ蓋、欄圍其ノ他墜落豫防ノ設備ヲ爲スベシ

豎坑、坑井、手掘油井若ハ四十度以上ノ斜坑ノ内部又ハ豎坑、油井若ハ試鑽孔ノ構上又ハ架空索道ノ支柱上ニ於テ作業セシムル場合ニ於テハ欄圍其ノ他ノ墜落豫防法ヲ講ズベシ

第四十七條 不用ノ豎坑、坑井、手掘油井又ハ四十度以上ノ斜坑ニハ坑口ノ閉塞其ノ他墜落豫防ノ施設ヲ爲スベシ

第四十八條 不用ノ坑道又ハ坑内探掘跡ニハ欄圍其ノ他通行遮斷ノ設備ヲ爲スベシ

第四十九條 坑内ニ於ケル見張所及火香所ニ在リテハ消火器又ハ砂ヲ備付ケル等適當ナル消火施設ヲ爲スベシ
前項ノ場所ヲ除クノ外坑内ニ於ケル剛筒座、捲揚機械場其ノ他火災發生ノ虞アル場所ニ在リテハ防火施設ヲ爲シ且前項ノ消火施設ヲ爲スベシ

第五十條 石油坑口又ハ貯油場ノ周圍十メートル以内ニ於テハ發火具、裸火其ノ他危險ナル火氣ヲ使用シ又ハ喫煙ヲ爲スコトヲ得ズ石油精製場又ハ天然揮發油採收場ニ於ケル油類、可燃質瓦斯ノ貯藏、取扱ヲ爲ス場所ノ周圍十メートル以内ニ付亦同シ

第五十一條 鐵業權者ハ汽罐、原動機、坑内通氣用主要扇風機、捲揚裝置其ノ他危害豫防上特別ノ注意ヲ要スル機械又ハ裝置ヲ設ケタル場合ニ於テハ機械保安係員ヲ選任スベシ

第五十二條 機械保安係員ハ技術管理者(技術管理者ヲ選任セザル鐵山ニ在リテハ鐵業權者)ノ指揮ヲ受ケ前條ノ機械及裝置ノ保安ニ關スル事項ヲ掌ル

機械保安係員ハ毎日前條ノ機械及裝置ニ付異狀ノ有無ヲ檢査スベシ異狀アリト認ムルトキハ適當ナル處置ヲ爲シ遲滞ナク技術管理者(技術管理者ヲ選任セザル鐵山ニ在リテハ

〔北海旁〕

〔北海旁〕

鐵業權者)ノ指揮ヲ受ケルベシ

機械保安係員ハ機械保安日誌ヲ作り檢査ノ都度機械及裝置ノ操作及保全ノ狀況、修理及休止、危害豫防ニ付爲シタル處置其ノ他重要ナル事項ヲ記入スベシ

第五十三條 機械又ハ裝置ノ危險ナル部分ニハ柵圍、被覆其ノ他危害豫防ノ施設ヲ爲スベシ

第五十四條 人ヲ昇降セシムル堅坑捲揚裝置ヲ設ケル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ

- 一 制動機及深度指示器ヲ備フルコト
- 二 捲揚超過ヨリ生ズル危害豫防ノ設備ヲ爲スコト
- 三 捲揚臺ニハ上蓋ヲ備ヘ且墜落豫防ノ設備ヲ爲スコト
- 四 捲揚臺ヲ支持スル附屬金具及捲綱ハ最大荷重ノ少クトキ十倍ニ耐ユルモノナルコト但シ捲綱切斷ニ因ル危害ヲ豫防スル施設ヲ受シタル場合ニ於テハ鐵山監督局長ノ許可ヲ受ケ最大荷重ノ八倍ニ耐ユル捲綱ヲ用フルコトヲ得
- 五 總合セタル捲綱ヲ用ヒザルコト

第五十五條 汽罐、架空索道、機關車ヲ運轉スル軌道、坑外無極綱索軌道、延長一キロメートル以上ノ坑外軌道(機關車ヲ運轉スル軌道及坑外無極綱索軌道ヲ除ク)、人ヲ昇降セ

〔北海旁〕

〔北海旁〕

(十二) 工事ノ著手及完成ノ豫定期期

二 架空索道

- (一) 使用目的
- (二) 方式、延長及最大運搬量
- (三) 起點、終點ノ位置及其ノ高低差
- (四) 最大徑間及往復兩線ノ間隔
- (五) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法
- (六) 傳動裝置及 曳 索 緊張裝置ノ構造 重錘ノ重載スル、主要寸法並ニ配置圖
- (七) 軌 索 緊著裝置ノ構造及主要寸法
- (八) 制動機ノ種類及構造
- (九) 搬器及扼索裝置ノ構造説明圖
- (十) 搬器ノ自重、最大積載重量及搬器相互間ノ間隔
- (十一) 綱索ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名
- (十二) 支柱及綱索支持裝置ノ種類、構造及主要寸法
- (十三) 綱索ノ最大運轉速度
- (十四) 信號裝置

シムル堅坑捲揚裝置、原動機ヲ使用スル選礦場、燒礦場、製鍊場、石油精製場、天然揮發油採收場又ハ容量五十キロリットル以上ノ石油「タンク」(石油精製場又ハ天然揮發油採收場ニ附屬スルモノヲ除ク)ヲ設ケントスル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ具シ鐵山監督局長ノ認可ヲ受ケルベシ

- 一 汽罐
- (一) 設置場所
- (二) 使用目的
- (三) 型式、構造 安全弁ノ種類、直徑及筒數ヲモ記載スルコト及主要寸法
- (四) 火格子面積及傳熱面積
- (五) 最大常用壓力
- (六) 水壓試驗ヲ爲シタル年月日及其ノ成績
- (七) 製作所名、製作年月及修繕其ノ他履歴ノ概要
- (八) 煙突ノ構造、材料、直徑、高さ及圖面
- (九) 汽罐ノ設計圖及据付圖面
- (十) 焚炭機、通風機、蒸氣過熱機、給水機、給水加熱機其ノ他汽罐附屬ノ機械及裝置ノ型式、構造及主要寸法並ニ其ノ配置圖
- (十一) 附近ニ於ケル建設物、道路、石油坑井等トノ關係圖

(十五) 道路、建設物等ニ對スル保安設備

(十六) 線路平面圖及線路縱斷面圖
線路平面圖ハ縮尺二千五百分ノ一以上トシ停
留場ノ位置、線路ノ左右二十米以内ノ地形、
道路ノ種類並ニ行政區劃ノ名稱及境界ヲ記載
シ線路中心線ニハ支柱ノ位置ノ料程及百米毎
ニ料程ヲ明
示スルコト

線路縱斷面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縱ハ二
百五十分ノ一以上トシ停留場ノ位置、支柱ノ
位置及高サ並ニ支柱及兩端ノ基面ノ高サヲ記
載シ線路中心線ニハ支柱ノ位置ノ料程及百米
毎ニ料程ヲ明
示スルコト

(十七) 工事ノ著手及完成ノ豫定時期

三 機關車ヲ運轉スル軌道

(一) 使用目的

(二) 起點、終點ノ位置及其ノ高低差並ニ軌道ノ延長

(三) 最小曲線半徑及最急勾配

(四) 軌間、單線又ハ複線ノ區別 複線ニ在リテハ軌道ノ中
心間隔ヲ記載スルコト
及軌條ノ單位長ノ重量

(五) 坑道又ハ隧道ノ長サ、幅、高サ、軌道ノ中心ヨリ

〔北海旁〕

(六) 坑道又ハ隧道ノ兩側迄ノ距離

(七) 橋梁又ハ棧橋ノ長サ、幅及構造
機關車ノ種類、型式、自重、牽引力及主要寸法並
ニ製作所名及製作年月

(八) 蒸氣機關車ニ在リテハ機關ノ型式、キロワット數、
回轉數、主要寸法、齒輪トノ接觸方法、汽機ノ構
造安全弁ノ種類、直徑、筒數、煙室ニ於ケル火粉
止裝置及灰箱ニ於ケル灰爐止裝置ヲモ記載スル
コト、主要寸法並ニ火格子面積、傳熱面積、最大常
用壓力、水壓試驗ヲ爲シタル年月日及其ノ成績、
機關車附屬給水機ノ種類、能力、筒數並ニ機關車
ノ燃料及給水ノ積載量

(九) 內燃機關車ニ在リテハ發動機ノ種類、型式、キロワ
ット數、回轉數、主要寸法及齒輪トノ接觸方法並
ニ機關車ノ燃料ノ種類及積載量

(十) 壓縮空氣機關車ニ在リテハ機關ノ構造、キロワッ
ト數、回轉數及主要寸法並ニ壓縮空氣槽ノ構造
安全弁ノ種類、直徑及、主要寸法、最大常用壓力、
筒數ヲモ記載スルコト、主要寸法、最大常用壓力、
水壓試驗ヲ爲シタル年月日及其ノ成績

(十一) 制動機ノ種類及構造

(十二) 警報及照明ノ裝置

〔北海旁〕

(十三) 車輛ノ構造、主要寸法、自重及最大積載重量又
ハ搭乗定員

(十四) 最大連結車輛數及車輛相互間ノ連結裝置ノ構造
說明圖

(十五) 最大運轉速度

(十六) 信號裝置

(十七) 交通頻繁ナル踏切ニ對スル保安設備

(十八) 機關車ノ設計圖

(十九) 線路平面圖及線路縱斷面圖

線路平面圖ハ縮尺二千五百分ノ一以上トシ停
留場、坑道、隧道、雪覆、橋梁、棧橋又ハ踏切
ノ位置、線路ノ左右二十米以内ノ地形、道路
ノ種類並ニ行政區劃ノ名稱及境界ヲ記載シ線
路中心線ニハ曲線半徑、單線複線ノ分界點ノ
料程及百米毎ニ料程ヲ明示スルコト、停留場、
坑道、隧道、雪覆、橋梁、棧橋又ハ踏切ノ部
分ニ付テハ縮尺千分ノ一以上ノ圖面ニ軌道及
坑道ノ交叉點又ハ軌道相互ノ交叉點ニ於ケル
角度、待避線、轉轍器ノ位置、信號裝置ノ位
置、乘降場、步道等ヲ記載スルコト、坑道、
隧道、雪覆、橋梁又ハ棧橋ニ付テハ縮尺百分
ノ一以上ノ橫斷面
圖ヲ添付スルコト

〔北海旁〕

線路縱斷面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縱ハ二
百五十分ノ一以上トシ停留場、坑道、隧道、
雪覆、橋梁、棧橋又ハ踏切ノ位置ヲ記載シ線
路中心線ニハ百米毎ニ地勢ノ高サ、施行基面
ノ高サ、線路勾配及
料程ヲ明示スルコト

(二十) 工事ノ著手及完成ノ豫定時期

四 坑外無極綱索軌道

(一) 使用目的

(二) 方式、延長及最大運搬量

(三) 起點、終點ノ位置及其ノ高低差

(四) 最小曲線半徑及最急勾配

(五) 軌間、軌道ノ中心間隔及軌條ノ單位長ノ重量

(六) 隧道ノ長サ、幅、高サ及軌道ノ中心ヨリ隧道ノ兩
側迄ノ距離

(七) 橋梁又ハ棧橋ノ長サ、幅及構造

(八) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、回轉數及主
要寸法

(九) 傳動裝置及綱索緊張裝置ノ構造 重錘ノ重量ヲモ
主要寸法並ニ配置圖

(十) 制動機ノ種類及構造

(十一) 車輛ノ構造、主要寸法、自重及最大積載重量

(十二) 扼索器ニ連結スル最大車輛數及扼索器相互間ノ

間隔

- (十三) 車輛相互間ノ連結裝置及扼索器ノ構造説明圖
- (十四) 網索ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名
- (十五) 網索ノ最大運轉速度
- (十六) 曲線部ニ於ケル網索誘導裝置ノ配置圖
- (十七) 信號裝置
- (十八) 交通類繁ナル踏切ニ對スル保安設備
- (十九) 線路平面圖及線路縱斷面圖

線路平面圖ハ縮尺二千五百分ノ一以上トシ停留場、隧道、雪覆、橋梁、棧橋、踏切、網索支持裝置又ハ網索誘導裝置ノ位置、線路ノ左右二十米以内ノ地形、道路ノ種類並ニ行政區劃ノ名稱及境界ヲ記載シ線路中心線ニハ曲線半徑及百米毎ニ行程ヲ明示スルコト

線路縱斷面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縱ハ二百五十分ノ一以上トシ停留場、隧道、雪覆、橋梁、踏切、網索支持裝置又ハ網索誘導裝置ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ百米毎ニ地盤ノ高サ、線路勾配及行程ヲ明示スルコト

(二十) 工事ノ著手及完成ノ豫定時期

[北海勞]

五 延長一キロメートル以上ノ坑外軌道(機關車ヲ運轉スル軌道及坑外無極網索軌道ヲ除ク)

- (一) 使用目的
- (二) 方式及延長
- (三) 起點及終點ノ位置
- (四) 最小曲線半徑及最急勾配
- (五) 軌間、單線又ハ複線ノ區別、複線ニ在リテハ軌道ノ中心間隔ヲ記載スルコト
- (六) 隧道ノ長サ、幅、高サ及軌道ノ中心ヨリ隧道ノ兩側迄ノ距離
- (七) 橋梁又ハ棧橋ノ長サ、幅及構造
- (八) 車輛ノ構造、主要寸法、自重及最大積載重量
- (九) 制動機ノ種類及構造
- (十) 最大連結車輛數及車輛相互間ノ連結裝置ノ構造説明圖
- (十一) 交通類繁ナル踏切ニ對スル保安設備
- (十二) 線路平面圖及線路縱斷面圖

[北海勞]

心線ニハ曲線半徑及百米毎ニ行程ヲ明示スルコト

線路縱斷面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縱ハ二百五十分ノ一以上トシ停留場、隧道、雪覆、橋梁、棧橋又ハ踏切ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ百米毎ニ地盤ノ高サ、線路勾配及行程ヲ明示スルコト

(十三) 工事ノ著手及完成ノ豫定時期

- 六 人ヲ昇降セシムル豎坑捲揚裝置
- (一) 設置場所
- (二) 專用又ハ兼用ノ別
- (三) 方式
- (四) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法
- (五) 鼓胴ノ形狀、主要寸法及原動機トノ接続方法
- (六) 制動機ノ種類及構造
- (七) 深度指示器ノ種類及構造
- (八) 豎坑櫓ノ構造、材料、主要寸法及圖面並ニ捲揚車ノ構造、主要寸法及圖面
- (九) 豎坑ノ構造、材料、主要寸法及區劃説明圖並ニ

(十) 捲揚臺ノ種類、構造及主要寸法

- (十一) 捲揚臺ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名
- (十二) 捲網及捲揚臺間ノ連結裝置ノ構造、主要寸法、重量及圖面
- (十三) 捲網ノ緊張角度
- (十四) 捲網ノ制限運轉速度 鐵物其ノ他ノ物ノ運搬ニ兼大運轉速度ヲ記載スルコト
- (十五) 捲揚超過ヨリ生ズル危害ノ豫防裝置及捲揚裝置ニ關スル安全裝置ノ種類、構造、主要寸法及圖面
- (十六) 捲揚機及捲揚臺承ノ圖面
- (十七) 豎坑口ノ附近ニ於ケル捲揚裝置ノ部分ノ配置圖
- (十八) 信號裝置

第七章 雜則

- (十九) 工事ノ著手及完成ノ豫定時期
- 七 原動機ヲ使用スル選礦場
- (一) 設置場所
- (二) 一月間ノ元礦ノ種類別品位及取扱數量ニ記載スル
トコ
- (三) 一月間ノ精礦ノ種類別品位及產出數量
- (四) 操業方法ノ概要
- (五) 主要機械又ハ主要裝置ノ種類、型式、構造、主要寸法、能力、所要水量及同一ノモノニ箇以上アルトキハ其ノ箇數
- (六) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數、主要寸法、使用目的及同一ノモノニ箇以上アルトキハ使用目的別ニ其ノ箇數
- (七) 原動機及主要機械又ハ主要裝置ノ接続方法
- (八) 一月間ノ副物又ハ毒物ノ種類別使用數量
- (九) 捨石、鑛滓、沈澱物、廢水其ノ他廢棄物ノ種類別成分及數量 他ノモノニ在リテハ一月間ノ數量、處理方法並ニ一月間ノ回收物ノ種類別品位及數量
- (十) 捨石、鑛滓、沈澱物其ノ他廢棄物ノ堆積場又ハ溜

〔北海〕

- 置場ノ位置、名稱、面積、堆積方法、扞止方法、堆積量及圖面
- (十一) 廢水處理用ノ水路、沈澱池、濾過池、濾過機其ノ他ノ機械又ハ裝置(廢棄物堆積場ノ滲透水又ハ廢棄物溜置場ノ溢水處理用ノモノヲ含ム)ノ構造、主要寸法、能力及圖面ヲ明ニセル圖面ヲ添附スルコト
- (十二) 建物ノ設計概要及圖面並ニ主要機械又ハ主要裝置ノ配置圖
- (十三) 附近ノ地形、地目及建設物ヲ示セル地圖
- (十四) 工事ノ著手及完成ノ豫定時期
- 八 燒礦場又ハ製鍊場
- (一) 設置場所
- (二) 一月間ノ元礦ノ種類別品位及取扱數量ニ記載スル
トコ
- (三) 一月間ノ製品ノ種類別品位及產出數量
- (四) 操業方法ノ概要
- (五) 主要機械又ハ主要裝置ノ種類、型式、構造、主要寸法、能力及同一ノモノニ箇以上アルトキハ其ノ

〔北海〕

- 箇數
- (六) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數、主要寸法、使用目的及同一ノモノニ箇以上アルトキハ使用目的別ニ其ノ箇數
- (七) 原動機及主要機械又ハ主要裝置ノ接続方法
- (八) 鑛煙ノ排出量、亞硫酸瓦斯含有率 元礦ノ硫黃及砒記スル
コト 及處理方法
- (九) 煙道、煙塵室及煙突其ノ他鑛煙處理設備ノ構造、材料、主要寸法及圖面ヲ添附スルコト
- (十) 一月間ノ副物又ハ毒物ノ種類別使用數量
- (十一) 鑛滓、廢液其ノ他廢棄物ノ種類別成分及數量 廢液ニ在リテハ一月間ノ數量、並ニ處理方法 他ノモノニ在リテハ一月間ノ數量
- (十二) 鑛滓其ノ他廢棄物ノ堆積場又ハ溜置場ノ位置、名稱、面積、堆積方法、扞止方法、堆積量及圖面並ニ廢液其ノ他廢棄物ノ處理設備ノ種類、構造、主要寸法及圖面ヲ添附スルコト
- (十三) 建物ノ設計概要及圖面並ニ主要機械又ハ主要裝置ノ配置圖

第七章 雜則

- (十四) 附近ノ地形、地目及建設物ヲ示セル地圖
- (十五) 工事ノ著手及完成ノ豫定時期
- 九 石油精製場又ハ天然揮發油採取場
- (一) 設置場所
- (二) 一月間ノ原油又ハ可燃質天然瓦斯ノ取扱數量ニ記載
スルコト
- (三) 一月間ノ製品ノ種類別產出數量
- (四) 操業方法ノ概要
- (五) 主要機械又ハ主要裝置ノ種類、型式、構造、主要寸法、能力及同一ノモノニ箇以上アルトキハ其ノ箇數
- (六) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數、主要寸法、使用目的及同一ノモノニ箇以上アルトキハ使用目的別ニ其ノ箇數
- (七) 原動機及主要機械又ハ主要裝置ノ接続方法
- (八) 一月間ノ副物又ハ毒物ノ種類別使用數量
- (九) 一月間ノ廢棄物ノ種類別成分及數量、處理方法並ニ處理設備ノ種類、構造、主要寸法及圖面ヲ添附スルコト

- (十) 防火及消火ノ施設
 - (十一) 建物ノ設計概要及圖面並ニ主要機械又ハ主要装置ノ配置圖
 - (十二) 附近ノ地形、地目及建設物ヲ示セル地圖
 - (十三) 工事ノ著手及完成ノ豫定時期
 - 十 容量五十キロワット以上ノ石油「タンク」(石油精製場又ハ天然揮發油採收場ニ附屬スルモノヲ除ク)
 - (一) 設置場所
 - (二) 使用目的
 - (三) 容量
 - (四) 構造、材料、主要寸法及圖面
 - (五) 附近ニ於ケル建設物、道路等トノ關係圖
 - (六) 工事ノ著手及完成ノ豫定時期
- 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項ニ掲グル事項ノ變更ニ付認可ヲ受クベキコトヲ豫メ命ズルコトヲ得
- 第一項又ハ第二項ノ場合ニ於テ認可ヲ受ケタル工作物ノ工事完成シタルトキ又ハ第一項ニ掲グル事項ヲ變更若ハ廢止シタルトキハ其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツベシ
- 第五十六條 坑内通氣用主要扇風機若ハ其ノ豫備扇風機、三十五キロワット以上ノ原動機ヲ使用スル空氣壓縮機(壓力

〔北海勞〕

- 一 平方センチメートルニ付三キログラム未満ノモノヲ除ク、坑内無極綱索軌道、捲揚装置(人ヲ昇降セシムル堅坑捲揚装置及油井捲揚装置ヲ除ク)又ハ鑛夫住宅ヲ設ケタル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ツベシ之ヲ變更又ハ廢止シタルトキ亦同シ
- 一 坑内通氣用主要扇風機又ハ其ノ豫備扇風機
- (一) 設置場所
 - (二) 型式、構造及主要寸法
 - (三) 迴轉數、最大ノ負壓、正壓及風量
 - (四) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、迴轉數及主要寸法
 - (五) 原動機トノ接続方法
 - (六) 扇風機ノ摺付圖面
 - (七) 風向轉換裝置ノ構造說明圖
 - (八) 坑道、斜坑又ハ堅坑ノ坑口ニ於ケル外氣遮斷裝置ノ構造說明圖
 - (九) 工事完成ノ年月日
 - 二 三十五キロワット以上ノ原動機ヲ使用スル空氣壓縮機(壓力一平方センチメートルニ付三キログラム未満ノモノヲ除ク)

〔北海勞〕

- (一) 設置場所
- (二) 使用目的
- (三) 型式、構造及主要寸法
- (四) 迴轉數、壓力、壓縮梯及容量
- (五) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、迴轉數及主要寸法
- (六) 原動機トノ接続方法
- (七) 壓縮空氣槽ノ構造 安全弁ノ種類、直徑及、主要寸法及圖面並ニ最大常用壓力及水壓試驗ヲ爲シタル年月日及其ノ成績
- (八) 空氣壓縮機及壓縮空氣槽ノ製作所名及製作年月
- (九) 工事完成ノ年月日
- 三 三十五キロワット以上ノ原動機ヲ使用スル坑内無極綱索軌道
- (一) 使用目的
- (二) 方式、延長及最大運搬量
- (三) 起點、終點ノ位置及其ノ高低差
- (四) 最小曲線半徑及最急勾配
- (五) 軌間、軌道ノ中心間隔及軌條ノ單位長ノ重量
- (六) 坑道ノ幅、高サ及軌道ノ中心ヨリ坑道ノ兩側迄ノ

第七章 雜則

距離

- (七) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、迴轉數及主要寸法
 - (八) 傳動裝置及綱索緊張裝置ノ構造 重錘ノ重量ヲモ、主要寸法並ニ配置圖
 - (九) 制動機ノ種類及構造
 - (十) 車輛ノ構造、主要寸法、自重及最大積載重量
 - (十一) 扼索器ニ連結スル最大車輛數及扼索器相互間ノ間隔
 - (十二) 車輛相互間ノ連結裝置及扼索器ノ構造說明圖
 - (十三) 綱索ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名
 - (十四) 綱索ノ最大迴轉速度
 - (十五) 曲線部ニ於ケル綱索誘導裝置ノ配置圖
 - (十六) 信號裝置
 - (十七) 線路平面圖及線路縱斷面圖
- 線路平面圖ハ縮尺千分ノ一トシ分岐坑道ノ名稱及位置、綱索支持裝置又ハ綱索誘導裝置ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ曲線半徑及百米毎ニ料程ヲ明示シ且線路ノ位置ヲ示セル縮尺

- (一) 百分ノ一以上ノ坑道横断面圖ヲ添付スルコト
- (二) 線路縱断面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縱ハ百分ノ一以上トシ分岐坑道ノ名稱及位置、網索支持裝置又ハ網索誘導裝置ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ百米毎ニ線路勾配及行程ヲ明示スルコト
- (三) 軌道ノ傍側ニ步道又ハ回遊所ヲ設ケタル場合ニ於テハ其ノ位置及構造ヲ圖示スルコト
- (四) 三十五キロワット以上ノ原動機ヲ使用スル捲揚裝置(八)ヲ昇降セシムル豎坑捲揚裝置及油井捲揚裝置ヲ除ク
- (一) 設置場所
- (二) 使用目的
- (三) 方式及最大運搬量
- (四) 原動機ノ種類、型式、キロワット數、廻轉數及主要寸法
- (五) 鼓動ノ形狀、主要寸法及原動機トノ接続方法
- (六) 制動機ノ種類及構造
- (七) 深度指示器ノ種類及構造
- (十八) 工事完成ノ年月日

〔北海勞〕

- (八) 豎坑捲揚裝置又ハ坑外ニ於ケル捲揚裝置ノ構造、材料、主要寸法及圖面ニニ構滑車ノ構造、主要寸法及圖面
- (九) 捲揚裝置ヲ設置セル豎坑ノ構造、材料、主要寸法及區別説明圖並ニ爲摺ノ種類、構造及主要寸法
- (十) 斜坑又ハ坑外斜道ニ於ケル捲揚裝置ノ軌道ノ延長、最小曲線半徑、最急勾配、軌間、單線又ハ複線ノ區別、複線ニアリテハ軌道ノ中及軌條ノ單位長ノ重量
- (十一) 捲揚裝置ヲ設置セル斜坑ノ幅、高さ及軌道ノ中心ヨリ斜坑ノ兩側迄ノ距離
- (十二) 捲揚裝置ヲ設置セル坑外斜道ノ橋梁又ハ棧橋ノ長さ、幅及構造
- (十三) 捲揚臺、捲揚函又ハ車輛(捲揚臺ニ搭載スルモノヲ含ム)ノ構造、主要寸法、圖面、自重及最大積載重量ニ在リテハ車輛ノ最大連結數ヲ記載スルコト
- (十四) 捲網ノ種類、構造、全長、直徑又ハ周圍長、單位長ノ重量、最大抗張力及製作所名

〔北海勞〕

- (十五) 捲網及捲揚臺、捲揚函又ハ車輛間ノ連結裝置ノ構造、主要寸法、重量及圖面ニ於ケル捲揚裝置ニ在リテハ車輛相互間ノ連結裝置ノ構造説明圖ヲ添付スルコト
- (十六) 捲網ノ緊張角度
- (十七) 捲網ノ最大運轉速度
- (十八) 安全裝置ノ種類、構造、主要寸法及圖面
- (十九) 捲揚機及捲揚臺承ノ圖面
- (二十) 坑口ノ附近又ハ坑外斜道ノ上端ニ於ケル捲揚裝置ノ部分ノ配置圖
- (二十一) 信號裝置
- (二十二) 捲揚裝置ヲ設置セル斜坑又ハ坑外斜道ニ於ケル軌道ノ線路平面圖及線路縱断面圖ニ線路平面圖ハ縮尺千分ノ一トシ分岐坑道ノ名稱及位置並ニ爲摺ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ曲線半徑及百米毎ニ行程ヲ明示シ且斜坑ニ在リテハ線路ノ位置ヲ示セル縮尺百分ノ一以上ノ斜坑横断面圖ヲ添付スルコト
- 線路縱断面圖ハ縮尺横ハ平面圖ト同一縱ハ百分ノ一以上トシ分岐坑道ノ名稱及位置並

- (二十三) 工事完成ノ年月日
- 五 礦夫住宅
 - (一) 設置場所
 - (二) 建物ノ種類、礦夫ヲ合宿セシムルモノ、棟數及名稱、建物ノ番號ヲモ記載スルコト
 - (三) 天井又ハ屋根裏ノ構造及天井高ニ二階以上ノ建物ニ在リテハ各階毎ニ之ヲ記載スルコト
 - (四) 一棟ノ建築面積ニ二階以上ノ建物ニ在リテハ各階ノ面積ヲモ記載スルコト
 - (五) 一棟ノ戸數及出入口ノ數ニ二階以上ノ建物ニ在リテハ各階ノ簡數及其ノ幅員ヲモ記載スルコト
 - (六) 一棟ノ寢室及居間ノ數並ニ定員
- ニ爲摺ノ位置ヲ記載シ線路中心線ニハ百米毎ニ爲摺ノ位置ヲ示シ且斜坑ニ在リテハ軌道ノ線路縱断面圖ニハ斜坑ノ縱断面ヲ圖示スルコト
- 軌道ノ傍側ニ步道又ハ回遊所ヲ設ケタル場合ニハ其ノ位置及構造ヲ圖示スルコト

- (七) 一棟ノ寢室及居間ノ總面積並ニ採光總面積
 - (八) 便所ノ備數
 - (九) 建物(附屬建物ヲ含ム)ノ設計概要、各階平面圖縮尺百分ノ一以上トシ方位、各室ノ、斷面圖縮尺用途、採光面積等ヲ明示スルコト、斷面圖百分ノ一以上トシ建物ノ基礎、道及立面圖路、下水等ヲ明示スルコト
 - (十) 建物(附屬建物ヲ含ム)ノ配置圖 縮尺五百分ノ一以上トシ方位、地形、敷地境界線、建築線、道路、排水路及附近ニ於ケル工作物ヲ明示スルコト
 - (十一) 工事完成ノ年月日
- 第五十七條 常時百五十人以上ノ鑛夫ヲ雇傭スル鑛山ノ探掘權者ハ衛生保員ヲ選任スベシ
- 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ前項以外ノ鑛業權者ニ對シ衛生保員ノ選任ヲ命ズルコトヲ得
- 第五十八條 衛生保員ハ技術管理者(技術管理者ヲ選任セザル鑛山ニ在リテハ鑛業權者)ノ指揮ヲ受ケ衛生ニ關スル事項ヲ掌ル
- 衛生保員ハ毎日衛生上注意ヲ要スル場所ヲ巡視シ必要アリト認ムルトキハ適當ナル處置ヲ爲スベシ
- 衛生保員ハ衛生日誌ヲ作り巡視ノ都度各場所ニ於ケル狀況

〔北海道〕

- 及前項ノ規定ニ依リ爲シタル衛生上ノ處置ヲ記入スベシ
- 第五十九條 衛生保員ハ三十日以内毎ニ坑内ニ於ケル炭酸瓦斯ノ停滯シ又ハ停滯スル虞アル場所ニ付其ノ分量ヲ測定シ其ノ結果ヲ衛生日誌ニ記入スベシ
- 第六十條 坑内作業場ニ於ケル炭酸瓦斯含有率ハ千分ノ十五以下ト爲スベシ但シ特ニ安全ナル方法ニ依リ危害豫防ニ關スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ作業場ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 炭酸瓦斯含有率千分ノ十五ヲ超ユル場所ニハ衛生保員(衛生保員ヲ選任セザル鑛山ニ在リテハ坑内保安保員)ハ一定ノ警報ヲ揚グベシ
- 第六十一條 衛生保員ハ三十日以内毎ニ坑内ニ於ケル氣温ノ攝氏三十度ヲ超エ又ハ超ユル虞アル場所ニ付氣温ヲ測定シ其ノ結果ヲ衛生日誌ニ記入スベシ
- 第六十二條 坑内作業場ニ於ケル氣温ハ攝氏三十七度以下ト爲スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ危害豫防ニ關スル作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ其ノ作業場ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六十三條 著シク粉塵ヲ飛散スル坑内作業ヲ爲ス場合ニ於テハ注水其ノ他粉塵防止ノ施設ヲ爲スベシ但シ已ムラ得ザ

〔北海道〕

- ル場合ニ於テ適當ナル防護具ヲ備ヘ鑛夫ヲシテ之ヲ使用セシムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六十四條 同時ニ五十人以上ノ鑛夫ヲ就業セシムル坑内ニ於テハ便所又ハ便器ヲ適當ナル場所ニ備フベシ
- 第六十五條 硫酸、硝酸、鹽酸、苛性加里、苛性曹達、青化加里、水銀、亞砒酸其ノ他之ニ準ズベキ劇物若ハ毒物又ハ高熱物體ヲ多量ニ取扱フ場所ニ於テハ傷害又ハ中毒豫防ノ施設ヲ爲シ其ノ旨鑛山監督局長ニ届出ツベシ
- 第六十六條 選鑛場、燒鑛場、製鍊場其ノ他ノ坑外作業場ニシテ著シク粉塵ヲ飛散スル場所ニ付テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ
- 一 粉塵ノ飛散ヲ防止スル爲撒水、粉塵ノ排出、機械又ハ裝置ノ密閉其ノ他適當ナル方法ヲ講ズルコト
- 二 飲料水ヲ備置キ且粉塵ノ混入ヲ防グ施設ヲ爲スコト
- 三 洗面所及食事所ヲ設クルコト但シ作業場内ニ之ヲ設クル場合ニ於テハ粉塵防止ノ施設ヲ爲スベシ
- 有害ナル粉塵ヲ飛散シ又ハ有害ナル瓦斯若クハ蒸氣ヲ發散スル坑外作業場ニ於テハ前項ノ施設ヲ爲ス外洗面所ニハ石鹼又ハ其ノ代用品ヲ備フベシ
- 前項ノ場合ニ於テ鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛

- 業權者ニ對シ更衣所又ハ浴場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得
- 第六十七條 鑛夫住宅ニ付テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ
- 一 住宅ニハ二方以上ニ出入口又ハ窓ヲ設クルコト
- 二 寢室及居間ノ天井高ハ二・一二メートル以上ト爲スコト
- 三 寢室及居間ニハ天井ヲ設ケ又ハ屋根裏ヲ板張ト爲スコト
- 四 寢室ノ外窓ニハ雨戸及障子ヲ設ケ又ハ硝子戸及窓掛ヲ設クルコト
- 五 寢室ハ疊敷ト爲スコト
- 六 寢室ノ面積(押入及床ノ間ヲ除ク)ハ一人ニ付二・四七平方メートル(疊一疊半)以上ト爲スコト但シ十歳未満ノ者ニ付テハ一人ニ付一・六五平方メートル(疊一疊)ト爲スコトヲ得
- 七 居住人員ノ數ニ應ジ適當且十分ナル便所ヲ設クルコト
- 十人以上ノ鑛夫ヲ合宿セシムル鑛夫住宅ニ付テハ前項ノ規定ノ外左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ
- 一 就眠時間ヲ異ニスル二組以上ノ鑛夫ヲ合宿セシムル場合ニ於テハ交代ノ際睡眠ヲ妨害セザル樣適當ナル施設

ヲ爲スコト

二 器具ヲ備フル場合ニ於テハ、鑛夫毎ニ専用セシムルコト
三 合宿鑛夫ノ數ニ應ジ適當且十分ナル洗面裝置ヲ設クルコト

特別ノ事由アル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ前
二項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第六十八條 鑛夫ヲ合宿セシムル鑛夫住宅、食事所、休憩所
等常時多數ノ鑛夫集合スル場屋ニハ液體ヲ容レタル唾壺ヲ
備付クベシ

第六十九條 探掘權者ハ作業場内ニ於ケル傷病者ノ救護ニ必
要ナル救急用具及材料ヲ適當ナル場所ニ備付ケ且坑内保安
係員其ノ他ノ係員ヲシテ其ノ使用方法及救急法ヲ習得セシ
ムベシ

第七十條 現ニ坑内ニ在ル鑛夫ノ數、氏名及就業場所ハ之ヲ
坑外ニ於テ知り得ベキ方法ヲ講ズベシ

第七十一條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ鑛業權者
ニ對シ坑ノ内外及坑内主要箇所間ニ電話其ノ他ノ通信裝置
ノ設置ヲ命ズルコトヲ得

第七十二條 危害豫防ノ爲メ又ハ衛生上ノ必要ニ基キ就業若ハ

通行ヲ禁止セラレタル場所ニ置ニ立入り又ハ危害豫防若ハ
衛生ニ關スル設備ヲ毀損又ハ變更スルコトヲ得ズ

第七十三條 瓦斯若ハ炭塵ノ爆發又ハ坑内ニ於ケル火災若ハ
水害起リタル場合ニ於テハ其ノ概況ヲ鑛山監督局長ニ急報
スベシ

前項以外ノ災害、事變ニ因リ死者、重傷者（症狀重篤ナル
者及四週日以上休業見込ノ者）若ハ五人以上ノ負傷者（三
日以上休業見込ノ者）ヲ生ジタル場合又ハ死傷者ヲ生セザ
ルトキト雖モ作業ノ全部若ハ一部ヲ休止シタル場合亦前項
ニ同シ

前二項ノ災害、事變ニ付テハ其ノ經過及之ニ對スル處置ノ
詳細ヲ様式第一號ニ依リ鑛山監督局長ニ届出ツベシ

第七十四條 死傷病者ニ付テハ様式第二號ニ依リ鑛山監督局
長ニ届出ツベシ

第七十五條 本則其ノ他鑛業警察ニ關スル命令中鑛夫ノ遵守
スベキ規定ハ其ノ要領ヲ平易ニ記シ之ヲ見易キ場所ニ揭示
スル等鑛夫ニ周知セシムル方法ヲ講ズベシ

第七十六條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ建設物、
工作物其ノ他ノ設備ニ付改造、修理其ノ他適當ナル處置ヲ
命ズルコトヲ得

〔北海道〕

〔北海道〕

第七十七條 鑛山監督局長ハ鑛業法第七十二條第一項若ハ第
七十四條ニ基キ商工大臣ノ命令又ハ本則其ノ他鑛業警察ニ
關スル命令ノ規定ヲ執行スル爲メ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ
得

第七十八條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ坑口ノ閉
鑿、坑道ノ掘進、鑛物ノ採掘若ハ捨石、鑛滓、坑水、廢水、
鑛煙、瓦斯ノ處理又ハ衛生上ノ施設ニ付必要ナル處分ヲ爲
スコトヲ得

第七十九條 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處
分ニ違反シタル者ハ鑛業法第三條又ハ第四百四條ノ決定代
理人又ハ鑛業權者ヲ除クノ外三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ
百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シ
タル者鑛業法第三條又ハ第四百四條ノ法定代理人又ハ鑛業
權者ナルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第八十條 本則ノ規定ニ依リ從業者ヲ罰スベキ場合ニ於テハ
其ノ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ監
督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八十一條 鑛業法施行細則第五十四條ノ規定ニ依リ鑛業代
理人ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ其ノ法定代理人ニ適

第七章 雜則

用スベキ本則ノ罰則ハ之ヲ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ權
限ニ屬セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第八十二條 技術管理者ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ其
ノ法定代理人若ハ鑛業代理人ニ適用スベキ本則ノ罰則ハ之
ヲ技術管理者ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セザル事項ニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラズ

第八十三條 本則ハ第七十九條乃至第八十二條ノ規定ヲ除ク
ノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

附則

本則ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行ノ際現ニ稼行スル鑛山ニシテ第一條第二項ノ規定ニ
該當スルモノニ在リテハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ本則施行
ノ日ヨリ一年間技術管理者ヲ選任セザルコトヲ得

本則施行ノ際現ニ稼行スル鑛山ニ付テハ第十二條、第二十六
條、第三十七條第三項、第五十七條乃至第五十九條、第六十
一條、第六十三條及第六十四條ノ規定並ニ第四十九條第二項
中防火施設ニ關スル規定ハ本則施行ノ日ヨリ一年間之ヲ適用
セズ但シ第二十六條ノ規定ハ石炭坑爆發取締規則ノ適用ヲ受
タル鑛山ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本則施行ノ際現ニ存スル鑛夫住宅ニ付テハ第六十七條第一項
第二號ノ規定ハ之ヲ適用セズ、同條第一項第一號、第三號乃

至第七號及第二項ノ規定ハ本則施行ノ日ヨリ三年間之ヲ適用セズ

舊則ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本則ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本則施行ノ際現ニ存スル第五十五條第一項ノ工作物ハ之ヲ本則ノ規定ニ依リテ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

前項ノ工作物ハ舊則ノ規定ニ依リテ認可ヲ受ケ又ハ届出ヲ爲シタルモノヲ除クノ外本則施行ノ日ヨリ六月以内ニ第五十五條第一項ニ掲グル事項ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ツベシ

本則施行ノ際現ニ存スル第五十六條ノ工作物ニ付テハ舊則ニ依リテ届出ヲ爲シタルモノヲ除クノ外本則施行ノ日ヨリ六月以内ニ同條ニ掲グル事項(鑛夫住宅ニ付テハ同條第五號(九)ノ事項ヲ除ク)ヲ具シ鑛山監督局長ニ届出ツベシ(舊式(略ス))

●石炭坑爆發取締規則

昭和四年十二月十六日
商工部令第二十號

石炭坑爆發取締規則左ノ通改正ス

石炭坑爆發取締規則

第一條 可燃性瓦斯又ハ乾燥炭塵存スル石炭坑ニシテ商工大

[北海勞]

臣ノ指定スルモノニ付テハ鑛業警察規則ノ外本則ヲ適用ス

第二條 通氣(局部通氣ヲ除ク)ハ扇風機ニ依リテ之ヲ爲スベシ

前項ノ扇風機ハ之ヲ坑外ニ設ケベシ

第一項ノ扇風機ニハ自記回轉計又ハ自記電流計及自記氣壓測定器又ハ自記風速測定器ヲ備付ケ其ノ示度ニ異常アルトキハ遲滞ナク適當ナル處置ヲ爲スベシ

第三條 入氣坑及排氣坑ハ各別ニ之ヲ設ケベシ

第四條 入氣坑口ニ於ケル通氣量ハ坑内ニ於テ同時ニ就業スル鑛夫ノ一日中ノ最大數ヲ標準トシ一人ニ付一分間三立方メートル以上ト爲スベシ

第五條 坑内ニ於ケル通氣速度ハ一分間四百五十メートル以下ト爲スベシ但シ鑛坑及通氣専用坑道ニ於テハ一分間六百メートル迄之ヲ増加スルコトヲ得

第六條 排氣坑口ニ於ケル排氣中ノ可燃性瓦斯含有率ハ千分ノ五以下ト爲スベシ

第七條 入氣鑛坑、排氣鑛坑間又ハ主要入氣坑道、主要排氣坑道間ヲ連絡スル坑道ニハ遮斷用ノ壁若ハ戸ヲ設ケベシ前項ノ壁若ハ戸ハ堅牢ニシテ漏風ノ虞ナキモノト爲シ且戸

[北海勞]

[北海勞]

ハ相當ノ間隔ヲ置キ二箇以上設ケベシ

主要風機ハ堅牢ニシテ漏風ノ虞ナキモノト爲スベシ

第八條 交通類繁ナル坑道及主要通氣坑道ニ設ケタル通氣戸ハ相當ノ間隔ヲ置キ二箇以上ト爲シ自働閉鎖裝置ヲ備ヘザルモノニ付テハ番人ヲ置ケベシ

第九條 石炭層中ニ坑道ヲ掘進スル場合ニ於テハ張出其ノ他之ニ類スル通氣裝置ハ長サ九十メートル以下ト爲スベシ

第十條 可燃性瓦斯若ハ炭塵多量ニ存スル探掘跡又ハ自然發火ノ虞アル探掘跡ニハ充填、密閉、通氣其ノ他適當ナル處置ヲ爲スベシ

前項ノ規定ニ依リ通氣ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ排氣ハ切端又ハ交通類繁ナル坑道ヲ通過セシムルコトヲ得ズ

第十一條 鑛業警察規則第二十二條第一項ノ測定ハ鑛夫ノ入坑時前三時間以内ニ之ヲ爲スベシ

第十二條 坑内保安係員ハ總入氣量及總排氣量ヲ毎日、分流入氣量及分流排氣量ヲ七日毎ニ測定スベシ但シ通氣ニ異常アリト認ムルトキ又ハ通氣系統ヲ變更シタルトキハ其ノ都度之ヲ爲スベシ

前項ノ測定ノ結果ハ之ヲ通氣簿ニ記入スベシ

第十三條 坑内保安係員ハ坑内ニ於ケル通氣ノ方向又ハ分配

度之ヲ爲スベシ

ニ異常アリト認ムルトキハ遲滞ナク適當ナル處置ヲ爲シ之ヲ保安日誌ニ記入スベシ

第十四條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ一分流通氣區ニ於ケル切端數又ハ就業鑛夫數ヲ制限スルコトヲ得

第十五條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ通氣ノ獨立、分流方法ノ變更、通氣坑道ノ閉塞又ハ扇風機用兼備原動機若ハ豫備扇風機ノ設置其ノ他通氣ニ關スル必要ナル處置ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 乾燥炭塵存スル場合ニ於テハ左ノ各號ノ規定ニ依ルベシ

一 乾燥炭塵存スル坑道ニハ撒水又ハ岩粉ノ撒布ヲ爲スコト乾燥炭塵發生シ易キ切端ニ於テ探炭ヲ爲ストキ其ノ切端ニ付亦同シ

二 坑道ニ存スル炭塵ハ之ヲ掃除スルコト

三 切端ヨリ車道ニ石炭ヲ搬出スル器具、裝置又ハ方法ニシテ石炭ヲ散逸セシメ又ハ著シク炭塵ヲ飛散セシムルモノニ付テハ適當ナル豫防方法ヲ講ズルコト坑内ニ於テ使用スル炭車ニ付亦同シ

四 扉附炭車ハ坑内ニ於テ之ヲ使用セザルコト

五 炭車ニ積載シタル石炭ニハ坑内ノ適當ナル場所ニ於テ

其ノ全面ニ撒水スルコト

六 選炭場ハ入氣坑口ニ接近シテ之ヲ設ケザルコト

前項第一號及第二號ニ掲グル事項ノ施行方法ニ付テハ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ爆發ノ傳播ヲ防止スル爲岩粉地帯又ハ漏洩地帯ノ設置其ノ他適當ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 鑛業權者ハ坑内ニ於テ使用スル爆發藥、雷管、導火線又ハ電氣點火器ノ種類ヲ豫メ鑛山監督局長ニ届出ヅベシ

第十九條 鑛業權者ハ發破係員ヲ選任スベシ

第二十條 坑内ニ於テハ携帶用燈火トシテ安全燈及携帶用安全電燈以外ノモノヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十一條 坑内保安係員又ハ發破係員ハ坑内ニ於テハ揮發油安全燈又ハ可燃性瓦斯檢定器ヲ携帶スベシ

第二十二條 安全燈ハ一日ノ入坑礦夫中安全燈ヲ使用スル者ヲ通算シタル數以上ノ箇數ヲ備付クベシ

礦夫ヲ二組以上ニ分チ交替ニ就業セシムル場合ニ於テハ前番方ニ使用セシメタル安全燈ハ之ヲ次番方ニ使用セシムルコトヲ得ズ

第二十三條 入坑者ニ付テハ入坑ノ都度坑口ニ於テ發火具、

喫煙具又ハ煙草等ノ有無ニ付携帶品ヲ検査スベシ

第二十四條 新ニ採用シタル礦夫ニハ可燃性瓦斯又ハ乾燥炭座ノ爆發豫防ニ關スル事項ヲ説示スベシ

可燃性瓦斯又ハ乾燥炭座存スル石炭坑ノ坑内作業ニ經驗ナキ礦夫ハ其ノ作業ニ熟練シタル者ノ指導ヲ受ケ三十日以上實習ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ單獨ニ坑内作業ニ從事セシムルコトヲ得ズ

第二十五條 坑内保安係員一人ノ監督スベキ礦夫數ハ七十人以下ト爲スベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ百人迄之ヲ增加スルコトヲ得

第二十六條 可燃性瓦斯又ハ乾燥炭座ノ爆發ニ備フル爲救援除ヲ設ケベシ但シ二以上ノ石炭坑ヲ通ジテ之ヲ設ケ又ハ他ノ鑛業權者ト共同シテ之ヲ設ケルコトヲ妨ゲズ

救援除ノ組織及練習課程並ニ主要ナル器具、機械、用品ノ種類及數量ニ付テハ鑛山監督局長ノ認可ヲ受クベシ

第二十七條 鑛山監督局長ハ實地ノ狀況ニ依リ商工大臣ノ認可ヲ受ケ本則ノ規定ノ一部ヲ適用セザルコトヲ得

第二十八條 鑛山監督局長必要アリト認ムルトキハ通氣量、可燃性瓦斯含有率、通氣裝置又ハ礦夫數ニ付第四條、第六

〔北海道〕

〔北海道〕

條、第九條、第二十五條、鑛業警察規則第二十三條第一項及第三十五條第二項第二號ノ規定ニ拘ラズ必要ナル制限ヲ爲スコトヲ得

第二十九條 鑛山監督局長已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ實地ノ狀況ニ依リ第一條ノ指定後一年以内ニ於テ期間ヲ定メ第二條乃至第十條、第十六條、第二十一條、第二十二條、第二十五條又ハ第二十六條ノ規定ノ適用ヲ斟酌スルコトヲ得

前項ノ斟酌ヲ受ケントスル者ハ第一條ノ指定アリタル後二十日以内ニ適用斟酌ノ申請ヲ爲スベシ

第三十條 本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル者ハ鑛業法第百三條又ハ第百四條ノ法定代理人又ハ鑛業權者ナルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

本則ノ規定又ハ本則ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタル者鑛業法第百三條又ハ第百四條ノ法定代理人又ハ鑛業權者ナルトキハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 本則ノ規定ニ依リ從業者ヲ罰スベキ場合ニ於テハ其ノ直接ノ監督者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但シ監督上相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七章 雜則

第三十二條 鑛業法施行細則第五十四條ノ規定ニ依リ鑛業代理人ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ其ノ法定代理人ニ適用スベキ本則ノ罰則ハ之ヲ鑛業代理人ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 技術管理者ヲ選任シタルトキハ鑛業權者又ハ其ノ法定代理人若ハ鑛業代理人ニ適用スベキ本則ノ罰則ハ之ヲ技術管理者ニ適用ス但シ其ノ權限ニ屬セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十四條 本則ハ第三十條乃至第三十三條ノ規定ヲ除クノ外國ノ鑛業ニ之ヲ適用ス

附則

本則ハ昭和五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

舊則ニ依リテ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本則ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

●國家總動員法

昭和十三年四月一日
法律第五十五號

改正 昭和十四年法律第六八號、一六年第一九號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國家總動員法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國家總動員法

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム以下之ニ同シ)ニ際シ國防目的達成ノ爲メノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、彈藥其ノ他ノ軍用物資
- 二 國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 國家總動員上必要ナル通信用物資
- 六 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七 國家總動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各號ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、裝置其ノ他ノ物資
- 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國

〔北海勞〕

國家總動員上必要ナル物資

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ關スル業務
 - 二 國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務
 - 三 國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務
 - 四 國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務
 - 五 國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務
 - 六 國家總動員上必要ナル試驗研究ニ關スル業務
 - 七 國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務
 - 八 國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務
 - 九 前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル國家總動員上必要ナル業務
- 第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ
- 第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國法人其ノ他ノ團體ヲシテ

〔北海勞〕

國、地方公共團體又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、從業者ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ從業條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働爭議ノ豫防若ハ解決ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若ハ勞務ノ中止其ノ他ノ勞働爭議ニ關スル行爲ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ輸出若ハ輸入ノ制限若ハ禁止ヲ爲シ、輸出若ハ輸入ヲ命ジ、輸出税若ハ輸入税ヲ課シ又ハ輸出税若ハ輸入税ヲ増課若ハ減免スルコトヲ得

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員

第七章 雜則

業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若ハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若ハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却其ノ他總動員上必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲メ社債ノ募集ニ付商法第二百九十七條ノ規定ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ナルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ特許發明及登錄實用新案ヲ實施セシメ若ハ鑛業權、砂鑛權及水ノ使用ニ關スル權利ヲ使用セシムルコトヲ得

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ政府ノ收用シタルモノ不用ニ歸シタル場合ニ於テ收用シタル時ヨリ十年内ニ拂下ケルトキ又ハ第十三條第三項ノ規定ニ依リ總動員業務ヲ行フ者ノ收用シタルモノ收用シタル時ヨリ十年内ニ不用ニ歸シタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ舊所有者若ハ舊權利者又ハ其ノ一般承繼人ハ優先ニ之ヲ買受ケルコトヲ得

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキ

〔北海勞〕

ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ關スル統制協定ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制協定ノ設定、變更若ハ取消ヲ命ジ又ハ統制協定ノ加盟者若ハ其ノ統制協定ニ加盟セザル事業主ニ對シ其ノ統制協定ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セラルル團體ハ法人トス
第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處

〔北海勞〕

分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員(其ノ構成員ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同シ)ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定、變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得
第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條ノ三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資、第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ讓渡若ハ法人ノ合併又ハ第十八條第一項若ハ第三項ノ規定ニ依リ設立セラルル團體若ハ會社ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ課税

第七章 雜則

標準ノ計算ニ關スル特例ヲ設ケ又ハ租税ノ減免ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送賃、保管料、保險料、賃賃料、加工賃、修繕料其ノ他ノ財産的給付ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ新聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ニ付制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
政府ハ前項ノ制限又ハ禁止ニ違反シタル新聞紙其ノ他ノ出版物ニシテ國家總動員上支障アルモノノ發賣及頒布ヲ禁止シ之ヲ差押フルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ併セテ其ノ原版ヲ差押フルコトヲ得

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇備若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得

第二十二條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルベキ者ノ雇備主ニ

對シ國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ當該物資又ハ其ノ原料若ハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得

第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戦時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムベキ者ヲシテ戦時ニ際シ實施セシムベキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十五條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ業トスル者又ハ試驗研究機關ノ管理者ニ對シ試驗研究ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業トスル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ保證シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ總動員物資ノ生産若ハ修理ヲ爲サシメ又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ爲サシムルコトヲ得

〔北海勞〕

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依ル處分、

第九條ノ規定ニ依ル輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依ル資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依ル設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依ル事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生シタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生シタル損失ヲ補償ス

第二十八條 政府ハ第二十二條、第二十三條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生シタル損失ヲ補償シ又ハ補助金ヲ交付ス

第二十九條 前二條ノ規定ニ依ル補償ノ金額及第十五條ノ規定ニ依ル買受ノ價額ハ總動員補償委員會ノ議ヲ經テ政府之ヲ定ム

總動員補償委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔北海勞〕

〔北海勞〕

ル者

二 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲サザル者

三 第十條ノ規定ニ依ル總動員物資ノ使用又ハ收用ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者

四 第十三條ノ規定ニ依ル施設、土地若ハ工作物ノ管理、使用若ハ收用又ハ從業者ノ供用ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者

第三十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十一條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

二 第十六條ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ命令ニ違反シタル者

三 第十六條ノ二ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

四 第十六條ノ三ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

五 第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケズシテ統制協定若ハ統制規程ヲ設定、變更若ハ廢止シ又ハ第十七條若ハ第十八條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

益ノ保證又ハ補助金ノ交付ヲ受ケル事業ヲ監督シ之ガ爲必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第十九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十三條 第九條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノハ之ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第七條ノ規定ニ依ル命令又ハ制限若ハ禁止ニ違反シタル者

- 六 第二十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ保有ヲ爲サザル者
- 七 第二十六條ノ規定ニ違反シ生産、修理又ハ設備ヲ爲サザル者
- 第三十五條 前四條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得
- 第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第四條ノ規定ニ依ル徵用ニ應ゼズ又ハ同條ノ規定ニ依ル業務ニ従事セザル者
 - 二 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
 - 一 第二十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
 - 二 第二十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ計畫ノ設定又ハ演練ヲ爲サザル者
 - 三 第二十五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ試験研究ヲ爲サザル者
- 第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

〔北海券〕

- 一 第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ團體又ハ會社ノ設立ヲ爲サザル者
- 二 第十八條第六項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 三 第三十條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者
- 四 第三十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虛偽ノ報告ヲ爲シタル者
- 第三十九條 第二十條第一項ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ發行人及編輯人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ發行者及著作者ヲ二年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第四十條 第二十條第二項ノ規定ニ依ル差押處分ノ執行ヲ妨害シタル者ハ六月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第四十一條 前二條ノ罪ニハ刑法併合罪ノ規定ヲ適用セズ
- 第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査

〔北海券〕

- 查ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
- 第四十四條 總動員業務ニ従事シタル者其ノ業務遂行ニ關シ知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者職務上知得シタル當該官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス
- 第四十五條 公務員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ノ規定ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員若ハ使用人又ハ其ノ職ニ在リタル者其ノ業務執行ニ關シ知得シタル法人又ハ人ノ業務上ノ機密ヲ漏泄又ハ竊用シタルトキ亦前項ニ同

第七章 雜則

- 第四十六條 第十八條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ事業ノ統制ヲ目的トシテ設立セラレタル團體又ハ會社其ノ他本法ニ依ル命令ニ依リ統制ヲ爲ス法人其ノ他ノ團體ノ役員又ハ使用人其ノ擔當スル統制事務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス
- 前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス
- 第四十七條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
- 第四十八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十一條ノ

二乃至第三十四條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條又ハ第四十三條前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑又ハ科料刑ヲ科ス

第四十九條 前條ノ規定ハ本法施行地ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

本法ノ罰則ハ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル帝國臣民ニモ之ヲ適用ス

第五十條 本法施行ニ關スル重要事項(軍機ニ關スルモノヲ除ク)ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置ク

國家總動員審議會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年勅令第三百十五號ヲ以テ昭和十三年五月五日ヨリ施行)

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八號ハ之ヲ廢止ス本法施行前軍需工業動員法ニ基キテ爲シタル命令又ハ處分ハ之ヲ本法中ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

軍需工業動員法ニ違反シタル者ノ處罰ニ付テハ仍舊法ニ依ル

附則 (昭和十六年法律第十九號)

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十六年勅令第二百五號ヲ以テ昭和十六年三月二十日ヨリ施行)

●國民職業能力申告令

昭和十四年一月七日 勅令第五號

改正 昭和十五年勅令第六七三號

朕國民職業能力申告令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國民職業能力申告令

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職

〔北海勞〕

〔北海勞〕

業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未満ノ帝國臣民タル男子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ(以下要申告者ト稱ス)ニ付之ヲ爲サシムルモノトス

一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル者

二 引續キ一年以上前號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者

三 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四 厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

五 厚生大臣ノ指定スル検定若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

第七章 雜則

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條 要申告者及前條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ使用スル者(以下使用者ト稱ス)ハ要申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者(以下申告義務者ト稱ス)トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 帝國臣民要申告者(第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク)タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者ニシテ申告シ居ラザルモノ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ左ニ掲グル事項(就業ノ場所一定セザル者ニ付テハ第八號ニ掲グル事項ヲ除ク)ヲ要申告者ガ第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル職業紹介所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同ジ

第七章 雜則

- 一 氏名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本籍
- 四 居住ノ場所
- 五 兵役關係
- 六 學歷
- 七 職業ニ従事スル者ニ在リテハ其ノ職業名
- 八 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所)
- 九 第二條第一號ノ職業ニ従事シ又ハ従事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度
- 十 第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項
- 十一 第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、檢定又ハ免許ニ關スル事項
- 十二 給料又ハ賃金ヲ受ケル者ニ在リテハ其ノ額
- 十三 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數
- 十四 精神又ハ身體ノ障礙ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者ニ在リ

〔北海勞〕

テハ其ノ狀況

- 十五 總動員業務従事ニ關スル希望
 - 十六 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
- 申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號又ハ第三號乃至第十一號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ十四日以内ニ前項ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ
- 第五條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得
- 第六條 申告シ居ル要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル職業紹介所長ニ申告スベシ
- 一 要申告者タラザルニ至リタルトキ(第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ)
 - 二 第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
- 前項第二號ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者

〔北海勞〕

ハ第四條ノ職業紹介所長ニ其ノ旨申告スベシ

第七條 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者共同シテ之ヲ爲スベシ

第八條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條 地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ檢査ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

地方長官又ハ職業紹介所長ハ本令ノ申告又ハ檢査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第十條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ囑託シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二條ノ規定ニ準ジ

第七章 雜則

檢査ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十一條 本令ハ第六條第二號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)、陸海軍軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者、醫療關係者職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者、獸醫師法ニ依リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫師、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム)並ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及職業能力ノ檢査ニハ之ヲ適用セズ

第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコト

トヲ得

一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ（前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク）

二 外國旅行中ノ者

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十三條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ常況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十四條 要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 第二條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者ニ關スル申告ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ前項ノ申告ニ關シ必要ナル事務ヲ補助セシム

〔北海勞〕

ルコトヲ得

第十六條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第十七條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ同日迄ニ之ヲ爲スヲ妨グズ

〔北海勞〕

附則（昭和十五年勅令第六百七十三號）

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前從前ノ第四條又ハ第六條ノ規定ニ該當シタル者ノ同條ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行前ニ生シタル第二條第一號ノ職業ニ従事スル者ノ居住ノ場所ノ異動又ハ同條第二號乃至第五號ノ一ニ該當スル者ノ就業ノ場所ノ異動ニ關スル第四條第二項ノ規定ニ依ル申告ノ期限ハ昭和十六年三月三十一日迄トス

●國民職業能力申告令施行規則

規則

昭和十四年一月十八日
厚生省令第一號

改正 昭和十四年厚生省令第四〇號、一五年第四二號、一六年第二號
國民職業能力申告令施行規則左ノ通定ム

國民職業能力申告令施行規則

第一條 國民職業能力申告令（以下令ト稱ス）第二條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ左ニ掲グルモノハ令第三條但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス但シ第一號ニ該當スル者要申告者ヲ所定ノ期間ヲ

第七章 雜則

超エテ引續キ使用スルニ至リタルキ又ハ第二號若ハ第三號ニ該當スル者要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 六十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者
二 使用期間ノ定ナク要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者
三 要申告者ヲ日日履入レ使用スル者

第二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨グズ
一 令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者
二 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者
三 法令ニ因リ拘禁中ノ者
四 疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第三條 令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ別表様式第一號ニ依リ（技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ）之ヲ爲スベシ
職業能力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ國民職業指導所長之ヲ交付ス

第七章 雜則

令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ハ前ニ申告ヲ爲シタル地方朝鮮ナル場合ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ナル場合ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ナル場合ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋羣島ナル場合ニ在リテハ南洋羣島支廳長ヨリ交付セラレタル職業能力申告手帳ヲ添ヘテ之ヲ爲スベシ

令第四條第二項及令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ職業能力申告手帳ニ依リ之ヲ爲スベシ

第四條 令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者（以下被用者ト稱ス）ノ使用ヲ罷メタルトキハ十四日以内ニ別表様式第二號ニ依リ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第五條 要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ

第六條 第三條第四項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 國民職業指導所長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

〔北滿蒙〕

ニ基キ職業能力ニ關スル事項ノ登録ヲ爲シタルトキハ別表様式第三號ノ職業能力申告手帳ヲ申告義務者ニ交付スベシ

第八條 職業能力申告手帳ヲ交付セラレタル者其ノ職業能力申告手帳ヲ毀損シ又ハ亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ且毀損ノ場合ニ於テハ其ノ職業能力申告手帳ヲ添ヘ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ再交付ヲ申請スルコトヲ得

第九條 令第八條ノ検査ハ被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診斷ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

地方長官又ハ國民職業指導所長前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ日期及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

第十條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關スル申告又ハ検査ニ付報告ヲ徴スルコトヲ得

第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第四號ノ證券ヲ携帯スベシ

附則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

〔北滿蒙〕

別表様式第一號（用紙ノ大サハ日本標準規格B五トス）

一 氏名及出生	二 本籍	三 居住ノ場所	四 兵役關係	五 學歷	六 指定ノ技能者養成施設ニ修了年	七 指定ノ技能者養成施設ニ修了年	八 職業ノ履歴	九 職業ニ從事ノ現在ノ職業	十 給料又ハ日額	十一 賃料又ハ日額	十二 配傳者有無	十三 精神又ハ身體ノ勞働ニ堪キ者三	十四 因勞働ニ致シタル疾病ノ種類又ハ其ノ狀況	昭和 年 月 日 申告	氏名 使用 者
（記入心得ヲヨク守ルニトシテハ記入シナイコト）	（本籍ノ地）	（居住ノ地）	（一）兵役關係 （二）他ノ關係	（一）小學校 （二）高等學校 （三）大學	（一）指定ノ養成施設 （二）他ノ養成施設	（一）指定ノ養成施設 （二）他ノ養成施設	（一）職業 （二）技能 （三）其他	（一）現在ノ職業 （二）技能 （三）其他	（一）月額 （二）日額	（一）月額 （二）日額	（一）有 （二）無	（一）勞働ニ堪キ者 （二）勞働ニ堪キ者 （三）勞働ニ堪キ者	（一）疾病ノ種類 （二）疾病ノ種類 （三）疾病ノ種類	（一）申告 （二）申告 （三）申告	（一）氏名 （二）氏名 （三）氏名

第七條 雜則

七一六

香 職	現 職	現技 應能	前 歴	前技 歴能	就業場	氏 名	生 年 月
	現技 申算檢	就業ノ 場	前技 申算檢	居住ノ 場	本籍	本籍	
業 歴及 之 事 類	氏 名	兵 役	備 考	技 能 程 度 分 内 容 者 數 障 害 者 數 障 害 者 數	所 籍 職 業 介 紹 所	受 取 者 數	所 籍 職 業 介 紹 所
職 業 上 ノ 身 分	職 業 上 ノ 身 分	職 業 上 ノ 身 分	職 業 上 ノ 身 分	職 業 上 ノ 身 分	職 業 上 ノ 身 分	職 業 上 ノ 身 分	職 業 上 ノ 身 分

〔北海道〕

別表様式第二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B5トス)

〔北海道〕

解用報告

要 申 告 者 ノ 就 業 シ ア リ タ ル 場 所	所 在 地	所 在 地	解 用 年 月 日	要 申 告 者 ノ 氏 名	指 定 ノ 職 業 名	職 業 能 力 申 告 手 帳 番 號	手 帳 交 付 ノ 済 否
	名	稱					
計	人						

昭和 年 月 日

住 所

使用者 氏

名(法人ニ在リテハ其ノ
名稱及代表者氏名) 印

國民職業指導所長 宛

第七章 雜則
別表様式第三號(大サハ日本標準規格A六トス)
裏紙

職業能力申告手帳

省 生 厚

表紙

〔北海券〕

注意
(別紙ノ通)

昭和 年 月 日交付

國民職業指導所長

1

2

七二〇

第七章 雜則

職指定名ノ	場所	就業ノ	檢定、免許試	技能者養成施設	學 歴	兵役關係	居住場所ノ	本籍	氏名	出生年月日
	名稱	所在地								

3

〔北海券〕

異動申告欄(注意ヲヨク讀ミ申告又ハ報告ヲ怠ラヌコト)

異動ノ年月日	異動記事	本人印	使用者(住×國民職業指導所印)

4

七二一

〔裏面〕

第 號 昭和 年 月 日 交付

官 職 氏 名
所 屬 府 縣 又 ハ 國 民 職 業 指 導 所 印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要ナル場合ニ
 臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコト
 ヲ得
 國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ検査
 ノ罰金ニ妨ケ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下
 ノ罰金ニ處ス
 國民職業能力申告令第九條第二項 地方長官又ハ職業紹介所長ハ本
 令ノ申告又ハ検査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第
 三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所
 ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコ
 トヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其身分ヲ示ス證票ヲ携
 帶セシムベシ
 國民職業能力申告令施行規則第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ
 規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

〔北海勞〕

〔別表〕技能程度申告標準

機械検査工

一 級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカル ※二 検査品ノ不良ヲ知り適當ナ處置ノ決 定ガ出來ルコト 三 検査スル機械全體ノ機能ガワカッテ キルコト 四 各部分品ニ必要ナ物理的性質ト化學 的性質トヲ知ツテキルコト 五 検査用具ノ考案ガ出來ルコト
二 級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカル ※二 検査用機械器具ノ取扱ガ完全ニ出來 ルコト 三 検査品ノ用途ガ略ロカッテキルコト

〔北海勞〕

一 級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカル ※二 光學機械ノガラス部品ノ良否決定ノ 基準ヲ立テルコトガ出來ルコト ※三 ガラス材料ノ屈折率、レンズ曲面度、 プリズム角度等ノ精密ナ検査ガ出來 ルコト
二 級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカル ※二 検査品ノ不良ヲ知り適當ナ處置ノ決 定ガ出來ルコト 三 検査スル機械全體ノ機能ガワカッテ キルコト 四 各部分品ニ必要ナ物理的性質ト化學 的性質トヲ知ツテキルコト 五 検査用具ノ考案ガ出來ルコト
三 級	特殊金属材料ノ種類ノ見分ガ出來ル コト 五 普通機械ノ金属材料ノ良否ノ見分ガ 出來ルコト
二 級ニ達シナイ者	(備考) 特定ノ検査用具ノ取扱ダケシカ出 來ナイ者又ハ選別検査ダケシカ出 來ナイ者ハ三級トスルコト

二級	※一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕樣齊ガワカル コト 二 検査法及検査ノ基準ガ與ヘラレテ一 般レンズ又ハプリズムノ研磨程度、 焦點距離、異心率、角度、寸法等ノ 検査ガ出來ルコト 三 検査法及検査ノ基準ガ與ヘラレテ各 種レンズノ收差ノ検査ガ出來ルコト
三級	二級ニ達シナイ者

探炭夫

一級	次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモ ツテキルコト 二 探炭作業ニ從事シ發破作業ガ出來ル コト 三 探炭作業ニ從事シ支柱作業ガ出來ル コト 四 探炭作業ニ從事シ切炭機又ハ穿孔機 ノ使用ガ出來ルコト
----	--

〔北海道〕

二級	一級ニ達シナイ者 (備考) 探炭ノ手傳ダケシカ出來ナイ者ハ 二級トスルコト
----	---

炭坑支柱夫

一級	次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモ ツテキルコト 二 取棒作業ガ出來ルコト 三 捲立棒作業ガ出來ルコト 四 坑道棒作業ガ出來ルコト 五 充填(パツキング)作業ガ出來ルコト
二級	一級ニ達シナイ者

探炭夫

一級	次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 小型鑿岩機ノ使用ガ出來且發破及支 柱作業ニツイテ充分ナ知識ヲモツテ キルコト 二 大型鑿岩機ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
----	--

〔北海道〕

二級	一級ニ達シナイ者 (備考) 手傳ダケシカ出來ナイ者ハ二級ト スルコト
----	--

鑛山支柱夫

一級	次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 鑿坑支柱作業ガ完全ニ出來ルコト 二 補助支柱ヲ必要トスル箇處ノ發見ガ 出來ルコト 三 普通坑道ノ支柱作業ノ段取ガ出來且 工數見積ガ出來ルコト
二級	一級ニ達シナイ者

機械選炭夫

一級	次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 破碎機及篩別機ノ運轉及調節ニ熟練 シテキルコト
----	---

二級	一級ニ達シナイ者 二 磨炭機又ハ分級機ノ操作ニ熟練シ且 磨炭ノ良否ノ見分ガ完全ニ出來ルコ ト 三 浮選油、試藥等ノ加減、鐵液濃度ノ 測定、アルカリ度ノ測定等ガ出來且 浮選ノ良否ノ見分ガ完全ニ出來ルコ ト 四 シツガー選炭機、テーブル選炭機、 磁氣選別機等ニ依ル選炭作業ニ熟練 シテキルコト
----	--

製鉄工

一級	次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 炉況ヲ判斷シ適當ナ處置ガ出來ルコ ト 二 原料ノ良否ノ見分ガ出來且配合ガ略 出來ルコト 三 突發事故ニ對シテ適當ナ處置ガ出來 ルコト
二級	一級ニ達シナイ者

次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

二級	三級
一 炉ノ故障ノ判定ガ略出来ルコト 二 炉況ニ依リ出銑ノ調節ガ略出来ルコト 三 出銑時ニ於ケル開口及閉止作業ニ熟練シテキルコト 四 熱風炉ノ操作ニ従事シガスノ處理操作ガ完全ニ出来ルコト	二級ニ達シナイ者 (備考) 粉鐵ノ燒結作業ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

製鋼工

一級
次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 炉況ヲ判断シ適當ナ處置ガ出来ルコト 二 出鋼前ノ試料検査ガ出来ルコト 三 ガスノ良否ノ見分ガ出来且適當ナ處置ガ出来ルコト 四 突發事故ニ對シ適當ナ處置ガ出来ルコト

〔北海旁〕

二級	三級
次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 炉況ヲ見テ出鋼時ノ判断ガ略出来ルコト 二 炉ノ故障ノ判定ガ略出来ルコト 三 原料ノ良否ノ見分ガ略出来ルコト 四 造塊作業ニ於テ湯ノ温度、鋼質及鑄型ノ種類ニ應ジテ湯ノ注入方法ノ加減ガ完全ニ出来ルコト 五 造塊作業ニ於テ鑄型引拔時ノ判断ガ出来ルコト	二級ニ達シナイ者 (備考) 苦灰石、石灰石等ノ焙燒作業ダケシカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

非鐵金屬製鍊工

一級
次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 焙燒程度ノ判定及調節ガ出来ルコト

〔北海旁〕

二級	三級
次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 ホット燒結及圓鐵ノ作業ガ出来ルコト 二 燒鐵炉、揮發蒸溜炉、反射炉又ハ鍊鐵炉ノ操作ニ従事シ床前作業ガ出来ルコト 三 原料、製品、半製品等ノ熔融炉ノ操作ニ従事シ炉前作業ガ出来ルコト 四 濕式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ従事シ浸出又ハ淨液ノ操作ガ略出来ルコト 五 濕式製鍊ノ作業ニ従事シ磨鐵、濃泥又ハ濾過ノ操作ガ略出来ルコト 六 原料、製品、半製品等ノ乾燥炉ノ操作ガ出来ルコト	二級ニ達シナイ者

金屬熔融工

一級
一 燒結機ノ操作ニ従事シ其ノ調整ガ出来ルコト 二 揮發炉又ハ蒸溜炉ノ操作ニ従事シ其ノ調整ガ出来ルコト 三 燒鐵炉又ハ鍊鐵炉ノ羽口操作ガ出来ルコト 四 反射炉ノ操作ニ従事シ炉況ニ依リ原料及燃料ノ調節ガ出来ルコト 五 電氣炉ノ操作ニ従事シ其ノ調整ガ出来ルコト 六 轉炉ノ操作ニ従事シ火焰ニ依リ炉内材質ノ判定ガ出来ルコト 七 濕式製鍊作業ニ従事シ浸出又ハ濾過ノ調整ガ出来ルコト 八 濕式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ従事シ淨液ノ調整ガ出来ルコト 九 濕式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ従事シ電解又ハ沈澱ノ調整ガ出来ルコト 一〇 原料、製品、半製品等ノ熔融炉ノ操作ニ従事シ炉況ノ判定ガ出来ルコト

一級	二級	三級
<p>次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>一 配合スル地金ノ種類ニ依リ熔融順序ヲ知ツテキルコト</p> <p>二 熔融最高温度、熔劑投入温度及鑄造温度ヲ知ツテキルコト</p> <p>三 目測ニ依リ熔融金屬ノ量及温度ノ判定ガ出來ルコト</p> <p>四 熔融炉ノ修理ニツイテ指揮ガ完全ニ出來ルコト</p> <p>五 合金ノ配合量ノ計算ガ出來ルコト</p>	<p>次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>一 目測ニ依リ熔融金屬ノ温度ノ判定ガ出來ルコト</p> <p>二 熔融炉ノ部分的修理及大型トリベノ修理ガ出來ルコト</p> <p>三 古地金ノ種類ノ見分ガ略出來ルコト</p>	<p>二級ニ達シナイ者</p>

〔北海勞〕

一級	二級	三級
<p>次ノ事項中四ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>一 必要ニ應ジテ炉内温度ノ調節又ハ還元焰及酸化焰ノ調節ガ完全ニ出來ルコト</p> <p>二 各種材料ノ加工可能温度ノ範圍ヲ知ツテキルコト</p> <p>三 各種燃料ノ性質及ソレガ加熱材料ニ及ボス影響ヲ知ツテキルコト</p> <p>四 炉材ノ耐火性質ノ判定ガ出來ルコト</p> <p>五 擔當スル電氣炉ノ構造ヲ知り且附屬ノ電氣機械器具及設備ノ取扱ニ熟練シテキルコト</p>	<p>次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>一 目測ニ依リ炉内温度ノ判定ガ出來ルコト</p> <p>二 炉内温度測定器具ノ使用ガ出來ルコト</p>	<p>二級ニ達シナイ者</p> <p>(備考) 材料ノ裝入又ハ取出ノ作業ダケンガ出來ナイ者ハ三級トスルコト</p>

壓延伸張工

一級	二級
<p>次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 壓延、伸張、引拔、押出等ノ作業ニ熟練シテキルコト</p> <p>二 各種製品ノ仕様及規格ヲ知ツテキルコト</p> <p>三 各種材料ノ壓延又ハ伸張ノ遞減率ヲ知ツテキルコト</p> <p>四 各種材料ノ壓延可能温度ノ範圍ヲ知ツテキルコト</p> <p>五 ロール、ダイス等ノ機械要部ノ研磨及手直ガ出來ルコト</p> <p>六 製線作業ニ從事シ抗張力二〇〇疋平方種以上ノ鋼線又ハ徑〇・三耗以下ノ鋼線ノ伸張ガ出來ルコト</p>	<p>次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 擔當スル機械ノ取扱ガ完全ニ出來ルコト</p> <p>二 機械ノ簡單ナ研磨及手直ガ出來ルコト</p>

第七章 雜則

〔北海勞〕

三級	二級	一級
<p>二級ニ達シナイ者</p>	<p>(備考) 特定ノ矯正用機械ノ操作ダケンカ出來ナイ者ハ三級トスルコト</p>	<p>次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計五ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト</p> <p>※二 木型ノ作り方ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト</p> <p>※三 鑄物ノ不良ヲ知り適當ナ處置ノ決定ガ出來ルコト</p> <p>四 圖面ヲ見テ大型鑄物ノ作業段取ヲ決定シ且心金、底板等ノ考案ガ出來ルコト</p>

鑄物工

一級	五 品物ノ用途、材質及大キサニ應ジテ砂ノ配合ガ出來ルコト 六 大型鑄物ノ鑄込所要量ノ計算ガ出來ルコト 七 大型鑄物又ハ複雑ナ薄物ノ鑄込温度ノ判定ガ出來且鑄込ノ指揮ガ出來ルコト 八 木型ヲ見テ鑄物ノ工數見積ガ出來ルコト 九 湯ノ熔融法ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト 一〇 製品ノ用途ニ應ジテ適當ナ地金ノ選定ガ出來ルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメルコト ※二 鑄物ノ不良ニツイテ原因ノ判定ガ略出來ルコト 三 中型鑄物ノ木型ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來ルコト 四 複雑ナ生型ノ製作ガ出來ルコト

〔北海勞〕

一級	五 複雑ナ中子ノ製作ガ出來ルコト 六 複雑ナ機械込作業ガ出來ルコト 七 二級ニ達シナイ者 (備考) 砂落、ハツリ又ハ簡單ナ小型中子ノ製作タケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 加工中ノ鍛工品ニツイテ所要寸法ノ判断ガ正確ニ出來ルコト ※二 加工中ノ鍛工品ノ不良箇所ヲ發見シ其ノ處置ノ決定ガ出來ルコト 三 圖面又ハ見本ニ依リ材料及工數ノ見積ガ出來ルコト 四 五人以上ノ共同作業ヲ必要トスル大物鍛冶ノ指揮ガ出來ルコト 五 大物鍛冶ニ必要ナ工具及當型ノ考案ガ出來ルコト

〔北海勞〕

二級	六 特殊ノ材料ニツイテ其ノ温度ト性質變化ノ關係ヲ知り加熱中又ハ加工中ノ材料ノ取扱ニツイテ指揮ガ正確ニ出來ルコト 七 材質ニ惡影響ヲ殘サズニ加工ノ出來ル温度ノ範圍ヲ知ツテキルコト 次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 目測ニ依リ普通材料ノ温度ノ判定ガ出來ルコト 二 先手二人ノ指揮ガ出來ルコト 三 材料ノ見積ガ略出來ルコト 四 擔當スル範圍ノ鍛冶仕事ノ段取ガ出來ルコト 五 機械種ノ操縱ガ出來ルコト
三級	二級ニ達シナイ者 (備考) 先手タケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

熱處理工

一級	次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 各種金屬材料(炭素鋼、合金鋼、輕合金、銅合金)ノ中一種ニツイテ製品ノ用途ニ應ジ必要ナ熱處理ガ出來ルコト 二 滲炭又ハ窒化作業ニ伴フ各種ノ操作ガ出來ルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 温度計ニヨリ炉内温度ノ調節ガ正確ニ出來ルコト ※二 鑄テ熱處理品ノ硬度ノ判定ガ出來ルコト 三 簡單ナ普通鋼品ニツイテ特定ノ熱處理ガ出來ルコト 四 適當ナ指圖ヲ受ケテ特殊鋼品ノ熱處理ガ出來ルコト 五 熱處理後ノ歪取作業ガ出來ルコト 六 滲炭箱ニ品物ヲ正シク詰メルコトガ出來ルコト 七 加熱炉ノ操作ガ出來ルコト

三級	二級ニ達シナイ者
(備考) 塩化バリウム等ノ加熱バスヲ使用 スル焼入ダケシカ出来ナイ者、熱 處理機械ノ操作ダケシカ出来ナイ 者ハ三級トスルコト	

現圖工

一級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 複雑ナ圖面ガヨメ且艦船、汽罐、橋 梁又ハ鐵塔ノ構造ニ精通シテキルコ ト</p> <p>※二 指圖ヲ受ケズニ現圖展開作業ガ出来 又ハ現圖ニ依ル型板ノ製作ガ出来ル コト</p> <p>三 簡單ナ作業ニ對スル工數見積ガ出来 ルコト</p> <p>四 現圖作業ニ必要ナ簡單ナ計算ガ出来 ルコト</p>
----	--

〔北海勞〕

二級	一級ニ達シナイ者
(備考) 現圖作業ノ手傳ダケシカ出来ナイ 者ハ二級トスルコト	

撓鐵工

一級	<p>次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>一 簡單ナ圖面ガヨメルコト</p> <p>二 水壓機ニ依ル板、山形ノ撓曲作業ニ 熟練シテキルコト</p> <p>三 簡單ナ山形ノ度ノ出入及山形ノ撓曲 作業ノ段取ガ出来ルコト</p> <p>四 歪取作業ニ熟練シテキルコト</p> <p>五 板ノ彎曲作業ニ熟練シテキルコト</p>
二級	一級ニ達シナイ者

撓接工

二級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 圖面ヲ見テ至ノ最少イ作業段取ノ 決定ガ出来ルコト</p>
----	--

〔北海勞〕

一級	<p>※二 擔當スル範圍ノ撓接機ノ構造及取扱 ニツイテ充分ノ知識ヲモツテキルコ ト</p> <p>三 工數見積ガ出来ルコト</p> <p>四 試驗水壓力八疋平方種以上ヲ必要ト スル罐又ハ槽ノ撓接ガ出来ルコト</p> <p>五 薄板ノ複雑ナ構造物又ハ薄板ノ大物 撓接ガ出来ルコト</p> <p>六 電氣撓接作業ニ於テ下向、豎向、橫 向及上向ノ作業姿勢ヲ撓接ガ出来又 ハ特定ノ作業姿勢ヲ高級ナ撓接ガ完 全ニ出来ルコト</p> <p>七 鑄鐵、特殊鋼、銅合金、輕合金、ニ ツケル中一種以上ノ撓接ニ熟練シテ キルコト</p>
二級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 簡單ナ構造物ニツイテ作業段取ノ決 定ガ出来ルコト</p> <p>※二 擔當スル範圍ノ撓接機ノ取扱ニツイ テ必要ナ知識ヲモツテキルコト</p>

第七章 雜則

二級	<p>三 試驗水壓力二疋平方種以上ヲ必要ト スル容器ノ撓接ガ出来ルコト</p> <p>四 薄板構造物ノ電氣又ハガス撓接作業 ガ出来ルコト</p> <p>五 電氣撓接作業ニ於テ下向、豎向又ハ 橫向ノ作業姿勢ヲ撓接ガ完全ニ出来 ルコト</p> <p>六 パット、スポット又ハシューム撓接作 業ニ熟練シテキルコト</p>
三級	二級ニ達シナイ者

製罐工

一級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク加 工ガ出来ルコト</p> <p>二 複雑ナ作業ニツイテ必要ナ現圖ノ作 製ガ出来ルコト</p> <p>三 製罐作業ニツイテ必要ナル工具ノ考 案ガ出来ルコト</p> <p>四 厚板曲ゲ方ノ指揮ガ出来ルコト</p>
----	--

七三五

一級	五 工數見積が出來ルコト 次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 圖面ガヨメ且簡單ナ作業ノ段取ガ出來ルコト
二級	二 簡單ナ作業ニツイテ現圖ノ作製ガ出來ルコト 三 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト 四 薄板ノ至取作業ガ出來ルコト 五 簡單ナ製鐵品ノ曲直及修理ガ出來ルコト
三級	二級ニ達シナイ者

鐵木工

次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル
合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
※一 複雑ナ圖面ガヨメ且組立段取ガ出來ルコト
二 船ノシヤフトセンターヲ出スコトガ

〔北海勞〕

一級	三 盤木、進水臺又ハ支柱ノ調整ガ出來ルコト 四 船體ノ中心若ハ組立位置ノ出シ方又ハ肋骨若ハ骨盤ノ組立調整ガ出來ルコト 五 船ノ構造ニ精通シテキルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメルコト 二 船ノ構造ヲ概略知ツテキルコト 三 現圖木型ニヨル野書ガ出來ルコト 四 大工仕事ガ出來ルコト
三級	二級ニ達シナイ者

板金工

次ノ事項中※印ハ必須他三項ヲ選擇トスル
合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
※一 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク加工ガ出來ルコト

〔北海勞〕

一級	二 工數見積ガ出來ルコト 三 不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト 四 割出(管ノ分岐)及曲物(エビ)ノ作業ガ出來ルコト 五 ハンダ附及銀附ノ作業ニ熟練シテキルコト 六 厚板(厚サ三耗以上)ノ型出ガ完全ニ出來ルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他三項ヲ選擇トスル 合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 圖面ガヨメ且簡單ナ作業ノ段取ガ出來ルコト 二 板取作業ガ出來ルコト 三 薄板ノ型出作業ガ出來ルコト 四 手作業ヲ絞リ作業ガ出來ルコト 五 ハンダ附作業ニ熟練シテキルコト
三級	二級ニ達シナイ者

金屬プレス工

一級	二 複雑ナ圖面ガヨメルコト 三 工數見積ガ出來ルコト 四 數種ノプレスニツイテ拔型、曲型及絞型ノ使用ガ出來ルコト 五 プレスノ不具合及製品ノ不良ヲ知其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 擔當スルプレスニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト 二 簡單ナ型ノ適否ノ判定ガ出來ルコト 三 簡單ナ圖面ガヨメルコト 四 簡單ナ作業ニツイテ型ノ準備ガ出來ルコト
三級	二級ニ達シナイ者

(備考) 自動プレスノ操作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

銅工

一級	二級	三級
次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト ※二 複雑ナ管曲作業ガ出來ルコト 三 不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト 四 配管ノ系統圖ヲ理解シ工事ノ段取ガ 出來ルコト 五 各種鑄附作業ニ熟練シテキルコト 六 フランジヲ取附作業ガ正確ニ出來ルコ ト	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメルコト 二 簡單ナ管曲作業ガ出來ルコト 三 針金テ管ノ曲型ヲトルコトガ出來ル コト 四 簡單ナ配管工事ガ出來ルコト	二級ニ達シナイ者

銅工

〔北海勞〕

一級	二級	三級
次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト ※二 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク野 書ガ出來ルコト 三 材料ニ缺陷ガアル場合製品ノ機能ニ 應ジテ適當ナ處置ガ出來ルコト 四 工數見積ガ出來ルコト	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメルコト ※二 擔當スル範圍ノ野書ガ出來ルコト 三 型板(テンプレート)等ヲ用ヒテ簡單 ナ野書ガ出來ルコト 四 製品ノ用途ヲ略理解シテキルコト	二級ニ達シナイ者

旋盤工

次ノ事項中※印ハ必須他三項ヲ選擇トスル
 合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

〔北海勞〕

一級
※一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業 段取及加工作業ガ出來ルコト 二 數種類ノ旋盤ニツイテ各種ノ加工作 業ガ能率ヨク出來ルコト 三 旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其 ノ原因ノ發見ガ出來ルコト 四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ 日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上 寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分 ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公 差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上) 以上ニ加工ガ出來ルコト 五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級 嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナ ラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸 法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ 一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部 分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト 六 大型旋盤作業ニツイテ取附及加工段 取ガ出來ルコト 七 工數見積ガ出來ルコト

二級
次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメルコト且擔當スル範圍ノ 作業段取ガ出來ルコト ※二 擔當スル旋盤ニツイテ各種ノ加工作 業ガ能率ヨク出來ルコト 三 荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合 計四回以下ノ加工テ合セ物仕上ヲ日 本標準規格四級嵌合(品物ノ仕上寸 法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ 五耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差 正負百分ノ六・五耗程度ノ仕上)以 上ニ加工ガ出來ルコト 四 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格 三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前 後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸 法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ 二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部 分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト 五 各種ネジノ製作ガ出來ルコト 六 使用刃物ノ研磨ガ出來ルコト

七 高級双物、マイクログロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

三級 二級ニ達シナイ者

タレット工

次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル
合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

※一 作業上必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

※二 指定サレタ加工方式ノ理解ガ容易ニ
出來ルコト

三 タレット旋盤ノ不具合及製品ノ不良

ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來且其ノ

調整ガ出來ルコト

五 使用工具ノ考案ガ出來ルコト

六 精密度ノ高い製品ノ多量生産ガ出來

ルコト

七 自動又ハ半自動旋盤ノ作業指導ガ出

〔北海勞〕

一級

一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業

段取及加工作業ガ出來ルコト

二 數種類ノ中グリ盤ニツイテ各種ノ加

工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 中グリ盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知

リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ラ

日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上

寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分

ノ二・五耗仕上寸法一〇〇耗前後ナ

ラバ公差正負百分ノ三・五耗程度ノ

仕上）以上ニ加工ガ出來ルコト

五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級

嵌合（品物ノ仕上寸法五〇耗前後ナ

ラバ公差正負百分ノ一・二耗仕上寸

法一〇〇耗前後ナラバ公差正負百分

ノ一・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ

部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

六 大型中グリ盤（シャフトホーリング）

ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

一級

※一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業
段取及加工作業ガ出來ルコト
二 數種類ノ中グリ盤ニツイテ各種ノ加
工作業ガ能率ヨク出來ルコト
三 中グリ盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知
リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ラ
日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上
寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分
ノ二・五耗仕上寸法一〇〇耗前後ナ
ラバ公差正負百分ノ三・五耗程度ノ
仕上）以上ニ加工ガ出來ルコト
五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級
嵌合（品物ノ仕上寸法五〇耗前後ナ
ラバ公差正負百分ノ一・二耗仕上寸
法一〇〇耗前後ナラバ公差正負百分
ノ一・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ
部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト
六 大型中グリ盤（シャフトホーリング）
ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト
七 工數見積ガ出來ルコト

次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル
合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

※一 擔當スルタレット旋盤ニツイテ各種
作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

二 日本標準規格三級嵌合（品物ノ仕上
寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分
ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公
差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上）
ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出
來ルコト

三 使用双物ノ研磨ガ出來ルコト

四 高級双物、マイクログロメータ、ゲージ

類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

（備考）精密度ノ低いホルト、ナット等ノ
多量生産タケシカ出來ナイ者ハ三
級トスルコト

中グリ工

次ノ事項中※印ハ必須他三項ヲ選擇トスル
合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

※一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ
作業段取ガ出來ルコト

※二 擔當スル中グリ盤ニツイテ各種ノ加
工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合
計四回以下ノ加工ヲ合セ物仕上ラ日
本標準規格四級嵌合（品物ノ仕上寸
法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ
六耗仕上寸法一〇〇耗前後ナラバ公
差正負百分ノ八耗程度ノ仕上）以上
ニ加工ガ出來ルコト

四 マイクログロメータヲ用ヒ日本標準規格
三級嵌合（品物ノ仕上寸法二〇耗前
後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸
法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ
二・五耗程度ノ仕上）ヲ適用シタ部
分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五 使用双物ノ研磨ガ出來ルコト

六 高級双物、マイクログロメータ、ゲージ
類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

二級

三級	二級ニ達シナイ者
二級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

〔北海勞〕

〔北海勞〕

三級 二級ニ達シナイ者

研磨工

一級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他三項ヲ選擇トスル 合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 圓面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業 段取及加工作業ガ出來ルコト</p> <p>※二 數種類ノ研磨盤(手ニ依ル工具研磨 専用ノモノヲ除ク)ニツイテ各種ノ 加工作業ガ能率ヨク出來ルコト</p> <p>三 研磨盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り 其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト</p> <p>四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級 嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナ ラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸 法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ 一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部 分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト</p> <p>五 各種砥石車ノ硬度又ハ粒度ト工作物 トノ關係ヲ理解シ研磨速度ト送りノ 加減ガ出來ルコト</p>
----	--

〔北海勞〕

- 六 工數見積ガ出來ルコト
- 七 ラツヒンケ仕上作業ガ出來ルコト
- 八 特殊高級工具ノ研磨ガ出來ルコト
- 九 ネテ研磨盤又ハ齒車研磨盤ノ使用ガ
完全ニ出來ルコト

二級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 簡單ナ圓面ガヨメ且摺當スル範圍ノ 作業段取ガ出來ルコト</p> <p>※二 摺當スル研磨盤ニツイテ各種ノ加工 作業ガ能率ヨク出來ルコト</p> <p>三 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格 三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前 後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸 法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ 二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部 分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト</p> <p>四 砥上盤(ホーニング盤)作業ガ出來ル コト</p> <p>五 普通工具ノ研磨ガ出來ルコト</p> <p>六 マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法</p>
----	---

〔北海勞〕

三級 二級ニ達シナイ者

ホール盤工

一級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 圓面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業 段取及加工作業ガ出來ルコト</p> <p>※二 數種類ノホール盤ニツイテ各種ノ加 工作業ガ能率ヨク出來ルコト</p> <p>三 ホール盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知 リ其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト</p> <p>四 工數見積ガ出來ルコト</p>
二級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 簡單ナ圓面ガヨメ且摺當スル範圍ノ 作業段取ガ出來ルコト</p> <p>※二 摺當スルホール盤ニツイテ各種ノ加 工作業ガ能率ヨク出來ルコト</p> <p>三 タップ下孔ヲアケルコトガ出來ルコ ト</p>

第七章 雜則

三級 二級ニ達シナイ者

平削工

一級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 圓面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業 段取及加工作業ガ出來ルコト</p> <p>※二 數種類ノ平削盤ニツイテ各種ノ加工 作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト</p> <p>三 平削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り 其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト</p> <p>四 大型平削盤ニツイテ取附及加工段取 ガ出來ルコト</p> <p>五 工數見積ガ出來ルコト</p>
二級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 簡單ナ圓面ガヨメ且摺當スル範圍ノ</p>

七四三

二級	※二 作業段取が出来るコト 擔當スル平削盤ニツイテ各種ノ加工 作業が能率ヨク正確ニ出來ルコト 三 使用刃物ノ研磨が出來ルコト 四 高級刃物、精密測定器具類ノ使用法 ラ知ツテキルコト
三級	二級ニ達シナイ者

形削工

一級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業 段取及加工作業が出來ルコト ※二 形削盤又ハ堅削盤ノ數種類ニツイテ 各種ノ加工作業が能率ヨク正確ニ出 來ルコト 三 形削盤又ハ堅削盤ノ不具合及製品ノ 不良ヲ知り其ノ原因ノ發見が出來ル コト 四 工數見積が出來ルコト
----	--

〔北海勞〕

二級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ 作業段取が出來ルコト ※二 擔當スル形削盤又ハ堅削盤ニツイテ 各種ノ加工作業が能率ヨク正確ニ出 來ルコト 三 使用刃物ノ研磨が出來ルコト 四 高級刃物、マイクローメータ、ゲージ 類ノ使用法ヲ知ツテキルコト
三級	二級ニ達シナイ者

フライス工

一級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業 段取及加工作業が出來ルコト ※二 堅型及横型ヲ合メテ三種以上ノフラ イス盤ニツイテ各種ノ加工作業が能 率ヨク正確ニ出來ルコト 三 フライス盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ
----	---

〔北海勞〕

三級	二級ニ達シナイ者
二級	〇 耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・ 五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品 ノ製作が容易ニ出來ルコト 四 高級刃物、マイクローメータ、ゲージ 類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

齒切工

一級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業 段取及加工作業が出來ルコト ※二 二種以上ノ齒切盤ニツイテ各種ノ加 工作業が能率ヨク正確ニ出來ルコト 三 齒切盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り 其ノ原因ノ發見が出來ルコト 四 工數見積が出來ルコト 五 與ヘラレタ齒切作業ノ計算表ヲ理解 シ且其ノ使用が完全ニ出來ルコト
三級	二級ニ達シナイ者

七四五

一級	知り其ノ原因ノ發見が出來ルコト 四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級 嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナ ラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸 法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ 一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部 分品ノ製作が容易ニ出來ルコト 五 工數見積が出來ルコト 六 割出臺(インテツキス)作業ニ熟練シ テキルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ 作業段取が出來ルコト ※二 擔當スルフライス盤ニツイテ各種ノ 加工作業が能率ヨク正確ニ出來ルコ ト 三 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格三級 嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナ ラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五

二級
※一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト ※二 擔當スル齒切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト 三 シングルカツタヲ用ヒテ齒切加工ガ出來ルコト 四 高級双物、マイクローメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

三級 二級ニ達シナイ者

工具仕上工

一級
次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト ※二 圖面ニ依リ現圖引ガ出來ルコト 三 加工材料ノ性質ト工作機械ノ種類トニ應ジテ工具ノ材質ヲ選定シ且形狀ノ考案ガ出來ルコト 四 圖面ヲ見テ必要ナゲージ、シグ又ハ仕上工具ノ考案ガ出來ルコト 五 加工材料ノ形狀、性質及プレスノ種

〔北海勞〕

二級
七 工數見積ガ出來ルコト 六 現圖ニ依リゲージノ製作ガ出來ルコト 次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメルコト 二 特定機械ニ使フ工具、金型等ノ製作ガ出來ルコト 三 簡單ナ心出及昇膏ガ出來ルコト 四 細目鏡ノ使用ガ完全ニ出來ルコト 五 指圖ヲ受ケテゲージ並双物類ノ製作ガ出來ルコト

三級 二級ニ達シナイ者

仕上工

一級
次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト ※二 高級ナ摺合作業ガ出來ルコト

〔北海勞〕

二級
三 各種ノ作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト 四 工數見積ガ出來ルコト 五 パランシグ作業ガ出來ルコト 次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメルコト ※二 普通ノ摺合作業ガ出來ルコト 三 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト 四 タガネノ使用ガ完全ニ出來ルコト 五 鐵及普通合金ノ性質ヲ略知ツテキルコト

三級 二級ニ達シナイ者

電機組立工

一級
次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト ※二 各種電氣機械器具ノ使用法ヲ知ツテキルコト

一級
三 複雑ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理ガ出來ルコト 四 複雑ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出來ルコト 五 各種電氣機械器具ノ使用ニツイテ必要ナ考案及改良ガ出來ルコト 六 工數見積ガ出來ルコト 次ノ二ツノ能力ヲ有スル者 ※一 擔當スル範圍ノ電氣機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト ※二 簡單ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理ガ出來ルコト

三級 二級ニ達シナイ者

電氣通信機組立工

一級
次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト 二 複雑ナ電氣通信用機械器具ノ組立、

三級	補正及修理が出来ルコト 三 複雑ナ電気結線圖ノ理解ガ完全ニ出来ルコト 四 工數見積が出来ルコト
二級	次ノ二ツノ能力ヲ有スル者 ※一 擔當スル範圍ノ電気通信用機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト ※二 簡單ナ電気通信用機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト
精密組立工	一般精密機械器具ノ組立ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト 二 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案が出来ルコト 三 高級ナ摺合作業が出来ルコト 四 機械ニ缺陷ガアル場合其ノ調整スベ

〔北海勞〕

一級	キ要點ノ指摘が出来ルコト 五 工數見積が出来ルコト 光學機械ノ組立ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメ又ハガラス部品ノ清拭作業ガ完全ニ出来ルコト 二 各種光學機械ニ對スル調整段取が出来ルコト 三 精密ナ補正ニ必要ナ工具ノ選擇ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト 四 焦點ガラス、プリズム及接眼鏡等ノ調整ガ正確ニ出来ルコト 五 工數見積が出来ルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト ※二 使用工具ノ適否ノ判定が出来ルコト 三 タガネ及鍍ノ使用ガ完全ニ出来ルコト 四 普通ノ摺合作業が出来ルコト

〔北海勞〕

三級	五 特定ノ機械ニツイテ其ノ調整が出来ルコト 二級ニ達シナイ者
機械組立工	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト ※二 機械器具ノ組立及調整が出来ルコト 三 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案が出来ルコト 四 高級ナ摺合作業が出来ルコト 五 大型機械ノ補正及修理が出来ルコト 六 軸中心線ノ調整が出来ルコト 七 工數見積が出来ルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト ※二 使用工具ノ適否ノ判定が出来ルコト 三 タガネ及鍍ノ使用ガ完全ニ出来ルコト

三級	四 普通ノ摺合作業が出来ルコト 五 小型機械ノ補正及修理が出来ルコト 六 大型機械ニツイテ部分的補正及修理が出来ルコト 二級ニ達シナイ者
航空機組立工	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト ※二 作業段取及工數見積が出来ルコト 三 機體全體ノ調整ニ熟練シテキルコト 四 發動機ノ操作ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト 五 操縦裝置ノ調整ニ熟練シテキルコト 六 取附計器ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト
一級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

二級
※二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト 三 普通ノ材料ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト 四 板金作業ガ出來ルコト 五 各部分ノ組立及調整ノ要領ヲ知ツテキルコト

自動車工

三級
二級ニ達シナイ者
一級
次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト ※二 自動車全體ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト 三 工數見積ガ出來ルコト 四 自動車發動機ノ調整ニ熟練シテキルコト 五 自動車各部分ノ摺合及調整ガ出來ルコト 六 自動車運轉者免許證ヲモツテキル者ト同等以上ノ運轉技能ヲモツテキルコト

〔北海勞〕

二級
次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト 二 自動車各部分ノ構造及機能ヲ略知ツテキルコト 三 自動車ノ特定部分ノ分解及調整ガ出來ルコト 四 車室ノ特定箇所ノ組裝ガ出來ルコト
三級
二級ニ達シナイ者

組裝工

二級
次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 關聯スル各種ノ圖面ガヨメルコト ※二 擔當スル範圍ニツイテ各種組裝ノ關

〔北海勞〕

二級
補機ノ運轉及調整ガ出來ルコト 三 各種管裝置ノ摺合ガ出來ルコト 四 各種管裝置ノ摺合ガ出來ルコト 五 各種管裝置ノ摺合ガ出來ルコト 六 艦船内ノ電路敷設及電氣器具ノ結線ガ出來ルコト
三級
二級ニ達シナイ者

巻線工

二級
コイルノ巻キ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ仕様書ガワカルコト ※二 計器ニ依リ銅線ノ太サ、被覆ノ厚サ等ノ測定ガ出來ルコト 三 コイルノ用途ニ精通シテキルコト 四 巻型ノ適否ノ判定ガ出來ルコト コイルノ納メ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 電氣的知識ガアリコイル巻及絶緣工

一級
係ヲ知ツテキルコト 三 工數見積ガ出來ルコト 四 擔當スル範圍ニツイテ作業進捗程度ノ判断ガ正確ニ出來ルコト 五 軸系中心調及摺合ノ摺合ガ出來ルコト 六 主機械又ハ補機ノ摺合、運轉及調整ノ摺合ガ出來ルコト 七 擔當スル範圍ニツイテ造船組裝ニ必要ナ現圖展開ガ出來ルコト 八 各種類ノ兵器ニツイテ完全ナ摺合ガ出來ルコト 九 艦船内ノ電氣器具ノ摺合及調整ガ出來ルコト 一〇 艦船内ノ各種電氣機械ノ結線及運轉ガ出來ルコト

次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 擔當スル範圍ノ組裝ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト 二 擔當スル範圍ノ組裝ノ段取ガ出來ル
--

一級	<p>※一 程ノ一般ニツイテ理解シテキルコト</p> <p>※二 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト</p> <p>三 工數見積ガ出來ルコト</p> <p>四 計器ニ依リ接続ノ良否、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出來ルコト</p> <p>五 コイルノ接合用材料ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト</p> <p>六 巻線用銅材料ノ加工工程ニ精通シテキルコト</p> <p>七 製品ノワニス處理及乾燥ガ出來ルコト</p> <p>八 廻轉子ノバランスシテ作業ガ出來ルコト</p> <p>九 コイル及絶縁物ノ乾燥程度ノ見分ガ出來ルコト</p> <p>一〇 絶縁物及ワニスノ性質ヲ理解シテキルコト</p>
二級	<p>コイルノ巻キ方ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計ニツ以上ノ能力ヲ有スル者</p>

〔北海勞〕

二級	<p>※一 仕様書ガワカルコト</p> <p>二 銅線ノ被覆ノ良否ノ見分ガ出來ルコト</p> <p>三 銅線ノ接合ニツイテ知識ガアリ且接合ノ良否ノ見分ガ出來ルコト</p> <p>四 コイルノ納メ方ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計ニツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト</p> <p>※二 コイルノ接合部ノ良否ノ見分ガ出來ルコト</p> <p>三 鐵心、整流子等ノ良否ノ見分ガ出來ルコト</p> <p>四 コイルノ良否ノ見分ガ出來ルコト</p> <p>五 廻轉子ノバインド材料ノ良否ノ見分ガ出來ルコト</p> <p>六 絶縁物及ワニスノ取扱ニ精通シテキルコト</p>
三級	<p>二級ニ達シナイ者</p>

絶縁工

一級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 複雑ナ仕様書ガワカルコト</p> <p>※二 製品ノ用途ニ精通シテキルコト</p> <p>三 計器ニ依リワニスノ比重、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出來ルコト</p> <p>四 各種絶縁物及ワニスノ性質ニ精通シ且其ノ取扱ガ出來ルコト</p> <p>五 各種絶縁物ノ乾燥程度ノ見分ガ出來ルコト</p> <p>六 各種絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト</p> <p>七 ワニスノ處理及乾燥ガ出來ルコト</p>
二級	<p>次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 仕様書ガワカルコト</p> <p>二 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ取扱ガ出來ルコト</p> <p>三 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ乾燥程度ノ見分ガ出來ルコト</p>

〔北海勞〕

三級	<p>目盛工</p> <p>四 擔當スル範圍ノ絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト</p>
二級	<p>目盛工</p> <p>次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>※一 圖面ヲ見テ精密計器類ノ目盛方法ノ決定ガ出來ルコト</p> <p>二 機械的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト</p> <p>三 化學的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト</p> <p>四 手作業ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト</p> <p>機械的、化學的又ハ手作業ニ依ル目盛作業ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者</p> <p>一 精密度ノ低い計器ニツイテ指圖ヲ受ケズニ目盛ガ出來ルコト</p> <p>二 割出方法、使用工具等ニツイテ指圖ヲ受ケ精密目盛ガ出來ルコト</p>
一級	<p>目盛工</p>
二級	<p>目盛工</p>

三級	二級ニ達シナイ者
合板工	次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 原板作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト 二 膠著作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト 三 仕上作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト 四 乾燥作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト 五 選別作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト
木型工	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 複雑ナ圖面ガヨメルコト ※二 鑄造ノ作業工程全般ニツイテ概略ノ
二級	一級ニ達シナイ者
一級	

〔北海勞〕

一級	知識ヲモツテキルコト 三 現圖引ガ出來且木取ガ出來ルコト 四 圖面ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來且工數見積ガ出來ルコト 五 現場合セ木型ノ製作ガ出來ルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他一項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメルコト ※二 圖面又ハ現圖ニ依リ普通木型ノ製作ガ出來ルコト 三 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト 四 木材ノ歪ノ方向ヲ考ヘテ不型ノ製作ガ出來ルコト 五 簡單ナ機械部分品ノ見取圖及スケッチガ出來ルコト 六 船尾軸管リゲナムパイヤ作業ガ出來ルコト
三級	二級ニ達シナイ者 (備考) 木型ノ塗裝ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

木工

〔北海勞〕

一級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 圖面ガヨメルコト 二 工數見積ガ出來ルコト 三 簡單ナモノノ設計ガ出來ルコト 四 木材ノ性質ヲ判斷シ木取及墨附ガ正確ニ出來ルコト
二級	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 簡單ナ圖面ガヨメルコト 二 簡單ナ現圖ガカケルコト 三 圖面又ハ現圖ニ依リ墨附ガ出來ルコト 四 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト 五 普通取扱フ木材ニツイテ其ノ材質ノ判定ガ出來且其ノ用途ヲ知ツテキルコト
三級	二級ニ達シナイ者

光學ガラス工

一級	次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 中央プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト 二 五角プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト 三 距離プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト 四 伸光レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト 五 屋根形プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト 六 反射鏡ノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト 七 特殊對物レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト 八 六〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト 九 大型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
----	---

一級	一〇 精密ナ角度ヲ要スルプリズムノバ ルサム作業ガ出来ルコト
二級	次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 直径三〇耗以上ノ普通對物レンズノ 荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ 正確ニ出来ルコト 二 三〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、 研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出来 ルコト 三 特殊接眼レンズノ荒摺作業、研磨作 業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト 四 小型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作 業又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト 五 水準器ガラスノ荒摺作業、研磨作業 又ハ心取作業ガ正確ニ出来ルコト 六 プリズム及精度ノ高いレンズノバル サム作業ガ出来ルコト
三級	二級ニ達シナイ者

有線電信通信士

〔北海等〕

一級	音響通信テ一分間八五字以上ノ發受信ガ完 全ニ出来ル者
二級	音響通信テ一分間七五字以上ノ發受信ガ完 全ニ出来ル者
三級	二級ニ達シナイ者
二級	(備考) 自動通信又ハ印刷機通信ダケシカ 出来ナイ者ハ三級トスルコト

一級	製圖手 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 條件ヲ與ヘテ簡單ナ設計ガ出来 ルコト 二 複雑ナ製圖ガ出来ルコト 三 見取圖ガカケルコト 四 精密ナ圖面ノトレスガ明確ニ出来 ルコト
二級	一級ニ達シナイ者

〔北海等〕

一級	(備考) 寫圖ダケシカ出来ナイ者ハ二級ト スルコト
起重機運轉工	次ノ事項中※印ハ必須他二項ヲ選擇トスル 合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 ※一 起重機ノ運轉ガ完全ニ出来ルコト 二 起重機ノ構造ヲ知ツテキルコト 三 起重機ノ故障ノ原因ヲ知り且其ノ修 繕及調整方法ノ判断ガ出来ルコト 四 取扱フ品物ヲ見テ其ノ重サノ判断ガ 出来ルコト 五 揚重用補助用具ノ使ヒ方ヲ知ツテキ ルコト
二級	一級ニ達シナイ者

メツキ工	次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 メツキ操作ニ必要ナ準備段取ガ出来
------	---

一級	二級
一級	一級
二級	二級

一級	塗裝工 (備考) メツキ操作ノ前後ノ研磨作業ダケ シカ出来ナイ者ハ二級トスルコト
二級	次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者 一 普通ニ用ヒル數種類ノ塗料ニツイテ 其ノ性質、用途及色合ヲ知ツテキル コト 二 材料ノ配合方法ヲ知ツテキルコト 三 手塗、吹附又ハ焼附ニ熟練シテキル コト

二級	四 各種塗裝用工具ノ使用ニ熟練シテキルコト 五 工數見積ガ出來ルコト
二級	一級ニ達シナイ者 (備考) 下塗ダケケンシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト
一級	潜水夫 海難救助作業、解纜作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且四〇米以上ノ潜水ガ出來ル者
二級	海難救助作業、解纜作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且二〇米以上ノ潜水ガ出來ル者
三級	二級ニ達シナイ者

〔北海勞〕

●青少年雇入制限令

昭和十五年二月一日
勅令第三十六號

朕青少年雇入制限令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

青少年雇入制限令

第一條 青少年ノ國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第六條ノ規定ニ基ク雇入制限ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ青少年ト稱スルハ年齢十二年以上三十年未滿ノ男子又ハ年齢十二年以上二十年未滿ノ女子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當セザルモノヲ謂フ

- 一 大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又ハ厚生大臣ノ指定スル學校(養成所ヲ含ム)ヲ卒業又ハ修了シタル者
- 二 學校卒業者使用制限令第一條ノ卒業者ニシテ前號ニ該當セザルモノ
- 三 厚生大臣ノ指定スル檢定若ハ試驗ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者
- 四 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第七章 雜則

〔北海勞〕

第三條 男子タル青少年(以下男子青少年ト稱ス)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ

- 一 男子青少年ノ雇入員數ガ命令ヲ以テ定ムル員數ニ滿タザル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合
 - 二 厚生大臣ノ指定スル事業ヲ營ム者其ノ事業ニ使用スベキ男子青少年ノ雇入ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合
 - 三 男子青少年ヲ雇入シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合
 - 四 入替(應召ノ場合ヲ含ム以下同シ)ヲ命セラレタル青少年ヲ解雇シタル場合又ハ雇入スル青少年ノ入替中雇入期間ノ滿了シタル場合ニ於テ其ノ青少年ガ退替(入替ノ際行フ身體檢査ノ結果歸郷ヲ命セラレタル場合ヲ含ム)シタル日ヨリ三月以内ニ再ビ之ヲ雇入ルル場合
 - 五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合
- 第四條 女子タル青少年(以下女子青少年ト稱ス)ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外厚生大臣ノ指定スル業務(以下指定業務ト稱ス)ニ使用スル爲之ヲ雇入ルルコトヲ得ズ

- 一 指定業務ニ使用スル女子青少年ノ雇傭員數ガ命令ヲ以テ定ムル員數ニ滿タザル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合
 - 二 指定業務ニ使用スル女子青少年ヲ雇傭シ得ベキ總員數ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ員數ニ滿ツル迄之ヲ雇入ルル場合
 - 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合
- 第五條 地方長官第三條第二號ノ認可ノ申請ニ付不正又ハ虚偽ノ事實アリト認めムルトキハ認可ヲ取消スコトヲ得
- 第六條 厚生大臣又ハ地方長官ハ青少年ノ雇入ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
- 第七條 厚生大臣、地方長官又ハ職業紹介所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ報告ヲ徴スルコトヲ得
- 第八條 地方長官又ハ職業紹介所長必要ト認めムルトキハ青少年ノ雇入ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ青少年ヲ雇入レタル者又ハ雇入レントスル者ノ

〔北海勞〕

- 工場、事業場、事務所、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得
 - 前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ
- 第九條 年齢十二年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ本令ノ適用ニ付テハ其ノ者ガ年齢十二年ニ達スル時ニ於テ新ニ雇入ルルモノト看做ス但シ此ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ新ナル雇入ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ對スル認可又ハ不認可ノ處分アル時ニ新ニ雇入ルルモノト看做ス
- 第十條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業（命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ニ使用スル爲メ又ハ船員トシテ使用スル爲メ青少年ヲ雇入ルル場合ニハ之ヲ適用セズ
- 一 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐採ノ事業其ノ他ノ農業又ハ林業
 - 二 動物ノ飼育又ハ水産動物ノ採捕若ハ養殖ノ事業其ノ他ノ畜産業、養蠶業又ハ水産業
- 第十一條 本令ハ國、道府縣並ニ市町村及之ニ準ズベキモノ其ノ他命令ヲ以テ定ムルモノノ青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用

〔北海勞〕

第十二條 本令ハ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル女子青少年ノ雇入ニハ之ヲ適用セズ

第十三條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ職業紹介所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守（澎湖廳ニ在リテハ廳長）、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ道府縣トアルハ朝鮮ニ在リテハ道、臺灣ニ在リテハ州又ハ廳、南洋群島ニ在リテハ南洋群島地方費トス

附則

本令ハ昭和十五年三月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ第三條第二號ノ事業ヲ營ム者ハ本令施行後六十日間ヲ限リ同條同號ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第七章 雜則

● 青少年雇入制限令施行規則

昭和十五年二月十五日 厚生省令第二號

第九條ノ規定ハ本令施行前年齢十二年未滿ノ者ヲ雇入レ引續キ其ノ者ヲ雇傭スル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

改正 昭和十六年第二號 青少年雇入制限令施行規則左ノ通定ム

青少年雇入制限令施行規則

- 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ青少年雇入制限令（以下令ト稱ス）第二條第四號ノ規定ニ依リ令第二條ノ青少年（以下青少年ト稱ス）ニ準ズベキモノトス
- 一 軍人又ハ之ニ準ズベキ者（軍屬ヲ含ム）トシテ職團其ノ他ノ公務ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル者ニシテ其ノ固定シタル症狀恩給法施行令第二十四條、第二十四條ノ二又ハ第三十一條ニ規定スル傷病ノ程度ニ達スルモノ
 - 二 國民職業指導所長ニ於テ身體ノ障礙ニ因リ作業能力著シク劣レルモノト認定シタル者
- 前項第二號ノ認定ヲ受ケントスル者ハ様式第一號ニ依リ居住地ノ所轄國民職業指導所長ニ申請スベシ